## 別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号若しくは第五号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月　額　表

甲　　表

(一)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 |  | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  | 扶養親族等の数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |  |
| 以上 | 未満 | 税額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 12,300円未満 |  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | その月の社会保険料控除後の給与の金額の6％に相当する金額 |
| 12,300 | 12,500 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 817 |
| 12,500 | 12,700 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 836 |
| 12,700 | 12,900 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 855 |
| 12,900 | 13,100 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 875 |
| 13,100 | 13,300 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 894 |
| 13,300 | 13,500 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 913 |
| 13,500 | 13,700 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 932 |
| 13,700 | 13,900 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 951 |
| 13,900 | 14,100 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 971 |
| 14,100 | 14,300 | 120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 990 |
| 14,300 | 14,500 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,009 |
| 14,500 | 14,700 | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,028 |
| 14,700 | 14,900 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,047 |
| 14,900 | 15,100 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,067 |
| 15,100 | 15,300 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,086 |
| 15,300 | 15,500 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,105 |
| 15,500 | 15,900 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,124 |
| 15,900 | 16,300 | 240 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,163 |
| 16,300 | 16,700 | 270 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,201 |
| 16,700 | 17,100 | 290 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,250 |
| 17,100 | 17,500 | 320 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,322 |
| 17,500 | 17,900 | 350 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,404 |
| 17,900 | 18,300 | 370 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,487 |
| 18,300 | 18,700 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,569 |
| 18,700 | 19,100 | 420 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,651 |
| 19,100 | 19,500 | 450 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,734 |
| 19,500 | 19,900 | 470 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,816 |
| 19,900 | 20,300 | 500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,899 |
| 20,300 | 20,700 | 530 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,981 |
| 20,700 | 21,100 | 550 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,063 |
| 21,100 | 21,500 | 580 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,146 |
| 21,500 | 21,900 | 600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,228 |
| 21,900 | 22,300 | 630 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,311 |
| 22,300 | 22,700 | 650 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,393 |
| 22,700 | 23,100 | 680 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,475 |
| 23,100 | 23,500 | 710 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,552 |
| 23,500 | 23,900 | 750 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,628 |
| 23,900 | 24,300 | 780 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,704 |
| 24,300 | 24,700 | 810 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,780 |
| 24,700 | 25,100 | 840 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,856 |
| 25,100 | 25,500 | 870 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,932 |
| 25,500 | 25,900 | 910 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,008 |
| 25,900 | 26,300 | 940 | 180 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,084 |
| 26,300 | 26,700 | 970 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,160 |
| 26,700 | 27,100 | 1,000 | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,236 |

イ　月　額　表

甲　　表

(二)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 |  | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|  |  | 扶養親族等の数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |  |
| 以上 | 未満 | 税額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 27,100 | 27,500 | 1,030 | 260 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,312 |
| 27,500 | 28,100 | 1,070 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,388 |
| 28,100 | 28,700 | 1,120 | 330 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,502 |
| 28,700 | 29,300 | 1,170 | 370 | 140 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,616 |
| 29,300 | 29,900 | 1,220 | 410 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,730 |
| 29,900 | 30,500 | 1,270 | 450 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,853 |
| 30,500 | 31,100 | 1,310 | 480 | 250 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,993 |
| 31,100 | 31,700 | 1,360 | 520 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,185 |
| 31,700 | 32,300 | 1,410 | 560 | 330 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,377 |
| 32,300 | 32,900 | 1,460 | 600 | 370 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,569 |
| 32,900 | 33,500 | 1,510 | 640 | 400 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,761 |
| 33,500 | 34,100 | 1,580 | 680 | 440 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,938 |
| 34,100 | 34,700 | 1,660 | 730 | 480 | 250 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,106 |
| 34,700 | 35,300 | 1,740 | 780 | 530 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,266 |
| 35,300 | 35,900 | 1,820 | 840 | 570 | 340 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,425 |
| 35,900 | 36,500 | 1,900 | 890 | 610 | 380 | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,584 |
| 36,500 | 37,100 | 1,980 | 940 | 660 | 420 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,743 |
| 37,100 | 37,700 | 2,060 | 1,000 | 710 | 470 | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,902 |
| 37,700 | 38,300 | 2,140 | 1,050 | 760 | 510 | 280 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,061 |
| 38,300 | 38,900 | 2,220 | 1,110 | 820 | 550 | 320 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,220 |
| 38,900 | 39,500 | 2,300 | 1,160 | 870 | 600 | 360 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,379 |
| 39,500 | 40,100 | 2,390 | 1,210 | 920 | 640 | 410 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,538 |
| 40,100 | 40,700 | 2,470 | 1,270 | 980 | 690 | 450 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,697 |
| 40,700 | 41,300 | 2,550 | 1,320 | 1,030 | 740 | 490 | 260 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,856 |
| 41,300 | 41,900 | 2,630 | 1,380 | 1,090 | 790 | 540 | 300 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,015 |
| 41,900 | 42,500 | 2,710 | 1,430 | 1,140 | 850 | 580 | 340 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,174 |
| 42,500 | 43,100 | 2,790 | 1,480 | 1,190 | 900 | 620 | 390 | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,333 |
| 43,100 | 43,700 | 2,870 | 1,560 | 1,250 | 960 | 660 | 430 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,511 |
| 43,700 | 44,300 | 2,950 | 1,640 | 1,300 | 1,010 | 720 | 470 | 240 | 10 | 0 | 0 | 0 | 7,730 |
| 44,300 | 44,900 | 3,030 | 1,720 | 1,360 | 1,060 | 770 | 520 | 280 | 50 | 0 | 0 | 0 | 7,949 |
| 44,900 | 45,500 | 3,110 | 1,800 | 1,410 | 1,120 | 830 | 560 | 330 | 90 | 0 | 0 | 0 | 8,168 |
| 45,500 | 46,500 | 3,220 | 1,910 | 1,480 | 1,190 | 900 | 620 | 390 | 150 | 0 | 0 | 0 | 8,387 |
| 46,500 | 47,500 | 3,360 | 2,040 | 1,610 | 1,280 | 990 | 700 | 460 | 220 | 0 | 0 | 0 | 8,752 |
| 47,500 | 48,500 | 3,490 | 2,180 | 1,740 | 1,370 | 1,080 | 790 | 530 | 300 | 60 | 0 | 0 | 9,117 |
| 48,500 | 49,500 | 3,630 | 2,310 | 1,880 | 1,460 | 1,170 | 880 | 600 | 370 | 130 | 0 | 0 | 9,482 |
| 49,500 | 50,500 | 3,760 | 2,450 | 2,010 | 1,570 | 1,260 | 970 | 670 | 440 | 210 | 0 | 0 | 9,847 |
| 50,500 | 51,500 | 3,900 | 2,580 | 2,150 | 1,710 | 1,350 | 1,060 | 760 | 510 | 280 | 50 | 0 | 10,212 |
| 51,500 | 52,500 | 4,030 | 2,720 | 2,280 | 1,840 | 1,440 | 1,150 | 850 | 580 | 350 | 120 | 0 | 10,577 |
| 52,500 | 53,500 | 4,170 | 2,850 | 2,420 | 1,980 | 1,540 | 1,240 | 940 | 660 | 420 | 190 | 0 | 10,942 |
| 53,500 | 54,500 | 4,300 | 2,990 | 2,550 | 2,110 | 1,680 | 1,330 | 1,030 | 740 | 490 | 260 | 30 | 11,307 |
| 54,500 | 55,500 | 4,440 | 3,120 | 2,690 | 2,250 | 1,810 | 1,420 | 1,120 | 830 | 570 | 330 | 100 | 11,672 |
| 55,500 | 56,500 | 4,570 | 3,260 | 2,820 | 2,380 | 1,950 | 1,510 | 1,210 | 920 | 640 | 410 | 170 | 12,037 |
| 56,500 | 57,500 | 4,710 | 3,390 | 2,960 | 2,520 | 2,080 | 1,640 | 1,300 | 1,010 | 720 | 480 | 240 | 12,402 |
| 57,500 | 58,500 | 4,840 | 3,530 | 3,090 | 2,650 | 2,220 | 1,780 | 1,390 | 1,100 | 810 | 550 | 320 | 12,767 |
| 58,500 | 59,500 | 4,980 | 3,660 | 3,230 | 2,790 | 2,350 | 1,910 | 1,480 | 1,190 | 900 | 620 | 390 | 13,132 |
| 59,500 | 60,500 | 5,120 | 3,810 | 3,370 | 2,940 | 2,500 | 2,060 | 1,620 | 1,290 | 1,000 | 710 | 470 | 13,492 |
| 60,500 | 61,500 | 5,280 | 3,960 | 3,520 | 3,090 | 2,650 | 2,210 | 1,770 | 1,390 | 1,100 | 810 | 550 | 13,933 |
| 61,500 | 62,500 | 5,480 | 4,110 | 3,670 | 3,240 | 2,800 | 2,360 | 1,920 | 1,490 | 1,200 | 910 | 630 | 14,350 |
| 62,500 | 63,500 | 5,680 | 4,260 | 3,820 | 3,390 | 2,950 | 2,510 | 2,070 | 1,640 | 1,300 | 1,010 | 720 | 14,750 |
| 63,500 | 64,500 | 5,880 | 4,410 | 3,970 | 3,540 | 3,100 | 2,660 | 2,220 | 1,790 | 1,400 | 1,110 | 820 | 15,150 |

イ 月額表
甲表
(三)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 64,500 | 65,500 | 6,080 | 4,560 | 4,120 | 3,690 | 3,250 | 2,810 | 2,370 | 1,940 | 1,500 | 1,210 | 920 | 15,550 |
| 65,500 | 66,500 | 6,280 | 4,710 | 4,270 | 3,840 | 3,400 | 2,960 | 2,520 | 2,090 | 1,650 | 1,310 | 1,020 | 15,950 |
| 66,500 | 67,500 | 6,480 | 4,860 | 4,420 | 3,990 | 3,550 | 3,110 | 2,670 | 2,240 | 1,800 | 1,410 | 1,120 | 16,350 |
| 67,500 | 68,500 | 6,680 | 5,010 | 4,570 | 4,140 | 3,700 | 3,260 | 2,820 | 2,390 | 1,950 | 1,510 | 1,220 | 16,750 |
| 68,500 | 69,500 | 6,880 | 5,160 | 4,720 | 4,290 | 3,850 | 3,410 | 2,970 | 2,540 | 2,100 | 1,660 | 1,320 | 17,150 |
| 69,500 | 70,500 | 7,080 | 5,330 | 4,870 | 4,440 | 4,000 | 3,560 | 3,120 | 2,690 | 2,250 | 1,810 | 1,420 | 17,550 |
| 70,500 | 71,500 | 7,280 | 5,530 | 5,020 | 4,590 | 4,150 | 3,710 | 3,270 | 2,840 | 2,400 | 1,960 | 1,520 | 17,950 |
| 71,500 | 72,500 | 7,480 | 5,730 | 5,170 | 4,740 | 4,300 | 3,860 | 3,420 | 2,990 | 2,550 | 2,110 | 1,670 | 18,350 |
| 72,500 | 73,500 | 7,680 | 5,930 | 5,350 | 4,890 | 4,450 | 4,010 | 3,570 | 3,140 | 2,700 | 2,260 | 1,820 | 18,750 |
| 73,500 | 74,500 | 7,880 | 6,130 | 5,550 | 5,040 | 4,600 | 4,160 | 3,720 | 3,290 | 2,850 | 2,410 | 1,970 | 19,150 |
| 74,500 | 75,500 | 8,080 | 6,330 | 5,750 | 5,190 | 4,750 | 4,310 | 3,870 | 3,440 | 3,000 | 2,560 | 2,120 | 19,550 |
| 75,500 | 76,500 | 8,280 | 6,530 | 5,950 | 5,370 | 4,900 | 4,460 | 4,020 | 3,590 | 3,150 | 2,710 | 2,270 | 19,950 |
| 76,500 | 78,000 | 8,530 | 6,780 | 6,200 | 5,620 | 5,090 | 4,650 | 4,210 | 3,770 | 3,340 | 2,900 | 2,460 | 20,350 |
| 78,000 | 79,500 | 8,830 | 7,080 | 6,500 | 5,920 | 5,330 | 4,870 | 4,440 | 4,000 | 3,560 | 3,120 | 2,690 | 20,950 |
| 79,500 | 81,000 | 9,130 | 7,380 | 6,800 | 6,220 | 5,630 | 5,100 | 4,660 | 4,220 | 3,790 | 3,350 | 2,910 | 21,550 |
| 81,000 | 82,500 | 9,430 | 7,680 | 7,100 | 6,520 | 5,930 | 5,350 | 4,890 | 4,450 | 4,010 | 3,570 | 3,140 | 22,150 |
| 82,500 | 84,000 | 9,730 | 7,980 | 7,400 | 6,820 | 6,230 | 5,650 | 5,110 | 4,670 | 4,240 | 3,800 | 3,360 | 22,750 |
| 84,000 | 85,500 | 10,030 | 8,280 | 7,700 | 7,120 | 6,530 | 5,950 | 5,370 | 4,900 | 4,460 | 4,020 | 3,590 | 23,350 |
| 85,500 | 87,000 | 10,350 | 8,580 | 8,000 | 7,420 | 6,830 | 6,250 | 5,670 | 5,120 | 4,690 | 4,250 | 3,810 | 24,042 |
| 87,000 | 88,500 | 10,730 | 8,880 | 8,300 | 7,720 | 7,130 | 6,550 | 5,970 | 5,380 | 4,910 | 4,470 | 4,040 | 24,733 |
| 88,500 | 90,000 | 11,100 | 9,180 | 8,600 | 8,020 | 7,430 | 6,850 | 6,270 | 5,680 | 5,140 | 4,700 | 4,260 | 25,408 |
| 90,000 | 91,500 | 11,480 | 9,480 | 8,900 | 8,320 | 7,730 | 7,150 | 6,570 | 5,980 | 5,400 | 4,920 | 4,490 | 26,083 |
| 91,500 | 93,000 | 11,850 | 9,780 | 9,200 | 8,620 | 8,030 | 7,450 | 6,870 | 6,280 | 5,700 | 5,150 | 4,710 | 26,758 |
| 93,000 | 94,500 | 12,230 | 10,080 | 9,500 | 8,920 | 8,330 | 7,750 | 7,170 | 6,580 | 6,000 | 5,420 | 4,940 | 27,433 |
| 94,500 | 96,000 | 12,600 | 10,420 | 9,800 | 9,220 | 8,630 | 8,050 | 7,470 | 6,880 | 6,300 | 5,720 | 5,160 | 28,108 |
| 96,000 | 97,500 | 12,980 | 10,790 | 10,100 | 9,520 | 8,930 | 8,350 | 7,770 | 7,180 | 6,600 | 6,020 | 5,430 | 28,783 |
| 97,500 | 99,000 | 13,350 | 11,170 | 10,440 | 9,820 | 9,230 | 8,650 | 8,070 | 7,480 | 6,900 | 6,320 | 5,730 | 29,458 |
| 99,000 | 100,500 | 13,730 | 11,540 | 10,810 | 10,120 | 9,530 | 8,950 | 8,370 | 7,780 | 7,200 | 6,620 | 6,030 | 30,133 |
| 100,500 | 102,000 | 14,100 | 11,920 | 11,190 | 10,460 | 9,830 | 9,250 | 8,670 | 8,080 | 7,500 | 6,920 | 6,330 | 30,808 |
| 102,000 | 103,500 | 14,480 | 12,290 | 11,560 | 10,830 | 10,130 | 9,550 | 8,970 | 8,380 | 7,800 | 7,220 | 6,630 | 31,483 |
| 103,500 | 105,000 | 14,850 | 12,670 | 11,940 | 11,210 | 10,480 | 9,850 | 9,270 | 8,680 | 8,100 | 7,520 | 6,930 | 32,158 |
| 105,000 | 106,500 | 15,230 | 13,040 | 12,310 | 11,580 | 10,850 | 10,150 | 9,570 | 8,980 | 8,400 | 7,820 | 7,230 | 32,833 |
| 106,500 | 108,000 | 15,600 | 13,420 | 12,690 | 11,960 | 11,230 | 10,500 | 9,870 | 9,280 | 8,700 | 8,120 | 7,530 | 33,508 |
| 108,000 | 109,500 | 15,980 | 13,790 | 13,060 | 12,330 | 11,600 | 10,870 | 10,170 | 9,580 | 9,000 | 8,420 | 7,830 | 34,183 |
| 109,500 | 111,000 | 16,350 | 14,170 | 13,440 | 12,710 | 11,980 | 11,250 | 10,520 | 9,880 | 9,300 | 8,720 | 8,130 | 34,858 |
| 111,000 | 112,500 | 16,730 | 14,540 | 13,810 | 13,080 | 12,350 | 11,620 | 10,900 | 10,180 | 9,600 | 9,020 | 8,430 | 35,533 |
| 112,500 | 114,000 | 17,100 | 14,920 | 14,190 | 13,460 | 12,730 | 12,000 | 11,270 | 10,540 | 9,900 | 9,320 | 8,730 | 36,208 |
| 114,000 | 115,500 | 17,480 | 15,290 | 14,560 | 13,830 | 13,100 | 12,370 | 11,650 | 10,920 | 10,200 | 9,620 | 9,030 | 36,908 |
| 115,500 | 117,000 | 17,850 | 15,670 | 14,940 | 14,210 | 13,480 | 12,750 | 12,020 | 11,290 | 10,560 | 9,920 | 9,330 | 37,733 |
| 117,000 | 118,500 | 18,230 | 16,040 | 15,310 | 14,580 | 13,850 | 13,120 | 12,400 | 11,670 | 10,940 | 10,220 | 9,630 | 38,558 |
| 118,500 | 120,000 | 18,610 | 16,420 | 15,690 | 14,960 | 14,230 | 13,500 | 12,770 | 12,040 | 11,310 | 10,580 | 9,930 | 39,383 |
| 120,000 | 122,000 | 19,130 | 16,850 | 16,120 | 15,400 | 14,670 | 13,940 | 13,210 | 12,480 | 11,750 | 11,020 | 10,290 | 40,167 |
| 122,000 | 124,000 | 19,730 | 17,350 | 16,620 | 15,900 | 15,170 | 14,440 | 13,710 | 12,980 | 12,250 | 11,520 | 10,790 | 41,167 |
| 124,000 | 126,000 | 20,330 | 17,850 | 17,120 | 16,400 | 15,670 | 14,940 | 14,210 | 13,480 | 12,750 | 12,020 | 11,290 | 42,167 |
| 126,000 | 128,000 | 20,930 | 18,350 | 17,620 | 16,900 | 16,170 | 15,440 | 14,710 | 13,980 | 13,250 | 12,520 | 11,790 | 43,167 |
| 128,000 | 130,000 | 21,530 | 18,910 | 18,120 | 17,400 | 16,670 | 15,940 | 15,210 | 14,480 | 13,750 | 13,020 | 12,290 | 44,167 |
| 130,000 | 132,000 | 22,130 | 19,510 | 18,630 | 17,900 | 17,170 | 16,440 | 15,710 | 14,980 | 14,250 | 13,520 | 12,790 | 45,167 |
| 132,000 | 134,000 | 22,730 | 20,110 | 19,230 | 18,400 | 17,670 | 16,940 | 16,210 | 15,480 | 14,750 | 14,020 | 13,290 | 46,167 |
| 134,000 | 136,000 | 23,330 | 20,710 | 19,830 | 18,960 | 18,170 | 17,440 | 16,710 | 15,980 | 15,250 | 14,520 | 13,790 | 47,167 |
| 136,000 | 138,000 | 23,930 | 21,310 | 20,430 | 19,560 | 18,680 | 17,940 | 17,210 | 16,480 | 15,750 | 15,020 | 14,290 | 48,167 |

---

イ 月額表
甲表
(四)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 138,000 | 140,000 | 24,530 | 21,910 | 21,030 | 20,160 | 19,280 | 18,440 | 17,710 | 16,980 | 16,250 | 15,520 | 14,790 | 49,167 |
| 140,000 | 142,000 | 25,130 | 22,510 | 21,630 | 20,760 | 19,880 | 19,010 | 18,210 | 17,480 | 16,750 | 16,020 | 15,290 | 50,167 |
| 142,000 | 144,000 | 25,730 | 23,110 | 22,230 | 21,360 | 20,480 | 19,610 | 18,730 | 17,980 | 17,250 | 16,520 | 15,790 | 51,167 |
| 144,000 | 146,000 | 26,330 | 23,710 | 22,830 | 21,960 | 21,080 | 20,210 | 19,330 | 18,480 | 17,750 | 17,020 | 16,290 | 52,167 |
| 146,000 | 148,000 | 26,930 | 24,310 | 23,430 | 22,560 | 21,680 | 20,810 | 19,930 | 19,060 | 18,250 | 17,520 | 16,790 | 53,167 |
| 148,000 | 150,000 | 27,530 | 24,910 | 24,030 | 23,160 | 22,280 | 21,410 | 20,530 | 19,660 | 18,780 | 18,020 | 17,290 | 54,167 |
| 150,000 | 152,000 | 28,130 | 25,510 | 24,630 | 23,760 | 22,880 | 22,010 | 21,130 | 20,260 | 19,380 | 18,520 | 17,790 | 55,167 |
| 152,000 | 154,000 | 28,730 | 26,110 | 25,230 | 24,360 | 23,480 | 22,610 | 21,730 | 20,860 | 19,980 | 19,110 | 18,290 | 56,167 |
| 154,000 | 156,000 | 29,330 | 26,710 | 25,830 | 24,960 | 24,080 | 23,210 | 22,330 | 21,460 | 20,580 | 19,710 | 18,830 | 57,167 |
| 156,000 | 158,000 | 29,930 | 27,310 | 26,430 | 25,560 | 24,680 | 23,810 | 22,930 | 22,060 | 21,180 | 20,310 | 19,430 | 58,167 |
| 158,000 | 160,000 | 30,530 | 27,910 | 27,030 | 26,160 | 25,280 | 24,410 | 23,530 | 22,660 | 21,780 | 20,910 | 20,030 | 59,167 |
| 160,000 | 162,000 | 31,130 | 28,510 | 27,630 | 26,760 | 25,880 | 25,010 | 24,130 | 23,260 | 22,380 | 21,510 | 20,630 | 60,167 |
| 162,000 | 164,000 | 31,730 | 29,110 | 28,230 | 27,360 | 26,480 | 25,610 | 24,730 | 23,860 | 22,980 | 22,110 | 21,230 | 61,167 |
| 164,000 | 166,000 | 32,330 | 29,710 | 28,830 | 27,960 | 27,080 | 26,210 | 25,330 | 24,460 | 23,580 | 22,710 | 21,830 | 62,167 |
| 166,000 | 168,000 | 32,930 | 30,310 | 29,430 | 28,560 | 27,680 | 26,810 | 25,930 | 25,060 | 24,180 | 23,310 | 22,430 | 63,167 |
| 168,000 | 170,000 | 33,530 | 30,910 | 30,030 | 29,160 | 28,280 | 27,410 | 26,530 | 25,660 | 24,780 | 23,910 | 23,030 | 64,167 |
| 170,000 | 172,000 | 34,220 | 31,510 | 30,630 | 29,760 | 28,880 | 28,010 | 27,130 | 26,260 | 25,380 | 24,510 | 23,630 | 65,125 |
| 172,000 | 174,000 | 34,920 | 32,110 | 31,230 | 30,360 | 29,480 | 28,610 | 27,730 | 26,860 | 25,980 | 25,110 | 24,230 | 66,025 |
| 174,000 | 176,000 | 35,620 | 32,710 | 31,830 | 30,960 | 30,080 | 29,210 | 28,330 | 27,460 | 26,580 | 25,710 | 24,830 | 66,925 |
| 176,000 | 178,000 | 36,320 | 33,310 | 32,430 | 31,560 | 30,680 | 29,810 | 28,930 | 28,060 | 27,180 | 26,310 | 25,430 | 67,825 |
| 178,000 | 180,000 | 37,020 | 33,960 | 33,030 | 32,160 | 31,280 | 30,410 | 29,530 | 28,660 | 27,780 | 26,910 | 26,030 | 68,900 |
| 180,000 | 182,000 | 37,720 | 34,660 | 33,640 | 32,760 | 31,880 | 31,010 | 30,130 | 29,260 | 28,380 | 27,510 | 26,630 | 70,000 |
| 182,000 | 184,000 | 38,420 | 35,360 | 34,340 | 33,360 | 32,480 | 31,610 | 30,730 | 29,860 | 28,980 | 28,110 | 27,230 | 71,100 |
| 184,000 | 186,000 | 39,120 | 36,060 | 35,040 | 34,020 | 33,080 | 32,210 | 31,330 | 30,460 | 29,580 | 28,710 | 27,830 | 72,200 |
| 186,000 | 188,000 | 39,820 | 36,760 | 35,740 | 34,720 | 33,700 | 32,810 | 31,930 | 31,060 | 30,180 | 29,310 | 28,430 | 73,300 |
| 188,000 | 190,000 | 40,520 | 37,460 | 36,440 | 35,420 | 34,400 | 33,410 | 32,530 | 31,660 | 30,780 | 29,910 | 29,030 | 74,400 |
| 190,000 | 192,000 | 41,220 | 38,160 | 37,140 | 36,120 | 35,100 | 34,080 | 33,130 | 32,260 | 31,380 | 30,510 | 29,630 | 75,500 |
| 192,000 | 194,000 | 41,920 | 38,860 | 37,840 | 36,820 | 35,800 | 34,780 | 33,760 | 32,860 | 31,980 | 31,110 | 30,230 | 76,600 |
| 194,000 | 196,000 | 42,620 | 39,560 | 38,540 | 37,520 | 36,500 | 35,480 | 34,460 | 33,460 | 32,580 | 31,710 | 30,830 | 77,700 |
| 196,000 | 198,000 | 43,320 | 40,260 | 39,240 | 38,220 | 37,200 | 36,180 | 35,160 | 34,140 | 33,180 | 32,310 | 31,430 | 78,800 |
| 198,000 | 200,000 | 44,020 | 40,960 | 39,940 | 38,920 | 37,900 | 36,880 | 35,860 | 34,840 | 33,820 | 32,910 | 32,030 | 79,900 |
| 200,000円 | | 44,370 | 41,310 | 40,290 | 39,270 | 38,250 | 37,230 | 36,210 | 35,190 | 34,170 | 33,210 | 32,330 | 81,000 |
| 200,000円をこえ228,000円に満たない金額 | | 200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 81,000円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち200,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額 |

イ 月額表
甲表
（五）

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八条第五項の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | |
| 228,000 円 | | 円<br>54,170 | 円<br>51,110 | 円<br>50,090 | 円<br>49,070 | 円<br>48,050 | 円<br>47,030 | 円<br>46,010 | 円<br>44,990 | 円<br>43,970 | 円<br>43,010 | 円<br>42,130 | 円<br>93,600 |
| 228,000円をこえ353,000円に満たない金額 | | 228,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 93,600円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち228,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 |
| 353,000 円 | | 円<br>104,170 | 円<br>101,110 | 円<br>100,090 | 円<br>99,070 | 円<br>98,050 | 円<br>97,030 | 円<br>96,010 | 円<br>94,990 | 円<br>93,970 | 円<br>93,010 | 円<br>92,130 | 円<br>156,100 |
| 353,000円をこえ520,000円に満たない金額 | | 353,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 156,100円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち353,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額 |
| 520,000 円 | | 円<br>179,320 | 円<br>176,260 | 円<br>175,240 | 円<br>174,220 | 円<br>173,200 | 円<br>172,180 | 円<br>171,160 | 円<br>170,140 | 円<br>169,120 | 円<br>168,160 | 円<br>167,280 | 円<br>247,950 |
| 520,000円をこえる金額 | | 520,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 247,950円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち520,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額 |
| 扶養親族等の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | | 従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに 440円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 |
| その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 | | | | | | | | | | | | | |

（注） この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考） 税額の求め方は、次のとおりである。

㈠ 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

⑴ 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

㈑ まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(b) 年長扶養親族（年齢 15 歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,500 円

㈺ その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえないときは、㈑により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

㈧ その者が申告した扶養親族等の数が 10 人をこえるときは、㈑により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が 10 人である者として㈺により求めた税額から、扶養親族等の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額が、その求める税額である。

㈡ 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、㈺又は㈧により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

⑵ 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等 1 人ごとに 440 円を控除した金額）が、その求める税額である。

㈡ 第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が 15 歳以上の扶養親族又は 15 歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族 1 人につき 5,000 円又は 3,500 円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして㈠の⑴の㈺及び㈡により求めた金額が、その求める税額である。

イ 月額表

乙　表（控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者（第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）

（一）

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1　人 | 2　人 | 3　人 | 4　人 | 5　人 | 6　人 | 7　人 | 8　人 | 9　人 | 10　人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円<br>19,500円未満 | 円 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 | 円<br>0 |
| 19,500 | 19,900 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19,900 | 20,300 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20,300 | 20,700 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20,700 | 21,100 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21,100 | 21,500 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21,500 | 21,900 | 140 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21,900 | 22,300 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22,300 | 22,700 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22,700 | 23,100 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23,100 | 23,500 | 240 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23,500 | 23,900 | 260 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23,900 | 24,300 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24,300 | 24,700 | 310 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 24,700 | 25,100 | 340 | 110 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25,100 | 25,500 | 370 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25,500 | 25,900 | 390 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 25,900 | 26,300 | 420 | 180 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26,300 | 26,700 | 440 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 26,700 | 27,100 | 470 | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27,100 | 27,500 | 490 | 260 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 27,500 | 28,100 | 530 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28,100 | 28,700 | 560 | 330 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 28,700 | 29,300 | 600 | 370 | 140 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 29,300 | 29,900 | 640 | 410 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 29,900 | 30,500 | 680 | 450 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 30,500 | 31,100 | 730 | 480 | 250 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31,100 | 31,700 | 780 | 520 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 31,700 | 32,300 | 830 | 560 | 330 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 32,300 | 32,900 | 870 | 600 | 370 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 32,900 | 33,500 | 920 | 640 | 400 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 33,500 | 34,100 | 970 | 680 | 440 | 210 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34,100 | 34,700 | 1,020 | 730 | 480 | 250 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 34,700 | 35,300 | 1,070 | 780 | 530 | 290 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35,300 | 35,900 | 1,130 | 840 | 570 | 340 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 35,900 | 36,500 | 1,180 | 890 | 610 | 380 | 150 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 36,500 | 37,100 | 1,240 | 940 | 660 | 420 | 190 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37,100 | 37,700 | 1,290 | 1,000 | 710 | 470 | 230 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 37,700 | 38,300 | 1,340 | 1,050 | 760 | 510 | 280 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 38,300 | 38,900 | 1,400 | 1,110 | 820 | 550 | 320 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 38,900 | 39,500 | 1,450 | 1,160 | 870 | 600 | 360 | 130 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 39,500 | 40,100 | 1,510 | 1,210 | 920 | 640 | 410 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40,100 | 40,700 | 1,590 | 1,270 | 980 | 690 | 450 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 40,700 | 41,300 | 1,670 | 1,320 | 1,030 | 740 | 490 | 260 | 30 | 0 | 0 | 0 |
| 41,300 | 41,900 | 1,750 | 1,380 | 1,090 | 790 | 530 | 300 | 70 | 0 | 0 | 0 |
| 41,900 | 42,500 | 1,830 | 1,430 | 1,140 | 850 | 580 | 340 | 110 | 0 | 0 | 0 |
| 42,500 | 43,100 | 1,920 | 1,480 | 1,190 | 900 | 620 | 390 | 150 | 0 | 0 | 0 |
| 43,100 | 43,700 | 2,000 | 1,560 | 1,250 | 960 | 660 | 430 | 200 | 0 | 0 | 0 |
| 43,700 | 44,300 | 2,080 | 1,640 | 1,300 | 1,010 | 720 | 470 | 240 | 10 | 0 | 0 |
| 44,300 | 44,900 | 2,160 | 1,720 | 1,360 | 1,060 | 770 | 520 | 280 | 50 | 0 | 0 |
| 44,900 | 45,500 | 2,240 | 1,800 | 1,410 | 1,120 | 830 | 560 | 330 | 90 | 0 | 0 |

---

イ 月額表

乙　表

（二）

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1　人 | 2　人 | 3　人 | 4　人 | 5　人 | 6　人 | 7　人 | 8　人 | 9　人 | 10　人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円<br>45,500 | 円<br>46,500 | 円<br>2,350 | 円<br>1,910 | 円<br>1,480 | 円<br>1,190 | 円<br>900 | 円<br>620 | 円<br>390 | 円<br>150 | 円<br>0 | 円<br>0 |
| 46,500 | 47,500 | 2,480 | 2,040 | 1,610 | 1,280 | 990 | 700 | 460 | 220 | 0 | 0 |
| 47,500 | 48,500 | 2,620 | 2,180 | 1,740 | 1,370 | 1,080 | 790 | 530 | 300 | 60 | 0 |
| 48,500 | 49,500 | 2,750 | 2,310 | 1,880 | 1,460 | 1,170 | 880 | 600 | 370 | 130 | 0 |
| 49,500 | 50,500 | 2,890 | 2,450 | 2,010 | 1,570 | 1,260 | 970 | 670 | 440 | 210 | 0 |
| 50,500 | 51,500 | 3,020 | 2,580 | 2,150 | 1,710 | 1,350 | 1,060 | 760 | 510 | 280 | 40 |
| 51,500 | 52,500 | 3,160 | 2,720 | 2,280 | 1,840 | 1,440 | 1,150 | 850 | 580 | 350 | 120 |
| 52,500 | 53,500 | 3,290 | 2,850 | 2,420 | 1,980 | 1,540 | 1,240 | 940 | 660 | 420 | 190 |
| 53,500 | 54,500 | 3,430 | 2,990 | 2,550 | 2,110 | 1,680 | 1,330 | 1,030 | 740 | 490 | 260 |
| 54,500 | 55,500 | 3,560 | 3,120 | 2,690 | 2,250 | 1,810 | 1,420 | 1,120 | 830 | 570 | 330 |
| 55,500 | 56,500 | 3,700 | 3,260 | 2,820 | 2,380 | 1,950 | 1,510 | 1,210 | 920 | 640 | 400 |
| 56,500 | 57,500 | 3,830 | 3,390 | 2,960 | 2,520 | 2,080 | 1,640 | 1,300 | 1,010 | 720 | 480 |
| 57,500 | 58,500 | 3,970 | 3,530 | 3,090 | 2,650 | 2,220 | 1,780 | 1,390 | 1,100 | 810 | 550 |
| 58,500 | 59,500 | 4,100 | 3,660 | 3,230 | 2,790 | 2,350 | 1,910 | 1,480 | 1,190 | 900 | 620 |
| 59,500 | 60,500 | 4,250 | 3,810 | 3,370 | 2,940 | 2,500 | 2,060 | 1,620 | 1,290 | 1,000 | 710 |
| 60,500 | 61,500 | 4,400 | 3,960 | 3,520 | 3,090 | 2,650 | 2,210 | 1,770 | 1,390 | 1,100 | 810 |
| 61,500 | 62,500 | 4,550 | 4,110 | 3,670 | 3.240 | 2,800 | 2,360 | 1,920 | 1,490 | 1,200 | 910 |
| 62,500 | 63,500 | 4,700 | 4,260 | 3,820 | 3,390 | 2,950 | 2,510 | 2,070 | 1,640 | 1,300 | 1,010 |
| 63,500 | 64,500 | 4,850 | 4,410 | 3,970 | 3,540 | 3,100 | 2,660 | 2,220 | 1,790 | 1,400 | 1,110 |
| 64,500 | 65,500 | 5,000 | 4,560 | 4,120 | 3,690 | 3,250 | 2,810 | 2,370 | 1,940 | 1,500 | 1,210 |
| 65,500 | 66,500 | 5,150 | 4,710 | 4,270 | 3,840 | 3,400 | 2,960 | 2,520 | 2,090 | 1,650 | 1,310 |
| 66,500 | 67,500 | 5,320 | 4,860 | 4,420 | 3,990 | 3,550 | 3,110 | 2,670 | 2,240 | 1,800 | 1,410 |
| 67,500 | 68,500 | 5,520 | 5,010 | 4,570 | 4,140 | 3,700 | 3,260 | 2,820 | 2,390 | 1,950 | 1,510 |
| 68,500 | 69,500 | 5,720 | 5,160 | 4,720 | 4,290 | 3,850 | 3,410 | 2,970 | 2,540 | 2,100 | 1,660 |
| 69,500 | 70,500 | 5,920 | 5,330 | 4,870 | 4,440 | 4,000 | 3,560 | 3,120 | 2,690 | 2,250 | 1,810 |
| 70,500 | 71,500 | 6,120 | 5,530 | 5,020 | 4,590 | 4,150 | 3,710 | 3,270 | 2,840 | 2,400 | 1,960 |
| 71,500 | 72,500 | 6,320 | 5,730 | 5,170 | 4,740 | 4,300 | 3,860 | 3,420 | 2,990 | 2,550 | 2,110 |
| 72,500 | 73,500 | 6,520 | 5,930 | 5,350 | 4,890 | 4,450 | 4,010 | 3,570 | 3,140 | 2,700 | 2,260 |
| 73,500 | 74,500 | 6,720 | 6,130 | 5,550 | 5,040 | 4,600 | 4,160 | 3,720 | 3,290 | 2,850 | 2,410 |
| 74,500 | 75,500 | 6,920 | 6,330 | 5,750 | 5,190 | 4,750 | 4,310 | 3,870 | 3,440 | 3,000 | 2,560 |
| 75,500 | 76,500 | 7,120 | 6,530 | 5,950 | 5,370 | 4,900 | 4,460 | 4,020 | 3,590 | 3,150 | 2,710 |
| 76,500 | 78,000 | 7,370 | 6,780 | 6,200 | 5,620 | 5,090 | 4,650 | 4,210 | 3,770 | 3,340 | 2,900 |
| 78,000 | 79,500 | 7,670 | 7,080 | 6,500 | 5,920 | 5,330 | 4,870 | 4,440 | 4,000 | 3,560 | 3,120 |
| 79,500 | 81,000 | 7,970 | 7,380 | 6,800 | 6,220 | 5,630 | 5,100 | 4,660 | 4,220 | 3,790 | 3,350 |
| 81.000 | 82,500 | 8,270 | 7,680 | 7,100 | 6,520 | 5,930 | 5,350 | 4,890 | 4,450 | 4,010 | 3,570 |
| 82,500 | 84,000 | 8,570 | 7,980 | 7,400 | 6,820 | 6,230 | 5,650 | 5,110 | 4,670 | 4,240 | 3,800 |
| 84,000 | 85,500 | 8,870 | 8,280 | 7,700 | 7,120 | 6,530 | 5,950 | 5,370 | 4,900 | 4,460 | 4,020 |
| 85,500 | 87,000 | 9,170 | 8,580 | 8,000 | 7,420 | 6,830 | 6,250 | 5,670 | 5,120 | 4,690 | 4,250 |
| 87,000 | 88,500 | 9,470 | 8,880 | 8,300 | 7,720 | 7,130 | 6,550 | 5,970 | 5,380 | 4,910 | 4,470 |
| 88,500 | 90,000 | 9,770 | 9,180 | 8,600 | 8,020 | 7,430 | 6,850 | 6,270 | 5,680 | 5,140 | 4,700 |
| 90,000 | 91,500 | 10,070 | 9,480 | 8,900 | 8,320 | 7,730 | 7,150 | 6,570 | 5,980 | 5,400 | 4,920 |
| 91,500 | 93,000 | 10,400 | 9,780 | 9,200 | 8,620 | 8,030 | 7,450 | 6,870 | 6,280 | 5,700 | 5,150 |
| 93,000 | 94,500 | 10,770 | 10,080 | 9,500 | 8,920 | 8,330 | 7,750 | 7,170 | 6,580 | 6,000 | 5,420 |
| 94,500 | 96,000 | 11,150 | 10,420 | 9,800 | 9,220 | 8,630 | 8,050 | 7,470 | 6,880 | 6,300 | 5,720 |
| 96,000 | 97,500 | 11,520 | 10,790 | 10,100 | 9,520 | 8,930 | 8,350 | 7,770 | 7,180 | 6,600 | 6,020 |
| 97,500 | 99,000 | 11,900 | 11,170 | 10,440 | 9,820 | 9,230 | 8,650 | 8,070 | 7,480 | 6,900 | 6,320 |
| 99,000 | 100,500 | 12,270 | 11,540 | 10,810 | 10,120 | 9,530 | 8,950 | 8,370 | 7,780 | 7,200 | 6,620 |
| 100,500 | 102,000 | 12,650 | 11,920 | 11,190 | 10,460 | 9,830 | 9.250 | 8,670 | 8,080 | 7,500 | 6,920 |
| 102,000 | 103,500 | 13,020 | 12,290 | 11,560 | 10,830 | 10,130 | 9,550 | 8,970 | 8,380 | 7,800 | 7,220 |
| 103,500 | 105,000 | 13,400 | 12,670 | 11,940 | 11,210 | 10,480 | 9,850 | 9,270 | 8,680 | 8,100 | 7,520 |

イ 月額表

乙　表

(三)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 105,000 | 106,500 | 13,770 | 13,040 | 12,310 | 11,580 | 10,850 | 10,150 | 9,570 | 8,980 | 8,400 | 7,820 |
| 106,500 | 108,000 | 14,150 | 13,420 | 12,690 | 11,960 | 11,230 | 10,500 | 9,870 | 9,280 | 8,700 | 8,120 |
| 108,000 | 109,500 | 14,520 | 13,790 | 13,060 | 12,330 | 11,600 | 10,870 | 10,170 | 9,580 | 9,000 | 8,420 |
| 109,500 | 111,000 | 14,900 | 14,170 | 13,440 | 12,710 | 11,980 | 11,250 | 10,520 | 9,880 | 9,300 | 8,720 |
| 111,000 | 112,500 | 15,270 | 14,540 | 13,810 | 13,080 | 12,350 | 11,620 | 10,890 | 10,180 | 9,600 | 9,020 |
| 112,500 | 114,000 | 15,650 | 14,920 | 14,190 | 13,460 | 12,730 | 12,000 | 11,270 | 10,540 | 9,900 | 9,320 |
| 114,000 | 115,500 | 16,020 | 15,290 | 14,560 | 13,830 | 13,100 | 12,370 | 11,640 | 10,920 | 10,200 | 9,620 |
| 115,500 | 117,000 | 16,400 | 15,670 | 14,940 | 14,210 | 13,480 | 12,750 | 12,020 | 11,290 | 10,560 | 9,920 |
| 117,000 | 118,500 | 16,770 | 16,040 | 15,310 | 14,580 | 13,850 | 13,120 | 12,390 | 11,670 | 10,940 | 10,220 |
| 118,500 | 120,000 | 17,150 | 16,420 | 15,690 | 14,960 | 14,230 | 13,500 | 12,770 | 12,040 | 11,310 | 10,580 |
| 120,000 | 122,000 | 17,580 | 16,850 | 16,120 | 15,400 | 14,670 | 13,940 | 13,210 | 12,480 | 11,750 | 11,020 |
| 122,000 | 124,000 | 18,080 | 17,350 | 16,620 | 15,900 | 15,170 | 14,440 | 13,710 | 12,980 | 12,250 | 11,520 |
| 124,000 | 126,000 | 18,580 | 17,850 | 17,120 | 16,400 | 15,670 | 14,940 | 14,210 | 13,480 | 12,750 | 12,020 |
| 126,000 | 128,000 | 19,180 | 18,350 | 17,620 | 16,900 | 16,170 | 15,440 | 14,710 | 13,980 | 13,250 | 12,520 |
| 128,000 | 130,000 | 19,780 | 18,910 | 18,120 | 17,400 | 16,670 | 15,940 | 15,210 | 14,480 | 13,750 | 13,020 |
| 130,000 | 132,000 | 20,380 | 19,510 | 18,630 | 17,900 | 17,170 | 16,440 | 15,710 | 14,980 | 14,250 | 13,520 |
| 132,000 | 134,000 | 20,980 | 20,110 | 19,230 | 18,400 | 17,670 | 16,940 | 16,210 | 15,480 | 14,750 | 14,020 |
| 134,000 | 136,000 | 21,580 | 20,710 | 19,830 | 18,960 | 18,170 | 17,440 | 16,710 | 15,980 | 15,250 | 14,520 |
| 136,000 | 138,000 | 22,180 | 21,310 | 20,430 | 19,560 | 18,680 | 17,940 | 17,210 | 16,480 | 15,750 | 15,020 |
| 138,000 | 140,000 | 22,780 | 21,910 | 21,030 | 20,160 | 19,280 | 18,440 | 17,710 | 16,980 | 16,250 | 15,520 |
| 140,000 | 142,000 | 23,380 | 22,510 | 21,630 | 20,760 | 19,880 | 19,010 | 18,210 | 17,480 | 16,750 | 16,020 |
| 142,000 | 144,000 | 23,980 | 23,110 | 22,230 | 21,360 | 20,480 | 19,610 | 18,730 | 17,980 | 17,250 | 16,520 |
| 144,000 | 146,000 | 24,580 | 23,710 | 22,830 | 21,960 | 21,080 | 20,210 | 19,330 | 18,480 | 17,750 | 17,020 |
| 146,000 | 148,000 | 25,180 | 24,310 | 23,430 | 22,560 | 21,680 | 20,810 | 19,930 | 19,060 | 18,250 | 17,520 |
| 148,000 | 150,000 | 25,780 | 24,910 | 24,030 | 23,160 | 22,280 | 21,410 | 20,530 | 19,660 | 18,780 | 18,020 |
| 150,000 | 152,000 | 26,380 | 25,510 | 24,630 | 23,760 | 22,880 | 22,010 | 21,130 | 20,260 | 19,380 | 18,520 |
| 152,000 | 154,000 | 26,980 | 26,110 | 25,230 | 24,360 | 23,480 | 22,610 | 21,730 | 20,860 | 19,980 | 19,110 |
| 154,000 | 156,000 | 27,580 | 26,710 | 25,830 | 24,960 | 24,080 | 23,210 | 22,330 | 21,460 | 20,580 | 19,710 |
| 156,000 | 158,000 | 28,180 | 27,310 | 26,430 | 25,560 | 24,680 | 23,810 | 22,930 | 22,060 | 21,180 | 20,310 |
| 158,000 | 160,000 | 28,780 | 27,910 | 27,030 | 26,160 | 25,280 | 24,410 | 23,530 | 22,660 | 21,780 | 20,910 |
| 160,000 | 162,000 | 29,380 | 28,510 | 27,630 | 26,760 | 25,880 | 25,010 | 24,130 | 23,260 | 22,380 | 21,510 |
| 162,000 | 164,000 | 29,980 | 29,110 | 28,230 | 27,360 | 26,480 | 25,610 | 24,730 | 23,860 | 22,980 | 22,110 |
| 164,000 | 166,000 | 30,580 | 29,710 | 28,830 | 27,960 | 27,080 | 26,210 | 25,330 | 24,460 | 23,580 | 22,710 |
| 166,000 | 168,000 | 31,180 | 30,310 | 29.430 | 28,560 | 27,680 | 26,810 | 25,930 | 25,060 | 24,180 | 23,310 |
| 168,000 | 170,000 | 31,780 | 30,910 | 30,030 | 29,160 | 28,280 | 27,410 | 26.530 | 25,660 | 24,780 | 23,910 |
| 170,000 | 172,000 | 32,380 | 31,510 | 30,630 | 29,760 | 28,880 | 28,010 | 27,130 | 26,260 | 25,380 | 24,510 |
| 172,000 | 174,000 | 32,980 | 32,110 | 31,230 | 30,360 | 29,480 | 28,610 | 27,730 | 26,860 | 25,980 | 25,110 |
| 174,000 | 176,000 | 33,580 | 32,710 | 31,830 | 30,960 | 30,080 | 29,210 | 28,330 | 27,460 | 26,580 | 25,710 |
| 176,000 | 178,000 | 34,280 | 33,310 | 32,430 | 31,560 | 30,680 | 29,810 | 28,930 | 28,060 | 27,180 | 26,310 |
| 178,000 | 180,000 | 34,980 | 33,960 | 33,030 | 32,160 | 31,280 | 30,410 | 29,530 | 28,660 | 27,780 | 26,910 |
| 180,000 | 182,000 | 35,680 | 34,660 | 33,640 | 32,760 | 31,880 | 31,010 | 30,130 | 29,260 | 28,380 | 27,510 |
| 182,000 | 184,000 | 36,380 | 35,360 | 34,340 | 33,360 | 32,480 | 31,610 | 30,730 | 29,860 | 28,980 | 28,110 |
| 184,000 | 186,000 | 37,080 | 36,060 | 35,040 | 34,020 | 33,080 | 32,210 | 31,330 | 30,460 | 29,580 | 28,710 |
| 186,000 | 188,000 | 37,780 | 36,760 | 35,740 | 34,720 | 33,700 | 32,810 | 31,930 | 31,060 | 30,180 | 29,310 |
| 188,000 | 190,000 | 38,480 | 37,460 | 36,440 | 35,420 | 34,400 | 33,410 | 32,530 | 31,660 | 30,780 | 29,910 |
| 190,000 | 192,000 | 39,180 | 38,160 | 37,140 | 36,120 | 35,100 | 34,080 | 33,130 | 32,260 | 31,380 | 30,510 |
| 192,000 | 194,000 | 39,880 | 38,860 | 37,840 | 36,820 | 35,800 | 34,780 | 33,760 | 32,860 | 31,980 | 31,110 |
| 194,000 | 196,000 | 40,580 | 39,560 | 38,540 | 37,520 | 36,500 | 35,480 | 34,460 | 33,460 | 32,580 | 31,710 |
| 196,000 | 198,000 | 41,280 | 40,260 | 39,240 | 38,220 | 37,200 | 36,180 | 35,160 | 34,140 | 33,180 | 32,310 |
| 198,000 | 200,000 | 41,980 | 40,960 | 39,940 | 38,920 | 37,900 | 36,880 | 35,860 | 34,840 | 33,820 | 32,910 |

---

イ 月額表

乙　表

(四)

| その月の社会保険料控除後の給与の金額 | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以上　未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 200,000 円 | 円<br>42,330 | 円<br>41,310 | 円<br>40,290 | 円<br>39,270 | 円<br>38,250 | 円<br>37,230 | 円<br>36,210 | 円<br>35,190 | 円<br>34,170 | 円<br>33,210 |
| 200,000 円をこえ 228,000 円に満たない金額 | 200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 200,000 円をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 228,000 円 | 円<br>52,130 | 円<br>51,110 | 円<br>50,090 | 円<br>49,070 | 円<br>48,050 | 円<br>47,030 | 円<br>46,010 | 円<br>44,990 | 円<br>43,970 | 円<br>43,010 |
| 228,000 円をこえ 353,000 円に満たない金額 | 228,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 228,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 353,000 円 | 円<br>102,130 | 円<br>101,110 | 円<br>100,090 | 円<br>99,070 | 円<br>98,050 | 円<br>97,030 | 円<br>96,010 | 円<br>94,990 | 円<br>93,970 | 円<br>93,010 |
| 353,000 円をこえ 520,000 円に満たない金額 | 353,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 353,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 520,000 円 | 円<br>177,280 | 円<br>176,260 | 円<br>175,240 | 円<br>174,220 | 円<br>173,200 | 円<br>172,180 | 円<br>171,160 | 円<br>170,140 | 円<br>169,120 | 円<br>168,160 |
| 520,000 円をこえる金額 | 520,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち 520,000 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額 | | | | | | | | | | |
| その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 | | | | | | | | | | |

（備考）　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

⑴　まず、その者のその月の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

㈠　当該給与から控除される社会保険料の金額

㈡　年長扶養親族（年齢 15 歳以上の扶養親族のうちの 1 人を除いた者をいう。）を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族 1 人につき 1,500 円

⑵　その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえない場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　その者が申告した扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、⑴により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が 10 人である者として⑵により求めた税額から、扶養親族の数が 10 人をこえる 1 人ごとに 440 円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、⑵又は⑶により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに 500 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表　（第三十八条第一項第一号、第五号若しくは第六号又は同条第五項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　日　額　表

甲　　表

（一）

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 460 | 円未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | その日の社会保険料控除後の給与の金額の6%に相当する金額 | 0 |
| 460 | 470 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 31 | 0 |
| 470 | 480 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 480 | 490 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 490 | 500 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | 0 |
| 500 | 510 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 |
| 510 | 520 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 0 |
| 520 | 530 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 | 0 |
| 530 | 540 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 38 | 0 |
| 540 | 550 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 0 |
| 550 | 560 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 | 0 |
| 560 | 570 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 |
| 570 | 580 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 | 0 |
| 580 | 590 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 0 |
| 590 | 600 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 47 | 0 |
| 600 | 610 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 49 | 0 |
| 610 | 620 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 0 |
| 620 | 630 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 | 0 |
| 630 | 640 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 55 | 0 |
| 640 | 650 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 58 | 0 |
| 650 | 660 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 60 | 0 |
| 660 | 670 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 | 0 |
| 670 | 680 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64 | 0 |
| 680 | 700 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 66 | 0 |
| 700 | 720 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 | 0 |
| 720 | 740 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74 | 0 |
| 740 | 760 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78 | 0 |
| 760 | 780 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 83 | 0 |
| 780 | 800 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87 | 0 |
| 800 | 820 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 | 0 |
| 820 | 840 | 25 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 94 | 0 |
| 840 | 860 | 30 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 98 | 0 |
| 860 | 880 | 30 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 102 | 0 |
| 880 | 900 | 30 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 106 | 0 |
| 900 | 920 | 35 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 109 | 0 |
| 920 | 940 | 35 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 113 | 0 |
| 940 | 960 | 35 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 117 | 0 |
| 960 | 980 | 40 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 121 | 0 |
| 980 | 1,000 | 40 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 125 | 0 |
| 1,000 | 1,020 | 40 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 129 | 0 |
| 1,020 | 1,040 | 45 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 135 | 0 |
| 1,040 | 1,060 | 45 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 141 | 0 |
| 1,060 | 1,080 | 45 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 148 | 0 |
| 1,080 | 1,100 | 50 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 154 | 0 |
| 1,100 | 1,120 | 50 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 160 | 0 |
| 1,120 | 1,140 | 50 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 166 | 0 |

ロ　日　額　表

甲　　表

（二）

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1,140 | 1,160 | 55 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 172 | 0 |
| 1,160 | 1,180 | 55 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 177 | 0 |
| 1,180 | 1,200 | 60 | 25 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 183 | 0 |
| 1,200 | 1,220 | 60 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 188 | 0 |
| 1,220 | 1,240 | 65 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 193 | 0 |
| 1,240 | 1,260 | 70 | 35 | 25 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 199 | 0 |
| 1,260 | 1,280 | 70 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 204 | 0 |
| 1,280 | 1,300 | 75 | 35 | 25 | 20 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 209 | 0 |
| 1,300 | 1,320 | 75 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 214 | 0 |
| 1,320 | 1,340 | 80 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 220 | 0 |
| 1,340 | 1,360 | 80 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 225 | 0 |
| 1,360 | 1,380 | 85 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 230 | 0 |
| 1,380 | 1,400 | 85 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 236 | 0 |
| 1,400 | 1,440 | 90 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 241 | 0 |
| 1,440 | 1,480 | 95 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 253 | 3 |
| 1,480 | 1,520 | 100 | 60 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 267 | 5 |
| 1,520 | 1,560 | 105 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 282 | 8 |
| 1,560 | 1,600 | 110 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 296 | 10 |
| 1,600 | 1,640 | 120 | 75 | 60 | 45 | 35 | 25 | 20 | 10 | 0 | 0 | 0 | 311 | 13 |
| 1,640 | 1,680 | 125 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 326 | 16 |
| 1,680 | 1,720 | 130 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 340 | 19 |
| 1,720 | 1,760 | 135 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 355 | 22 |
| 1,760 | 1,800 | 140 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 369 | 25 |
| 1,800 | 1,840 | 145 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 384 | 28 |
| 1,840 | 1,880 | 150 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 399 | 30 |
| 1,880 | 1,920 | 155 | 110 | 95 | 80 | 70 | 55 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 413 | 34 |
| 1,920 | 1,960 | 160 | 115 | 100 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 25 | 20 | 10 | 428 | 38 |
| 1,960 | 2,000 | 165 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 442 | 41 |
| 2,000 | 2,040 | 175 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 457 | 45 |
| 2,040 | 2,080 | 180 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 474 | 48 |
| 2,080 | 2,120 | 190 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 55 | 40 | 30 | 20 | 490 | 52 |
| 2,120 | 2,160 | 195 | 145 | 130 | 115 | 105 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 25 | 506 | 56 |
| 2,160 | 2,200 | 205 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 522 | 59 |
| 2,200 | 2,240 | 215 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 538 | 63 |
| 2,240 | 2,280 | 220 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 | 40 | 554 | 66 |
| 2,280 | 2,320 | 230 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 85 | 70 | 55 | 40 | 570 | 71 |
| 2,320 | 2,360 | 235 | 180 | 160 | 145 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 45 | 586 | 77 |
| 2,360 | 2,400 | 245 | 185 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 602 | 82 |
| 2,400 | 2,440 | 255 | 195 | 175 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 618 | 87 |
| 2,440 | 2,480 | 260 | 200 | 185 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 65 | 634 | 93 |
| 2,480 | 2,520 | 270 | 210 | 190 | 170 | 155 | 140 | 125 | 115 | 100 | 85 | 70 | 650 | 98 |
| 2,520 | 2,560 | 275 | 220 | 200 | 180 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 666 | 104 |
| 2,560 | 2,600 | 285 | 225 | 205 | 185 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 682 | 109 |
| 2,600 | 2,640 | 295 | 235 | 215 | 195 | 175 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 698 | 114 |
| 2,640 | 2,700 | 305 | 245 | 225 | 205 | 185 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 714 | 120 |
| 2,700 | 2,760 | 315 | 255 | 235 | 215 | 200 | 180 | 160 | 145 | 130 | 120 | 105 | 738 | 128 |
| 2,760 | 2,820 | 325 | 270 | 250 | 230 | 210 | 190 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 762 | 137 |
| 2,820 | 2,880 | 340 | 280 | 260 | 240 | 220 | 200 | 180 | 165 | 150 | 135 | 120 | 786 | 146 |
| 2,880 | 2,940 | 355 | 290 | 275 | 255 | 235 | 215 | 195 | 175 | 160 | 145 | 130 | 815 | 155 |
| 2,940 | 3,000 | 370 | 305 | 285 | 265 | 245 | 225 | 205 | 185 | 170 | 155 | 140 | 842 | 164 |

ロ　日額表

甲　表

(三)

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税 | | | | | | | | 額 | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 3,000 | 3,060 | 385 | 315 | 295 | 275 | 260 | 240 | 220 | 200 | 180 | 165 | 150 | 869 | 173 |
| 3,060 | 3,120 | 400 | 330 | 310 | 290 | 270 | 250 | 230 | 210 | 190 | 170 | 155 | 896 | 182 |
| 3,120 | 3,180 | 415 | 340 | 320 | 300 | 280 | 260 | 240 | 225 | 205 | 185 | 165 | 923 | 191 |
| 3,180 | 3,240 | 430 | 355 | 335 | 315 | 295 | 275 | 255 | 235 | 215 | 195 | 175 | 950 | 200 |
| 3,240 | 3,300 | 445 | 370 | 345 | 325 | 305 | 285 | 265 | 245 | 225 | 210 | 190 | 977 | 209 |
| 3,300 | 3,360 | 460 | 385 | 360 | 335 | 320 | 300 | 280 | 260 | 240 | 220 | 200 | 1,004 | 218 |
| 3,360 | 3,420 | 475 | 400 | 375 | 350 | 330 | 310 | 290 | 270 | 250 | 230 | 210 | 1,031 | 227 |
| 3,420 | 3,480 | 490 | 415 | 390 | 365 | 340 | 320 | 300 | 285 | 265 | 245 | 225 | 1,058 | 236 |
| 3,480 | 3,540 | 505 | 430 | 405 | 380 | 355 | 335 | 315 | 295 | 275 | 255 | 235 | 1,085 | 247 |
| 3,540 | 3,600 | 520 | 445 | 420 | 395 | 370 | 345 | 325 | 305 | 285 | 270 | 250 | 1,112 | 259 |
| 3,600 | 3,660 | 535 | 460 | 435 | 410 | 385 | 360 | 340 | 320 | 300 | 280 | 260 | 1,139 | 271 |
| 3,660 | 3,720 | 550 | 475 | 450 | 425 | 400 | 375 | 355 | 330 | 310 | 290 | 270 | 1,166 | 283 |
| 3,720 | 3,780 | 565 | 490 | 465 | 440 | 415 | 390 | 370 | 345 | 325 | 305 | 285 | 1,193 | 295 |
| 3,780 | 3,840 | 580 | 505 | 480 | 455 | 430 | 405 | 385 | 360 | 335 | 315 | 295 | 1,220 | 307 |
| 3,840 | 3,900 | 595 | 520 | 495 | 470 | 445 | 420 | 400 | 375 | 350 | 330 | 310 | 1,252 | 319 |
| 3,900 | 3,960 | 610 | 535 | 510 | 485 | 460 | 435 | 415 | 390 | 365 | 340 | 320 | 1,285 | 331 |
| 3,960 | 4,020 | 625 | 550 | 525 | 500 | 475 | 450 | 430 | 405 | 380 | 355 | 330 | 1,318 | 343 |
| 4,020 | 4,080 | 640 | 565 | 540 | 515 | 490 | 465 | 445 | 420 | 395 | 370 | 345 | 1,349 | 355 |
| 4,080 | 4,140 | 660 | 580 | 555 | 530 | 505 | 480 | 460 | 435 | 410 | 385 | 360 | 1,379 | 367 |
| 4,140 | 4,200 | 680 | 595 | 570 | 545 | 520 | 495 | 475 | 450 | 425 | 400 | 375 | 1,409 | 379 |
| 4,200 | 4,260 | 695 | 610 | 585 | 560 | 535 | 510 | 490 | 465 | 440 | 415 | 390 | 1,439 | 391 |
| 4,260 | 4,320 | 715 | 625 | 600 | 575 | 550 | 525 | 505 | 480 | 455 | 430 | 405 | 1,469 | 403 |
| 4,320 | 4,380 | 730 | 645 | 615 | 590 | 565 | 540 | 520 | 495 | 470 | 445 | 420 | 1,499 | 415 |
| 4,380 | 4,440 | 750 | 660 | 635 | 605 | 580 | 555 | 535 | 510 | 485 | 460 | 435 | 1,529 | 427 |
| 4,440 | 4,500 | 770 | 680 | 650 | 620 | 595 | 570 | 550 | 525 | 500 | 475 | 450 | 1,559 | 439 |
| 4,500 | 4,580 | 790 | 700 | 670 | 640 | 615 | 590 | 565 | 540 | 515 | 490 | 465 | 1,589 | 451 |
| 4,580 | 4,660 | 815 | 725 | 695 | 665 | 635 | 610 | 585 | 560 | 535 | 510 | 485 | 1,629 | 469 |
| 4,660 | 4,740 | 835 | 750 | 720 | 690 | 660 | 630 | 605 | 580 | 555 | 530 | 505 | 1,669 | 489 |
| 4,740 | 4,820 | 860 | 775 | 745 | 715 | 685 | 655 | 625 | 600 | 575 | 550 | 525 | 1,709 | 509 |
| 4,820 | 4,900 | 885 | 795 | 770 | 740 | 710 | 680 | 650 | 620 | 595 | 570 | 545 | 1,749 | 529 |
| 4,900 | 4,980 | 910 | 820 | 790 | 760 | 735 | 705 | 675 | 645 | 615 | 590 | 565 | 1,789 | 549 |
| 4,980 | 5,060 | 935 | 845 | 815 | 785 | 755 | 730 | 700 | 670 | 640 | 610 | 585 | 1,829 | 569 |
| 5,060 | 5,140 | 955 | 870 | 840 | 810 | 780 | 750 | 720 | 695 | 665 | 635 | 605 | 1,869 | 589 |
| 5,140 | 5,220 | 980 | 895 | 865 | 835 | 805 | 775 | 745 | 715 | 685 | 660 | 630 | 1,909 | 609 |
| 5,220 | 5,300 | 1,005 | 915 | 890 | 860 | 830 | 800 | 770 | 740 | 710 | 680 | 655 | 1,949 | 629 |
| 5,300 | 5,380 | 1,030 | 940 | 910 | 880 | 855 | 825 | 795 | 765 | 735 | 705 | 675 | 1,989 | 649 |
| 5,380 | 5,460 | 1,055 | 965 | 935 | 905 | 875 | 850 | 820 | 790 | 760 | 730 | 700 | 2,029 | 669 |
| 5,460 | 5,540 | 1,075 | 990 | 960 | 930 | 900 | 870 | 840 | 815 | 785 | 755 | 725 | 2,069 | 689 |
| 5,540 | 5,620 | 1,100 | 1,015 | 985 | 955 | 925 | 895 | 865 | 835 | 805 | 780 | 750 | 2,109 | 709 |
| 5,620 | 5,700 | 1,125 | 1,035 | 1,010 | 980 | 950 | 920 | 890 | 860 | 830 | 800 | 775 | 2,149 | 729 |
| 5,700 | 5,780 | 1,155 | 1,060 | 1,030 | 1,000 | 975 | 945 | 915 | 885 | 855 | 825 | 795 | 2,186 | 749 |
| 5,780 | 5,860 | 1,180 | 1,085 | 1,055 | 1,025 | 995 | 970 | 940 | 910 | 880 | 850 | 820 | 2,222 | 769 |
| 5,860 | 5,940 | 1,210 | 1,110 | 1,080 | 1,050 | 1,020 | 990 | 960 | 935 | 905 | 875 | 845 | 2,258 | 789 |
| 5,940 | 6,020 | 1,240 | 1,135 | 1,105 | 1,075 | 1,045 | 1,015 | 985 | 955 | 925 | 900 | 870 | 2,300 | 809 |
| 6,020 | 6,100 | 1,265 | 1,165 | 1,130 | 1,100 | 1,070 | 1,040 | 1,010 | 980 | 950 | 920 | 895 | 2,344 | 829 |
| 6,100 | 6,180 | 1,295 | 1,190 | 1,155 | 1,125 | 1,095 | 1,065 | 1,035 | 1,005 | 975 | 945 | 915 | 2,388 | 850 |
| 6,180 | 6,260 | 1,320 | 1,220 | 1,185 | 1,150 | 1,115 | 1,090 | 1,060 | 1,030 | 1,000 | 970 | 940 | 2,432 | 874 |
| 6,260 | 6,340 | 1,350 | 1,250 | 1,215 | 1,180 | 1,145 | 1,110 | 1,080 | 1,055 | 1,025 | 995 | 965 | 2,476 | 898 |
| 6,340 | 6,420 | 1,380 | 1,275 | 1,240 | 1,205 | 1,175 | 1,140 | 1,105 | 1,075 | 1,045 | 1,020 | 990 | 2,520 | 922 |
| 6,420 | 6,500 | 1,405 | 1,305 | 1,270 | 1,235 | 1,200 | 1,165 | 1,130 | 1,100 | 1,070 | 1,040 | 1,015 | 2,564 | 946 |

ロ　日額表

甲　表

(四)

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税 | | | | | | | | 額 | | | | |
| 6,500円 | | 円<br>1,420 | 円<br>1,315 | 円<br>1,285 | 円<br>1,250 | 円<br>1,215 | 円<br>1,180 | 円<br>1,145 | 円<br>1,115 | 円<br>1,085 | 円<br>1,055 | 円<br>1,025 | 円<br>2,608 | 円<br>970 |
| 6,500円をこえ7,590円に満たない金額 | | 6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち<br>6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 2,608円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額 | 970円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額 |
| 7,590円 | | 円<br>1,800 | 円<br>1,695 | 円<br>1,665 | 円<br>1,630 | 円<br>1,595 | 円<br>1,560 | 円<br>1,525 | 円<br>1,495 | 円<br>1,465 | 円<br>1,435 | 円<br>1,405 | 円<br>3,098 | 円<br>1,350 |
| 7,590円をこえ11,750円に満たない金額 | | 7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち<br>7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 3,098円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | 1,350円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額 |
| 11,750円 | | 円<br>3,465 | 円<br>3,360 | 円<br>3,330 | 円<br>3,295 | 円<br>3,260 | 円<br>3,225 | 円<br>3,190 | 円<br>3,160 | 円<br>3,130 | 円<br>3,100 | 円<br>3,070 | 円<br>5,178 | 円<br>3,015 |
| 11,750円をこえ17,310円に満たない金額 | | 11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち<br>11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 5,178円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額 | 3,015円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額 |

**ロ　日額表**

**甲　表**

（五）

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額 | 丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | |
| 17,310円 | | 5,965円 | 5,860円 | 5,830円 | 5,795円 | 5,760円 | 5,725円 | 5,690円 | 5,660円 | 5,630円 | 5,600円 | 5,570円 | 8,236円 | 5,515円 |
| 17,310円をこえる金額 | | 17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 8,236円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額 | 5,515円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 |
| 扶養親族等の数が10人をこえる場合には、扶養親族等の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | | 従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 | |
| その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 | | | | | | | | | | | | | | |

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（乙表適用者を除く。）については、

⑴　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、

⑺　まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a)　当該給与から控除される社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(ロ)　その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえないときは、(イ)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(ハ)　その者が申告した扶養親族等の数が10人をこえるときは、(イ)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族等の数が10人である者として(ロ)により求めた税額から、扶養親族等の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(ニ)　障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められるときは、(ロ)又は(ハ)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

⑵　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、

(イ)　(ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに15円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ)　日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

㈡　第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき170円又は120円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして㈠の⑴の(ロ)及び(ニ)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ　日額表

乙　　表（控除対象配偶者がなく、かつ、扶養親族があることを申告した給与所得者（第三十八条第五項の規定の適用を受ける者を除く。）について甲表の甲欄に代えて適用する表）

（一）

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1　人 | 2　人 | 3　人 | 4　人 | 5　人 | 6　人 | 7　人 | 8　人 | 9　人 | 10　人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 700円未満 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 700 | 720 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 720 | 740 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 740 | 760 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 760 | 780 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 780 | 800 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 800 | 820 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 820 | 840 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 840 | 860 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 860 | 880 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 880 | 900 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 900 | 920 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 920 | 940 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 940 | 960 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 960 | 980 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 980 | 1,000 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,000 | 1,020 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,020 | 1,040 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,040 | 1,060 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,060 | 1,080 | 25 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,080 | 1,100 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,100 | 1,120 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,120 | 1,140 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,140 | 1,160 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,160 | 1,180 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,180 | 1,200 | 35 | 25 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,200 | 1,220 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,220 | 1,240 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,240 | 1,260 | 40 | 30 | 25 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,260 | 1,280 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,280 | 1,300 | 45 | 35 | 25 | 20 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,300 | 1,320 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,320 | 1,340 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,340 | 1,360 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,360 | 1,380 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,380 | 1,400 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1,400 | 1,440 | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 1,440 | 1,480 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 1,480 | 1,520 | 70 | 60 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 1,520 | 1,560 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 5 | 0 | 0 |
| 1,560 | 1,600 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 5 | 0 | 0 |
| 1,600 | 1,640 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 25 | 20 | 10 | 0 | 0 |
| 1,640 | 1,680 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 | 0 |
| 1,680 | 1,720 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 | 0 |
| 1,720 | 1,760 | 105 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 30 | 20 | 10 | 5 |
| 1,760 | 1,800 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 | 15 | 5 |

---

ロ　日額表

乙　　表

（二）

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1　人 | 2　人 | 3　人 | 4　人 | 5　人 | 6　人 | 7　人 | 8　人 | 9　人 | 10　人 |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1,800 | 1,840 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 | 15 | 10 |
| 1,840 | 1,880 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 |
| 1,880 | 1,920 | 125 | 110 | 95 | 80 | 70 | 55 | 40 | 30 | 20 | 15 |
| 1,920 | 1,960 | 130 | 115 | 100 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 | 25 | 20 |
| 1,960 | 2,000 | 135 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 | 30 | 20 |
| 2,000 | 2,040 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 | 35 | 25 |
| 2,040 | 2,080 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 | 40 | 30 |
| 2,080 | 2,120 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 55 | 40 | 30 |
| 2,120 | 2,160 | 160 | 145 | 130 | 115 | 105 | 90 | 75 | 60 | 45 | 35 |
| 2,160 | 2,200 | 165 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 | 50 | 40 |
| 2,200 | 2,240 | 175 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 | 55 | 45 |
| 2,240 | 2,280 | 180 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 | 50 |
| 2,280 | 2,320 | 190 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 85 | 70 | 55 |
| 2,320 | 2,360 | 200 | 180 | 160 | 145 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 | 60 |
| 2,360 | 2,400 | 205 | 185 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 | 80 | 65 |
| 2,400 | 2,440 | 215 | 195 | 175 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 | 85 | 70 |
| 2,440 | 2,480 | 220 | 200 | 185 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 | 75 |
| 2,480 | 2,520 | 230 | 210 | 190 | 170 | 155 | 140 | 125 | 115 | 100 | 85 |
| 2,520 | 2,560 | 240 | 220 | 200 | 180 | 165 | 150 | 135 | 120 | 105 | 90 |
| 2,560 | 2,600 | 245 | 225 | 205 | 185 | 170 | 155 | 140 | 125 | 110 | 95 |
| 2,600 | 2,640 | 255 | 235 | 215 | 195 | 175 | 160 | 145 | 130 | 115 | 100 |
| 2,640 | 2,700 | 265 | 245 | 225 | 205 | 185 | 165 | 155 | 140 | 125 | 110 |
| 2,700 | 2,760 | 275 | 255 | 235 | 215 | 195 | 180 | 160 | 145 | 130 | 120 |
| 2,760 | 2,820 | 290 | 270 | 250 | 230 | 210 | 190 | 170 | 155 | 140 | 125 |
| 2,820 | 2,880 | 300 | 280 | 260 | 240 | 220 | 200 | 180 | 165 | 150 | 135 |
| 2,880 | 2,940 | 310 | 290 | 275 | 255 | 235 | 215 | 195 | 175 | 160 | 145 |
| 2,940 | 3,000 | 325 | 305 | 285 | 265 | 245 | 225 | 205 | 185 | 170 | 155 |
| 3,000 | 3,060 | 335 | 315 | 295 | 275 | 255 | 240 | 220 | 200 | 180 | 165 |
| 3,060 | 3,120 | 350 | 330 | 310 | 290 | 270 | 250 | 230 | 210 | 190 | 170 |
| 3,120 | 3,180 | 365 | 340 | 320 | 300 | 280 | 260 | 240 | 225 | 205 | 185 |
| 3,180 | 3,240 | 380 | 355 | 335 | 315 | 295 | 275 | 255 | 235 | 215 | 195 |
| 3,240 | 3,300 | 395 | 370 | 345 | 325 | 305 | 285 | 265 | 245 | 225 | 205 |
| 3,300 | 3,360 | 410 | 385 | 360 | 335 | 315 | 300 | 280 | 260 | 240 | 220 |
| 3,360 | 3,420 | 425 | 400 | 375 | 350 | 330 | 310 | 290 | 270 | 250 | 230 |
| 3,420 | 3,480 | 440 | 415 | 390 | 365 | 340 | 320 | 300 | 285 | 265 | 245 |
| 3,480 | 3,540 | 455 | 430 | 405 | 380 | 355 | 335 | 315 | 295 | 275 | 255 |
| 3,540 | 3,600 | 470 | 445 | 420 | 395 | 370 | 345 | 325 | 305 | 285 | 265 |
| 3,600 | 3,660 | 485 | 460 | 435 | 410 | 385 | 360 | 340 | 320 | 300 | 280 |
| 3,660 | 3,720 | 500 | 475 | 450 | 425 | 400 | 375 | 355 | 330 | 310 | 290 |
| 3,720 | 3,780 | 515 | 490 | 465 | 440 | 415 | 390 | 370 | 345 | 325 | 305 |
| 3,780 | 3,840 | 530 | 505 | 480 | 455 | 430 | 405 | 385 | 360 | 335 | 315 |
| 3,840 | 3,900 | 545 | 520 | 495 | 470 | 445 | 420 | 400 | 375 | 350 | 325 |
| 3,900 | 3,960 | 560 | 535 | 510 | 485 | 460 | 435 | 415 | 390 | 365 | 340 |
| 3,960 | 4,020 | 575 | 550 | 525 | 500 | 475 | 450 | 430 | 405 | 380 | 355 |
| 4,020 | 4,080 | 590 | 565 | 540 | 515 | 490 | 465 | 445 | 420 | 395 | 370 |
| 4,080 | 4,140 | 605 | 580 | 555 | 530 | 505 | 480 | 460 | 435 | 410 | 385 |
| 4,140 | 4,200 | 620 | 595 | 570 | 545 | 520 | 495 | 475 | 450 | 425 | 400 |
| 4,200 | 4,260 | 635 | 610 | 585 | 560 | 535 | 510 | 490 | 465 | 440 | 415 |
| 4,260 | 4,320 | 655 | 625 | 600 | 575 | 550 | 525 | 505 | 480 | 455 | 430 |
| 4,320 | 4,380 | 675 | 645 | 615 | 590 | 565 | 540 | 520 | 495 | 470 | 445 |

ロ 日額表

乙 表

(三)

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以 上 | 未 満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 円<br>4,380 | 円<br>4,440 | 円<br>690 | 円<br>660 | 円<br>635 | 円<br>605 | 円<br>580 | 円<br>555 | 円<br>535 | 円<br>510 | 円<br>485 | 円<br>460 |
| 4,440 | 4,500 | 710 | 680 | 650 | 620 | 595 | 570 | 550 | 525 | 500 | 475 |
| 4,500 | 4,580 | 730 | 700 | 670 | 640 | 615 | 590 | 565 | 540 | 515 | 490 |
| 4,580 | 4,660 | 755 | 725 | 695 | 665 | 635 | 610 | 585 | 560 | 535 | 510 |
| 4,660 | 4,740 | 780 | 750 | 720 | 690 | 660 | 630 | 605 | 580 | 555 | 530 |
| 4,740 | 4,820 | 800 | 775 | 745 | 715 | 685 | 655 | 625 | 600 | 575 | 550 |
| 4,820 | 4,900 | 825 | 795 | 770 | 740 | 710 | 680 | 650 | 620 | 595 | 570 |
| 4,900 | 4,980 | 850 | 820 | 790 | 760 | 735 | 705 | 675 | 645 | 615 | 590 |
| 4,980 | 5,060 | 875 | 845 | 815 | 785 | 755 | 725 | 700 | 670 | 640 | 610 |
| 5,060 | 5,140 | 900 | 870 | 840 | 810 | 780 | 750 | 720 | 695 | 665 | 635 |
| 5,140 | 5,220 | 920 | 895 | 865 | 835 | 805 | 775 | 745 | 715 | 685 | 660 |
| 5,220 | 5,300 | 945 | 915 | 890 | 860 | 830 | 800 | 770 | 740 | 710 | 680 |
| 5,300 | 5,380 | 970 | 940 | 910 | 880 | 855 | 825 | 795 | 765 | 735 | 705 |
| 5,380 | 5,460 | 995 | 965 | 935 | 905 | 875 | 845 | 820 | 790 | 760 | 730 |
| 5,460 | 5,540 | 1,020 | 990 | 960 | 930 | 900 | 870 | 840 | 815 | 785 | 755 |
| 5,540 | 5,620 | 1,040 | 1,015 | 985 | 955 | 925 | 895 | 865 | 835 | 805 | 780 |
| 5,620 | 5,700 | 1,065 | 1,035 | 1,010 | 980 | 950 | 920 | 890 | 860 | 830 | 800 |
| 5,700 | 5,780 | 1,090 | 1,060 | 1,030 | 1,000 | 975 | 945 | 915 | 885 | 855 | 825 |
| 5,780 | 5,860 | 1,115 | 1,085 | 1,055 | 1,025 | 995 | 965 | 940 | 910 | 880 | 850 |
| 5,860 | 5,940 | 1,140 | 1,110 | 1,080 | 1,050 | 1,020 | 990 | 960 | 935 | 905 | 875 |
| 5,940 | 6,020 | 1,170 | 1,135 | 1,105 | 1,075 | 1,045 | 1,015 | 985 | 955 | 925 | 900 |
| 6,020 | 6,100 | 1,200 | 1,165 | 1,130 | 1,100 | 1,070 | 1,040 | 1,010 | 980 | 950 | 920 |
| 6,100 | 6,180 | 1,225 | 1,190 | 1,155 | 1,125 | 1,095 | 1,065 | 1,035 | 1,005 | 975 | 945 |
| 6,180 | 6,260 | 1,255 | 1,220 | 1,185 | 1,150 | 1,115 | 1,085 | 1,060 | 1,030 | 1,000 | 970 |
| 6,260 | 6,340 | 1,280 | 1,245 | 1,215 | 1,180 | 1,145 | 1,110 | 1,080 | 1,055 | 1,025 | 995 |
| 6,340 | 6,420 | 1,310 | 1,275 | 1,240 | 1,205 | 1,170 | 1,140 | 1,105 | 1,075 | 1,045 | 1,020 |
| 6,420 | 6,500 | 1,340 | 1,305 | 1,270 | 1,235 | 1,200 | 1,165 | 1,130 | 1,100 | 1,070 | 1,040 |
| 6,500円 | | 1,350 | 1,315 | 1,285 | 1,250 | 1,215 | 1,180 | 1,145 | 1,115 | 1,085 | 1,055 |
| 6,500円をこえ7,590円に満たない金額 | | 6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,500円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 7,590円 | | 円<br>1,730 | 円<br>1,695 | 円<br>1,665 | 円<br>1,630 | 円<br>1,595 | 円<br>1,560 | 円<br>1,525 | 円<br>1,495 | 円<br>1,465 | 円<br>1,435 |
| 7,590円をこえ11,750円に満たない金額 | | 7,590円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち7,590円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 11,750円 | | 円<br>3,395 | 円<br>3,360 | 円<br>3,330 | 円<br>3,295 | 円<br>3,260 | 円<br>3,225 | 円<br>3,190 | 円<br>3,160 | 円<br>3,130 | 円<br>3,100 |
| 11,750円をこえ17,310円に満たない金額 | | 11,750円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち11,750円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |

ロ 日額表

乙 表

(四)

| その日の社会保険料控除後の給与の金額 | | 第三十八条第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | |
| | | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以 上 | 未 満 | 税額 | | | | | | | | | |
| 17,310円 | | 円<br>5,895 | 円<br>5,860 | 円<br>5,830 | 円<br>5,795 | 円<br>5,760 | 円<br>5,725 | 円<br>5,690 | 円<br>5,660 | 円<br>5,630 | 円<br>5,600 |
| 17,310円をこえる金額 | | 17,310円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち17,310円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | |
| 扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額 | | | | | | | | | | | |
| その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに17円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額 | | | | | | | | | | | |

(備考) 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者のうち乙表適用者についての税額の求め方は、次のとおりである。

(1) まず、その者のその日の給与の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(イ) 当該給与から控除される社会保険料の金額

(ロ) 年長扶養親族(年齢15歳以上の扶養親族のうちの1人を除いた者をいう。)を有する旨の申告があつた場合には、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき50円

(2) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえない場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行とその者が申告した扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) その者が申告した扶養親族の数が10人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、その者の扶養親族の数が10人である者として(2)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに15円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額又は勤労学生控除額の控除が認められる場合には、(2)又は(3)により求めた税額から、さらにこれらの控除が認められるごとに17円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ若しくはロ又は同条第五項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

| 賞与の金額に乗ずべき率 | 甲　第三十八条第一項第七号イの規定の適用がある場合 | | | | | | | | | | | | | | 乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 扶養親族等の数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0人 | | 1人 | | 2人 | | 3人 | | 4人 | | 5人 | | 6人 | | 7人 | | 8人 | | 9人 | | 10人以上 | | | |
| | 前月の社会保険料控除後の給与の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 前月の社会保険料控除後の給与の金額 | |
| | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 | 以上 | 未満 |
| % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 0 | 9,800円未満 | | 18,600円未満 | | 21,500円未満 | | 24,400円未満 | | 27,300円未満 | | 29,900円未満 | | 32,500円未満 | | 35,100円未満 | | 37,700円未満 | | 40,300円未満 | | 42,900円未満 | | 2,500円未満 | |
| 2 | 9,800 | 10,500 | 18,600 | 19,800 | 21,500 | 22,900 | 24,400 | 26,000 | 27,300 | 28,800 | 29,900 | 31,700 | 32,500 | 34,400 | 35,100 | 37,200 | 37,700 | 39,900 | 40,300 | 42,700 | 42,900 | 45,400 | 2,500 | 4,500 |
| 4 | 10,500 | 11,200 | 19,800 | 21,200 | 22,900 | 24,600 | 26,000 | 27,800 | 28,800 | 30,800 | 31,700 | 33,700 | 34,400 | 36,600 | 37,200 | 39,500 | 39,900 | 42,400 | 42,700 | 45,300 | 45,400 | 48,100 | 4,500 | 7,000 |
| 6 | 11,200 | 12,100 | 21,200 | 22,900 | 24,600 | 26,500 | 27,800 | 29,700 | 30,800 | 32,800 | 33,700 | 35,900 | 36,600 | 39,000 | 39,500 | 42,100 | 42,400 | 45,200 | 45,300 | 48,100 | 48,100 | 50,800 | 7,000 | 9,500 |
| 8 | 12,100 | 22,700 | 22,900 | 30,900 | 26,500 | 32,900 | 29,700 | 35,300 | 32,800 | 38,100 | 35,900 | 41,000 | 39,000 | 43,800 | 42,100 | 46,700 | 45,200 | 48,700 | 48,100 | 50,500 | 50,800 | 53,200 | 9,500 | 12,500 |
| 10 | 22,700 | 28,800 | 30,900 | 36,000 | 32,900 | 38,700 | 35,300 | 41,400 | 38,100 | 44,100 | 41,000 | 46,800 | 43,800 | 49,200 | 46,700 | 51,400 | 48,700 | 53,700 | 50,500 | 55,900 | 53,200 | 58,200 | 12,500 | 15,500 |
| 12 | 28,800 | 31,300 | 36,000 | 39,700 | 38,700 | 42,600 | 41,400 | 45,600 | 44,100 | 48,300 | 46,800 | 50,400 | 49,200 | 52,600 | 51,400 | 54,800 | 53,700 | 56,900 | 55,900 | 59,200 | 58,200 | 61,800 | 15,500 | 16,200 |
| 14 | 31,300 | 49,100 | 39,700 | 50,700 | 42,600 | 50,700 | 45,600 | 50,700 | 48,300 | 52,100 | 50,400 | 54,500 | 52,600 | 56,800 | 54,800 | 59,100 | 56,900 | 61,900 | 59,200 | 64,700 | 61,800 | 67,500 | 16,200 | 27,100 |
| 16 | 49,100 | 52,400 | 50,700 | 58,200 | 50,700 | 60,400 | 50,700 | 62,800 | 52,100 | 65,300 | 54,500 | 67,700 | 56,800 | 70,100 | 59,100 | 72,600 | 61,900 | 75,000 | 64,700 | 77,400 | 67,500 | 79,900 | 27,100 | 28,100 |
| 18 | 52,400 | 56,100 | 58,200 | 63,300 | 60,400 | 65,900 | 62,800 | 68,600 | 65,300 | 71,200 | 67,700 | 73,900 | 70,100 | 76,500 | 72,600 | 79,200 | 75,000 | 81,800 | 77,400 | 84,500 | 79,900 | 87,100 | 28,100 | 29,100 |
| 20 | 56,100 | 68,700 | 63,300 | 75,700 | 65,900 | 78,000 | 68,600 | 80,300 | 71,200 | 82,700 | 73,900 | 85,000 | 76,500 | 87,300 | 79,200 | 89,700 | 81,800 | 92,000 | 84,500 | 94,300 | 87,100 | 96,700 | 29,100 | 38,100 |
| 22 | 68,700 | 74,600 | 75,700 | 82,200 | 78,000 | 84,800 | 80,300 | 87,300 | 82,700 | 89,900 | 85,000 | 92,400 | 87,300 | 94,900 | 89,700 | 97,500 | 92,000 | 100,000 | 94,300 | 102,500 | 96,700 | 105,100 | 38,100 | 39,900 |
| 24 | 74,600 | 81,700 | 82,200 | 90,100 | 84,800 | 92,900 | 87,300 | 95,600 | 89,900 | 98,400 | 92,400 | 101,200 | 94,900 | 104,000 | 97,500 | 106,700 | 100,000 | 109,500 | 102,500 | 112,300 | 105,100 | 115,100 | 39,900 | 41,900 |
| 26 | 81,700 | 99,300 | 90,100 | 106,600 | 92,900 | 109,000 | 95,600 | 111,500 | 98,400 | 113,900 | 101,200 | 116,300 | 104,000 | 118,800 | 106,700 | 121,200 | 109,500 | 123,600 | 112,300 | 126,000 | 115,100 | 128,500 | 41,900 | 54,200 |
| 28 | 99,300 | 108,300 | 106,600 | 116,300 | 109,000 | 118,900 | 111,500 | 121,600 | 113,900 | 124,200 | 116,300 | 126,900 | 118,800 | 129,500 | 121,200 | 132,200 | 123,600 | 134,800 | 126,000 | 137,500 | 128,500 | 140,200 | 54,200 | 56,700 |
| 30 | 108,300 | 135,300 | 116,300 | 142,300 | 118,900 | 144,700 | 121,600 | 147,000 | 124,200 | 149,300 | 126,900 | 151,700 | 129,500 | 154,000 | 132,200 | 156,300 | 134,800 | 158,700 | 137,500 | 161,000 | 140,200 | 163,300 | 56,700 | 75,200 |
| 32 | 135,300 | 147,100 | 142,300 | 154,700 | 144,700 | 157,200 | 147,000 | 159,800 | 149,300 | 162,300 | 151,700 | 164,900 | 154,000 | 167,400 | 156,300 | 169,900 | 158,700 | 172,500 | 161,000 | 175,000 | 163,300 | 177,500 | 75,200 | 78,700 |
| 34 | 147,100 | 161,100 | 154,700 | 169,400 | 157,200 | 172,200 | 159,800 | 175,000 | 162,300 | 177,800 | 164,900 | 180,600 | 167,400 | 183,300 | 169,900 | 186,100 | 172,500 | 188,900 | 175,000 | 191,700 | 177,500 | 194,400 | 78,700 | 82,500 |
| 36 | 161,100 | 189,600 | 169,400 | 196,900 | 172,200 | 199,300 | 175,000 | 201,700 | 177,800 | 204,200 | 180,600 | 206,600 | 183,300 | 209,000 | 186,100 | 211,500 | 188,900 | 213,900 | 191,700 | 216,300 | 194,400 | 218,800 | 82,500 | 103,400 |
| 38 | 189,600 | 206,800 | 196,900 | 214,800 | 199,300 | 217,400 | 201,700 | 220,100 | 204,200 | 222,700 | 206,600 | 225,400 | 209,000 | 228,000 | 211,500 | 230,700 | 213,900 | 233,300 | 216,300 | 236,000 | 218,800 | 238,600 | 103,400 | 108,300 |
| 40 | 206,800 | 282,000 | 214,800 | 289,000 | 217,400 | 291,300 | 220,100 | 293,700 | 222,700 | 296,000 | 225,400 | 298,300 | 228,000 | 300,700 | 230,700 | 303,000 | 233,300 | 305,300 | 236,000 | 307,700 | 238,600 | 310,000 | 108,300 | 156,700 |
| 42 | 282,000 | 306,500 | 289,000 | 314,100 | 291,300 | 316,700 | 293,700 | 319,200 | 296,000 | 321,700 | 298,300 | 324,300 | 300,700 | 326,800 | 303,000 | 329,300 | 305,300 | 331,900 | 307,700 | 334,400 | 310,000 | 337,000 | 156,700 | 164,000 |
| 44 | 306,500 | 335,700 | 314,100 | 344,000 | 316,700 | 346,800 | 319,200 | 349,600 | 321,700 | 352,400 | 324,300 | 355,200 | 326,800 | 357,900 | 329,300 | 360,700 | 331,900 | 363,500 | 334,400 | 366,300 | 337,000 | 369,000 | 164,000 | 172,000 |
| 46 | 335,700 | 432,600 | 344,000 | 439,900 | 346,800 | 442,400 | 349,600 | 444,800 | 352,400 | 447,200 | 355,200 | 449,700 | 357,900 | 452,000 | 360,700 | 454,500 | 363,500 | 456,900 | 366,300 | 459,400 | 369,000 | 461,800 | 172,000 | 236,000 |
| 48 | 432,600 | 472,000 | 439,900 | 479,900 | 442,400 | 482,600 | 444,800 | 485,200 | 447,200 | 487,900 | 449,700 | 490,500 | 452,000 | 493,200 | 454,500 | 495,800 | 456,900 | 498,500 | 459,400 | 501,100 | 461,800 | 503,800 | 236,000 | 247,200 |
| 50 | 472,000円以上 | | 479,900円以上 | | 482,600円以上 | | 485,200円以上 | | 487,900円以上 | | 490,500円以上 | | 493,200円以上 | | 495,800円以上 | | 498,500円以上 | | 501,100円以上 | | 503,800円以上 | | 247,200円以上 | |

（注）　この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者については、

⑴　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されている場合には、⑶に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与（賞与を除く。以下同じ。）の金額から次の金額を控除した金額を求める。

(a)　当該給与から控除された社会保険料の金額

(b)　年長扶養親族（年齢15歳以上の扶養親族（乙表適用者については、そのうちの1人を除いたもの）をいう。）を有する旨の申告があつたときは、その年長扶養親族の数に応じ、その年長扶養親族1人につき1,500円

(ロ)　次に、その者が申告した扶養親族等の数と(イ)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

⑵　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていない場合（従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合を含む。）には、⑶に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(ロ)　(イ)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

⑶　その者が前月中に給与の支払を受けなかつた場合及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額が当該給与から控除すべき社会保険料の金額をこえない場合には、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ又はニの規定により税額を計算する。

㈡　第三十八条第五項の規定の適用を受ける者については、前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、年齢が15歳以上の扶養親族又は15歳未満の扶養親族の数に応じ、それぞれその扶養親族1人につき5,000円又は3,500円を控除した金額に応じ、扶養親族等がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。（㈠の⑶と同様の場合には、㈠の⑶に準じて計算する。）

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（国民貯蓄組合法の廃止）

**第二条**　国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）は、廃止する。

（経過規定の原則）

**第三条**　この附則において別段の定めがあるものを除くほか、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（昭和三十八年分の所得税の基礎控除等に係る特例）

**第四条**　昭和三十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| 条項 | 読み替えられる規定 | 読み替える規定 |
|---|---|---|
| 第十一条の二第二項第一号 | 十二万五千円<br>九万五千円 | 十二万三千七百五十円<br>九万三千七百五十円 |
| 第十一条の二第三項第一号 | 七万五千円 | 七万三千七百五十円 |
| 第十一条の八 | 十万五千円 | 十万三千七百五十円 |
| 第十一条の九第一項 | 三万五千円 | 三万三千七百五十円 |
| 第十二条 | 十一万円 | 十万七千五百円 |

（少額預金等の利子所得の非課税に係る経過規定）

**第五条**　新法第六条の二の規定は、昭和三十八年四月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配について適用する。

（旧国民貯蓄組合法に基づく貯蓄に係る経過規定）

**第六条**　個人が、この法律の施行の際、旧国民貯蓄組合法第四条第一項各号に規定する預金、合同運用信託又は有価証券で同条に規定する要件をみたすものを有する場合における当該預金、合同運用信託又は有価証券に係る利子、利益又は収益の分配については、昭和三十八年五月三十一日までに支払を受けるものに限り、なお従前の例による。

（旧預金等の取扱いに係る経過規定）

**第七条**　個人が、昭和三十八年六月一日において、新法第六条の二第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同年四月一日前に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したもの（以下「旧預金等」という。）を有する場合において、政令で定めるところにより、当該旧預金等に係る同項に規定する書類及び同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書（以下「非課税貯蓄申告書」という。）を、当該利子、利益又は収益の分配につき同年六月一日以後最初に支払を受ける日（同月一日以後当該最初に支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等において同条第一項各号に掲げる預金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日。以下この項において同じ。）までに、同条第一項に規定する書類にあつては当該金融機関の営業所等に、非課税貯蓄申告書にあつてはこれを経由して政府にそれぞれ提出したときは、当該旧預金等は、同項に規定する書類を提出した際当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同月一日前に非課税貯蓄申告書を当該金融機関の営業所等を経由して政府に提出しているときは、政令で定める場合を除き、当該最初に支払を受ける日までに、同項に規定する書類を当該金融機関の営業所等に提出すれば足りるものとする。

2　新法第六条の二の規定は、昭和三十七年十二月三十一日において旧国民貯蓄組合法第一条第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四号に掲げる者で政令で定めるものをもつて組織されていた国民貯蓄組合の組合員であつた者（以下「旧組合員」という。）で、新法第六条の二第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年四月一日以後に、政令で定めるところにより、同項各号のうちその他の号のいずれか一に掲げるものを同項に規定する金融機関の営業所等（旧組合員のうち政令で定めるものについては、政令で定める金融機関の営業所等に限る。）において預入し、信託し、又は購入する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「収益の分配については」とあるのは「収益の分配でこれらにつき最初に当該書類の提出があつた日から昭和四十年三月三十一日までの間に支払を受けるものについては」と、同条第二項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第三項中「（以下本条において非課税貯蓄申告書という。）を」とあるのは「（以下本条において特別非課税貯蓄申告書という。）に、その者が所得税法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六十六号）附則第七条第二項に規定する旧組合員（以下旧組合員という。）であつたことを証する書類として命令で定めるものを添附し、これを」と、同条第四項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第五項中「非課税貯蓄申告書には」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書には」と、「いずれか一のもの」とあるのは「いずれか一のもの（当該申告書を提出する個人が旧組合員のうち命令で定めるものである場合には、命令で定める金融機関の営業所等に限る。）」と、「一の非課税貯蓄申告書」とあるのは「一の特別非課税貯蓄申告書」と、「他の非課税貯蓄申告書」とあるのは「他の特別非課税貯蓄申告書及び非課税貯蓄申告書」と、同条第六項中「及び非課税貯蓄申告書」とあるのは「、第三項に規定する書類及び特別非課税貯蓄申告書」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、旧組合員で新法第六条の二第一項各号のうちいずれか一の号に掲げるものについて非課税貯蓄申告書を提出しているものが、昭和三十八年六月一日において旧預金等（同項各号のうちその他の号のいずれか一に掲げるものに該当するものに限る。）を有する場合について準用する。この場合において、第一項中「旧預金等に係る同項」とあるのは「旧預金等に係る第二項において準用する新法第六条の二第一項」と、「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等」とあるのは「支払を受ける日前に当該金融機関の営業所等（第二項に規定する旧組合員のうち政令で定めるものについては、政令で定める金融機関の営業所等に限る。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（外国税控除額に係る経過規定）

**第八条**　新法第十五条の九第二項の前年以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれかの年が含まれる場合におけるその含まれる年に係る同

項に規定する残額の計算に関しては、政令で定めるところによる。

2　新法第十五条の九第三項の前年以前五年内の各年のうちに昭和三十七年以前五年内のいずれかの年が含まれる場合には、その含まれる年に係る同項に規定するこえる部分の金額は、ないものとする。

### （昭和三十八年分及び昭和三十九年分の予定納税基準額の計算の特例）

**第九条**　昭和三十八年分の所得税については、新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した金額により、その金額が六千円に満たないときは、予定納税基準額は、ないものとする。

一　納税義務者の昭和三十七年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（昭和三十七年中に譲渡所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得の金額があつた場合には、新法第二十一条の二第一項の規定に基づく命令の規定に準じてこれらの所得の金額を除外して計算したところによる。）から当該納税義務者の同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた事実に基づき、政令で定めるところにより、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）の規定による雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について、新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の計算の基礎となつた事実に基づき、旧法の規定により計算した障害者控除額、老年者控除額、寡婦控除額、勤労学生控除額、寄附金控除額、配当控除額及び外国税控除額を控除した金額

二　納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号に掲げる税額の計算の基礎となつた事実に基づいて求めた新法第四十条第一項第二号に掲げる税額

三　前号に規定する給与所得以外の昭和三十七年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四　昭和三十七年分の所得につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額及び旧法第四十一条第二項の規定により納付された税額（旧法第十七条に規定する所得、利子所得、退職所得、一時所得、雑所得又はこれに該当しない臨時所得に係るものを除く。）

2　昭和三十七年分の所得税の総所得金額の計算について旧法第十一条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けた納税義務者の前項に定める昭和三十八年分の予定納税基準額の計算の基礎となる同項第一号に規定する総所得金額は、同号の規定により計算した金額から、次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ当該各号に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

一　旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた納税義務者　昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する青色事業専従者であつた者（昭和三十七年分の所得税について、当該納税義務者又は他の納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族であつた者を除く。）が昭和三十八年において当該納税義務者からその前年に支給を受けた給与の金額に三千七百五十円を加算した金額に相当する給与の支給を受けるものとして附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の二第二項の規定を適用した場合における同項に規定する青色専従者給与額に相当する金額のその前年において当該青色事業専従者につき旧法第十一条の二第二項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

二　旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた納税義務者　昭和三十七年において当該納税義務者の同項に規定する事業専従者であつた者につき、附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の二第三項の規定を適用した場合における同項に規定する事業専従者控除額のその前年において旧法第十一条の二第三項の規定の適用を受けた金額に対する増加額に相当する金額の合計額

3　前二項の規定は、昭和三十九年分の予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| 条項 | 読み替えられる規定 | 読み替える規定 |
|---|---|---|
| 第一項第一号 | 昭和三十七年<br>改正前の所得税法（以下「旧法」という。）<br>並びに附則第四条の規定により読み替えられた新法第十一条の八から第十二条までの規定による配偶者控除額<br>旧法 | 昭和三十八年<br>新法<br>、配偶者控除額<br>新法 |
| 第一項第二号 | 旧法<br>昭和三十七年 | 新法<br>昭和三十八年 |
| 第一項第三号 | 昭和三十七年<br>旧法 | 昭和三十八年<br>新法 |
| 第一項第四号 | 昭和三十七年<br>旧法 | 昭和三十八年<br>新法 |
| 第二項 | 昭和三十七年<br>旧法<br>昭和三十八年<br>三千七百五十円<br>附則第四条の規定により読み替えられた新法 | 昭和三十八年<br>附則第四条の規定により読み替えられた新法<br>昭和三十九年<br>千二百五十円<br>新法 |

4　前年分の所得税につき旧法第十一条の三又は新法第十一条の三の規定の適用があつた場合における昭和三十八年分及び昭和三十九年分の新法第二十一条の二第一項に規定する予定納税基準額の計算については、政令で定める。

### （給与所得に対する源泉徴収に係る経過規定）

**第十条**　新法第三十八条の規定並びに新法別表第三及び第四は、昭和三十八年四月一日以後に支給すべき給与所得について適用し、同日前に支給すべき給与所得については、なお従前の例による。

### （施行日前に出国した者に係る更正の請求）

**第十一条**　昭和三十八年四月一日前に昭和三十八年分の所得税につき旧法第二十九条第二項又は第三項後段の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同年六月三十日

までに、納税地の所轄税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

2　前項の更正の請求があつた場合における新法第四十七条において準用する新法第三十一条第四項の規定の適用については、同項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限の翌日」とあるのは、「昭和三十八年四月一日」とする。

（罰則に係る経過規定）

**第十二条**　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる旧国民貯蓄組合法の規定に基づく貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

**第十三条**　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号ノ二を削り、第九号ノ三を第九号ノ二とし、第九号ノ三ノ二を第九号ノ三とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第六十七号（昭三八・三・三一）

## ◎法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「命令で定めるところにより計算した金額は」の下に「、命令の定めるところにより」を加え、「納付した」を「納付する」に、「前項」を「前三項」に、「当該内国法人が、命令の定めるところにより」を「当該内国法人が」に、「当該外国の法人税」を「外国の法人税」に、「その配当を受ける日の属する」を「命令で定める」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「この法律の施行地外にその源泉がある所得で」を削り、「納付した」を「納付する」に改め、同条第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得（以下外国から生じた所得という。）について」を「各事業年度において、」に、「当該所得の生じた日又は期間の属する事業年度」を「当該事業年度」に、「当該外国から生じた所得」を「当該所得でこの法律の施行地外にその源泉があるもの」に改め、「計算した金額」の下に「（以下外国税控除限度額という。）」を加え、「各事業年度の所得」を「当該事業年度の所得」に改め、同項の次に次の二項を加える。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税控除限度額をこえる場合（命令で定める場合を除く。）において、当該事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度（以下本条において前五年以内の各事業年度という。）につき本条の規定により控除することができた金額のうちに当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度における前項の規定による控除の限度は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の外国税控除限度額に、当該前五年以内の各事業年度の外国税控除限度額から当該控除することができた金額を控除した残額（命令で定める金額に限る。）に相当する金額を加算した金額とする。

内国法人が各事業年度において納付することとなる外国の法人税の額が当該事業年度の外国税控除限度額に満たない場合において、その前五年以内の各事業年度において納付することとなつた外国の法人税の額のうちに当該前五年以内の各事業年度における前二項の規定による控除の限度をこえる部分の金額（命令で定める金額に限る。）があるときは、当該事業年度において納付することとなつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第十七条の二第一項中「百分の十を」を「百分の十五を」に、「年五十万円」を「年百万円」に改め、同条第三項中「年五十万円」を「年百万円」に改める。

第二十六条の七第一項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第二項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。

第二十六条の九第四項中「この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を「その」に改める。

### 附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新法第十条の三第二項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがある場合におけるその事業年度に係る同項に規定する残額の計算に関しては、政令で定めるところによる。

4　新法第十条の三第三項の前五年以内の各事業年度のうちに昭和三十八年四月一日前五年以内に終了したものがある場合には、その事業年度に係る同項に規定するこえる部分の金額は、ないものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第六十八号（昭三八・三・三一）

## ◎関税定率法等の一部を改正する法律

**第一条**　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第八条まで」の下に「及び第九条の二第二項」を加える。

第六条中「第九条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第九条の二第一項第二号中「この項」を「この条」に改め、同条第三項中「第一項第一号」の下に「又は第二項第一号」を加え、「別表」を「法律により税率」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号又は前項第一号若しくは第二号」に、「同項第二号」を「第一項第二号」に改め、「措置の補償」の下に「又は前項の外国においてとられた措置に対する対抗措置」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国において一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定により特定貨物

に係る譲許の撤回、譲許の修正その他の措置がとられた場合において、一般協定第十九条3(a)（緊急措置に対する措置）又は(b)（急迫した事態における緊急措置に対する措置）に規定する事情があると認められるときは、輸入される貨物につき、政令で定めるところにより、貨物（一般協定第十九条3(a)の規定による措置をとる場合には、国及び貨物）を指定して、次の措置をとることができる。

一　当該貨物につき、別表の税率による関税のほか、当該輸入される貨物の課税価格と同額以下の関税を課すること。

二　当該貨物につき、関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書その他これにより適用される一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、当該譲許の適用を停止し、別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率）の範囲内の税率による関税を課すること。

第九条の二に次の一項を加える。

5　第一項又は第二項の措置をとつたときは、内閣は、遅滞なく、その内容を国会に報告しなければならない。

第十三条第一項第一号中「及び大豆油かす」を「、大豆油かすその他政令で定める原料品」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項中「届け出て」の下に「、そのつど又は随時」を加え、同項後段を削り、同条第六項各号列記以外の部分中「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供したとき」を「製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十三条に次の一項を加える。

8　第一項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延坪数、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

第十七条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会において使用される物品で政令で定めるもの

第十七条第三項及び第十七条の二第三項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

第十八条第一項中「が完了し、その完了した日から二年以内に当該船舶の用以外の用に供されないもの」を「に使用されるもの」に改め、同条第二項中「及び第五項」を「、第五項、第六項及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内」とあるのは、「第十八条第一項の規定により関税の免除を受けた貨物は、同項の規定により税関長の承認を受けた期間内」と読み替えるものとする。

第十八条第三項ただし書中「同項の規定により船舶の建造若しくは修繕に使用され、当該建造若しくは修繕を完了した日から二年を経た場合」を削り、「事由」を「理由」に改め、同項第一号中「貨物を同項に規定する用途以外の用途に供したとき」を「貨物について前項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで当該貨物を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又は当該貨物による船舶の建造若しくは修繕の完了した日から二年以内に当該貨物を当該船舶の用以外の用に供したとき」に改める。

第十九条第二項中「第五項まで」を「第六項まで及び第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第六項中「第一項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から一年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない」とあるのは、「第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品又はその製品は、その原料品の輸入の許可の日から二年（同条第三項の規定により製造されたものについては、一年以内において税関長が指定する期間）以内に、同条第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡し、又は輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡してはならない」と読み替えるものとする。

第十九条第三項中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　輸出貨物製造用原料品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで輸出貨物製造用原料品を第一項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその製品について第二項において準用する第十三条第六項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないでその製品を輸出以外の目的に供し、若しくは輸出以外の目的に供するため譲渡したとき。

第十九条第四項第二号及び第三号中「輸出製造用原料品」を「輸出貨物製造用原料品」に改める。

別表第〇八〇一号中

「一　バナナ　三〇%」を

「一　バナナ
㈠　生鮮のもの　三〇%
㈡　干しバナナ　二〇%」に

改める。

同表第一三類注(1)中「、しよ糖の含有量が全重量の一〇%をこえるもの及び」を削り、同表第二七〇三号の品名の欄中「凝結したもの」を「ピートリッター及び凝結したもの」に改め、同表第二七一四号の品名の欄中「及び石油コークス並びにペトロリウムガムその他の石油のかす及び」を「、石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに」に改め、同表第二八二〇号を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 二八二〇 | 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ | |
| | 一 酸化アルミニウム | 一五% |
| | 二 水酸化アルミニウム | 一五% |
| | 三 溶融アルミナ | 一五% |

同表第二八二八号中

| | |
|---|---|
| 「三 三酸化モリブデン | |
| ㈠ 乾燥状態における純度が重量比で九五%をこえるもの | 一〇% |
| ㈡ その他のもの | |
| イ 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 |
| ロ その他のもの | 一五%」 |

を

| | |
|---|---|
| 「三 三酸化モリブデン | 一〇%」 |

に改める。

同表第二九一四号中

| | |
|---|---|
| 「三 酢酸エステル | |
| ㈠ 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル | 二五% |
| ㈡ その他のもの | 二〇%」 |

を

| | |
|---|---|
| 「三 酢酸アミル、酢酸リナリル、酢酸ベンジル及び酢酸テルピニル | 二五%」 |

に改め、同号の品名の欄中「及び一七アルファーヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナン—三・一一・二〇—トリオン」を「、一七アルファーヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナン—三・一一・二〇—トリオン及び四—ブロム—一七アルファーヒドロキシ—二一—アセトキシプレグナン—三・一一・二〇—トリオン」に改め、同表第三四〇四号の品名の欄中「溶剤を含む」を「溶剤を含有する」に改め、同表第三五〇三号の品名の欄中「長方形のもの、着色したもの及び型押しその他の表面加工をしたものを含む」を「長方形のものを含み、着色又は型押しその他の表面加工をしてあるかどうかを問わない」に改め、同表第三七〇一号、第三七〇二号及び第三七〇四号の品名の欄中「撮影又は焼付けを」を「露光」に改め、同表第四二類注1(7)中「第七一類又は第九八〇一号に掲げる身辺用模造細貨類、ボタンその他の物品」を「第九八〇一号に掲げるボタンその他の物品及び第七一類に該当するこれらの物品」に改める。

同表第四四〇五号及び第四四一三号中

| | |
|---|---|
| 「四 その他のもの | 無税」 |

を

| | |
|---|---|
| 「四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの | 無税 |
| 五 その他のもの | 一〇%」 |

に改める。

同表第五九類注4(1)中「以下のもの及び」の下に「その他のものにあつては」を加える。

同表第七五〇一号中

| | |
|---|---|
| 「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず | |
| 一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 | 無税」 |

を

| | |
|---|---|
| 「ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。）、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず | |
| 一 マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 | |
| ㈠ 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。） | 一五% |
| ㈡ その他のもの | 無税」 |

に

改める。

同表第八一〇一号の税率の欄中「一五%」を「二〇%」に改め、同表第八五〇一号の品名の欄中「回転変流機」を「変流機」に改める。

**第二条** 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第十一条中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に改める。

第六十条第一項中「輸入の許可の日」を「関税の納付の日」に改め、同条第二項中「利子税額」を「延滞税の額」に改める。

第八十九条第一項及び第三項中「この法律」の下に「又は他の関税に関する法律」を加える。

第百十二条の次に次の一条を加える。

**第百十二条の二** 関税定率法第十三条第六項（用途外使用等）（同法第十八条第二項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第百十七条中「第百十三条の二」を「第百十二条の二（用途外に使用する等の罪）、第百十三条の二」に改める。

**第三条** 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第五項まで」の下に「及び第八項」を加え、同条第三項第一号中「第十二条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

第七条の二及び第七条の三中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「同号に掲げる揮発油」の下に「、燈油若しくは軽油」を加え、「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油（関税納付済みの輸入重油を混合したものを含む。）につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち一キロリットルにつき二百十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

第七条の五の次に次の二条を加える。

（電力業等用の重油に係る関税の特別還付）

**第七条の六** 電力業又は鉄鋼製造業を営む者のうち政令で定めるもの（以下「特別事業者」という。）が、関税納付済み原油等から本邦において製造された重油、関税納付済みの輸入重油又はこれらを混合した重油（以下「関税納付済み重油」という。）を税関長の承認を受けた事業場で昭和三十九年三月三十一日までに当該事業の用に供した場合において、次に掲げる要件に該当するときは、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該関税納付済み重油につき政令で定める率により算出した金額を、当該特別事業者が当該関税納付済み原油等又は関税納付済みの輸入重油につき納付したものとみなして、第二号に規定する負担増加の額の限度において、当該金額（以下「関税特別還付金」という。）をその者に還付する。

一 当該特別事業者が昭和三十八年四月一日から

昭和三十九年三月三十一日まで（以下「昭和三十八年度」という。）においてその事業の用に供するため国産石炭を購入し、その購入した数量が、大蔵大臣が当該特別事業者の関税特別還付金の還付を受けるため必要な国産石炭の購入数量として定める数量（以下「特別還付を受けるため必要な購入数量」という。）以上であつたこと。

二　当該特別事業者が、昭和三十八年度においてその事業の用に供するため購入した国産石炭で、特別還付を受けるため必要な購入数量の範囲内で大蔵大臣がその者の負担増加の算出のための基礎として定める数量をこえるものを購入したことにより、燃料費その他政令で定める費目につき直接の負担増加を被つたこと。

2　前項に規定する政令で定める率は、関税納付済み重油につき、関税納付済み原油等の負担する関税のうち前条第二項の規定に係るもの以外の一キロリットルにつき三百二十円及び関税納付済みの輸入重油の負担する関税のうち一キロリットルにつき九十円に相当する額その他を勘案して定めるものとする。

3　特別事業者は、政令で定めるところにより、昭和三十八年度における国産石炭の購入計画を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。その購入計画を変更しようとするときも、同様とする。

4　第七条の四第二項の規定は、第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けようとする者について準用する。

5　税関長は、特別事業者が第一項の規定により関税特別還付金の還付を受けることが確実であると認められる場合には、政令で定めるところにより、昭和三十八年度において当該特別事業者が同項の事業場でその事業の用に供した関税納付済み重油につき、同項に規定する率の範囲内で政令で定める率により算出した金額を、関税特別還付金の一部として当該特別事業者に還付することができる。

6　前項の規定により関税特別還付金の一部の還付を受けた特別事業者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該特別事業者から、当該各号に掲げる額の関税特別還付金を徴収する。

一　当該特別事業者の昭和三十八年度において購入した国産石炭の数量が、その者の特別還付を受けるため必要な購入数量に満たなかつたとき。　還付を受けた関税特別還付金の全額

二　当該特別事業者の還付を受けた関税特別還付金の額が、第一項に規定するその者の負担増加の額の限度をこえたとき。　還付を受けた関税特別還付金のうち当該負担増加の額をこえた額

7　前項の規定による関税特別還付金の徴収については、国税徴収の例による。

8　前項の規定により関税特別還付金を国税徴収の例により徴収する場合においては、当該関税特別還付金の額に対し、その還付の日から納付の日までの日数に応じ、百円につき一日二銭の割合を乗じて計算した金額に相当する加算金をあわせて徴収する。ただし、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十七条に規定する督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の加算金の額は、その未納に係る関税特別還付金百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額とする。

9　関税法第十二条第二項から第五項までの規定は、前項の加算金について準用する。

（ごみ焼却設備用物品の免税）

**第七条の七**　市町村（特別区の存する区域にあつては、都）が設置するごみ焼却設備に使用される物品のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについては、昭和三十九年三月三十一日までに輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第八条の二第一項中「第九条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十一条に次の三項を加える。

2　税関職員は、第七条の六に規定する関税特別還付金の還付に関する職務を行なうため必要があるときは、特別事業者から報告をさせ、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

3　税関職員は、第一項又は前項の規定により職務を行なうときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十二条第一項中「又は第七条の五第一項」を「、第七条の五第一項又は第七条の六第一項若しくは第五項」に改める。

第十三条中「第十一条」を「第十一条第一項」に、「又は忌避した者」を「若しくは忌避した者又は第十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、税関職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に改める。

別表第〇二〇四号を削り、同表第〇四〇二号から第〇四〇四号まで及び第〇七〇五号の適用期限の欄中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」に改める。

同表第〇八〇一号中

「

| | | |
|---|---|---|
| 一　バナナ | | |
| (1) 昭和三七年四月一日から同年六月四日までに輸入されるもの | 二〇% | |
| (2) 昭和三七年六月五日から昭和三八年九月三〇日までに輸入されるもの | 五〇% | |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 一　バナナ | | |
| (一) 生鮮のもの | 七〇% | 昭和三九年三月三一日 |
| 三　なつめやしの実のうち乾燥のもの | 五% | 昭和三九年三月三一日 |

」に改める。

同表第〇九〇一号の税率の欄中「二〇%」を「一〇%」に改め、同号及び同表第一〇〇一号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第一〇〇一号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一〇〇三 | 大麦及びはだか麦のうち大麦 | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| 一〇〇六 | 米 | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第一二〇一号中

「

| | | |
|---|---|---|
| 二　落花生 | 一〇% | 昭和三八年三月三一日 |
| 三　菜種及びからし菜の種 | 五% | 昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日 |

」を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二 | 落花生 | 一〇% | 昭和三九年三月三一日 |

」に改め、同表第一四〇五号を削る。

同表第一五〇七号中「

| | | |
|---|---|---|
| 四　ごま油 | 一五% | 昭和三八年三月三一日までにおいて政令で定める日 |

」を削り、同号及び同表第一五一六号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第二〇〇六号を次のように改める。

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二〇〇六 | 調製した果実（砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） | | |
| | 一　砂糖を加えたもの及びアルコールを含有するもの | | |
| | 　㈠　パイナップル | 五五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 二　その他のもの | | |
| | 　㈠　パイナップル | 五五% | 昭和四〇年三月三一日 |

」

同表第二五〇四号中「

| | | |
|---|---|---|
| 一　全重量の六〇%以上のものが日本工業規格（工業標準化法（昭和二四年法律第一八五号）第一七条に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）による一〇五ミクロンの標準ふるいを通過するもの | 一〇% | 昭和三七年九月三〇日 |

」を削り、同表第二五一三号を次のように改める。

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二五一三 | パミスストーン、エメリー、コランダムその他の研摩用天然鉱物材料のうちエメリー及びコランダム以外のもの | | |
| | (1)　ガーネット | | |
| | 　イ　課税価格が一キログラムにつき一〇〇円をこえるもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | 　ロ　その他のもの | 一キログラムにつき一〇円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二五一三号の次に次のように加える。

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二五一九 | マグネサイト（焼いたものを含むものとし、精製酸化マグネシウムを除く。） | | |
| | 一　マグネシヤクリンカー | 一〇% | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二六〇一号中「

| | | |
|---|---|---|
| 四　マンガン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの | | |
| 　(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | |
| 　(2)　その他のもの | 一〇% | |
| 五　タングステン鉱のうち昭和三七年一〇月一日から昭和四〇年三月三一日までに輸入されるもの | | |
| 　(1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | |
| 　(2)　その他のもの | 一キログラムにつき八七円 | |
| 六　モリブデン鉱 | | |
| 　㈡　その他のもの | 無税 | 昭和三七年九月三〇日 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 四　マンガン鉱 | | |
| 　(1)　マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の三九%をこえるもの | | |
| 　　イ　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| 　　ロ　その他のもの | 一二・五% | 昭和三九年三月三一日 |
| 　(2)　その他のもの | | |
| 　　イ　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| 　　ロ　その他のもの | 乾燥重量一トンにつき二、四〇〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

」に改める。

同表第二七〇四号を削り、同表第二七一〇号の前に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七〇九 | 石油（原油に限る。） | 一キロリットルにつき六四〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |

同表第二七一〇号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七一〇 | 石油（原油を除く。）及び石油製品（石油の含有量が水分を除いた全重量の七〇%以上の製品に限るものとし、他の号に掲げるものを除く。） | | |
| | 一　石油（第三八一四号に掲げる石油添加剤以外の物品を加えたもので、その物品の重量が水分を除いた全重量の五%に満たないものを含む。） | | |
| | 　㈣　重油及び粗油 | | |
| | 　　イ　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの | | |
| | 　　　(1)　製油の原料として使用されるもの（これらの物品を原料とする製油が関税法第五六条（保税工場の許可）に規定する保税作業により行なわれた場合の製品で、同法第四条第二号（原料課税）の税関長の承認を受けたものを含む。以下この号において同じ。） | 一キロリットルにつき六四〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 　　　(2)　その他のもの | 一キロリットルにつき九五五円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 　　ロ　温度一五度における比重が〇・九〇三七をこえ、〇・九二七三以下のもの | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (1) 製油の原料として使用されるもの | 一キロリットルにつき六四〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (2) その他のもの | 一キロリットルにつき七三〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | ハ 温度一五度における比重が〇・九二七三をこえるもの | | |
| | (1) 製油の原料として使用されるもの | 一キロリットルにつき六四〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (2) その他のもの | 一キロリットルにつき六六〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。） | | |
| | ロ その他のもののうち伸展油（温度一五度における比重が〇・八九をこえ、〇・九三以下のものであつて、スチレン及びブタジエンを原料として合成ゴムを製造する際に混入して使用するものに限る。） | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二七一四号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二七一四 | 石油ピッチ、石油アスファルト、石油コークス及びペトロリウムガムその他の石油のかす並びに潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物 | | |
| | 二 石油コークスのうち揮発成分の含有量が水分を除いた全重量の三％以上のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二八〇五号中「

| | | |
|---|---|---|
| 四 金属リチウム | 一〇％ | 昭和三七年九月三〇日 |

」を削り、同表第二八一八号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二八一八 | マグネシウム、ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 | | |
| | 二 その他のもののうちマグネシヤクリンカー | | |
| | (1) 昭和三八年四月一日から政令で定める日までに輸入されるもの | 無税 | |
| | (2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの | 一〇％ | |

同表第二八一九号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二八二〇 | 酸化アルミニウム、水酸化アルミニウム及び溶融アルミナ | | |
| | 一 酸化アルミニウムのうちアルミニウム製錬用のもの | 五％ | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二八二七号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

同表第二八二八号中「

| | | |
|---|---|---|
| 三 三酸化モリブデン | | |
| (二) その他のもの | | |
| ロ その他のもの | 無税 | 昭和三七年九月三〇日 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 五 その他のもののうち三酸化アンチモンで課税価格が一キログラムにつき一九九円に満たないもの | 一キログラムにつき八〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

」に改める。

同表第二八二九号を削り、同表第二八四二号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第二八四三号、第二八五七号及び第二九〇二号を削り、同表第二九〇八号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第二九一六号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二九一六 | アルコール酸、アルデヒド酸、ケトン酸、フェノール酸その他の単一又は混成の酸素官能の酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化物、スルホン化物、ニトロ化物及びニトロソ化物 | | |
| | 一 アルコール酸及びその誘導体 | | |
| | (二) 酒石酸 | 二五％ | 昭和三九年三月三一日 |
| | (三) くえん酸 | 一キログラムにつき五六円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (四) くえん酸カルシウム | | |
| | (1) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2) その他のもの | 一キログラムにつき一八円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (五) その他のもののうちコール酸 | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二九一六号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 二九二七 | ニトリル官能化合物 | | |
| | 三 その他のもののうちイソブチロニトリル | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第二九三一号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改める。

同表第二九三五号中「

| | | |
|---|---|---|
| 七 その他のもののうち次に掲げるもの | | |
| (1) キノリン | 一〇％ | 昭和三八年三月三一日 |
| (2) 一・三—ジメチル—二・六—ジオキソ—四—アミノ—五—ホルミルアミノピリミジン | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 七 その他のもののうち一・三—ジメチル—二・六—ジオキソ—四—アミノ—五—ホルミルアミノピリミジン | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

」に改める。

同表第三二〇二号を削り、同表第三二〇三号及び第三二〇五号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三二〇七号、第三五〇三号及び第三八〇一号を削り、同表第三八一四号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第三九〇一号及び第四二〇四号を削り、同表第四四〇五号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四四〇五 | 板、ひき割り、ひき角その他これらに類する製材（厚さが五ミリメートルをこえるものに限る。） | | |
| | 四 ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日までにおいて政令で定める日 |

同表第四四〇五号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四四一三 | かんながけ、面取り、さねはぎ加工その他これらに類する加工をした木材（寄せ木用のものを含むものとし、他の号に掲げるものを除く。） | | |
| | 四　ラワン、クルイン、メルサワその他のふたばがき科のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日までにおいて政令で定める日 |

同表第四四一八号及び第五六〇三号を削り、同表第六二〇三号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 六七〇二 | 造花及びその部分品並びに花輪、花冠、花綱その他これらに類する製品で造花を主体とするもののうち人造プラスチック製のもの | 三五% | 昭和三九年三月三一日 |

同表第七〇〇三号、第七〇一一号及び第七一〇二号を削り、同表第七三〇二号の前に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七一〇三 | 貴石及び半貴石（合成又は再生のものに限る。） | | |
| | 二　その他のもののうち水晶（人工結晶のものに限る。） | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第七三〇二号中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「 | 二　フェロマンガンのうち昭和三七年一〇月一日から昭和三八年三月三一日までに輸入されるもの | 二五% | 」を |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 「 | 二　フェロマンガン | 二〇% | 昭和三九年三月三一日」に |

改める。

同表第七三二五号を削り、同表第七四〇一号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七四〇一 | 銅のマット、塊及びくず並びにセメントカッパー及び自然銅 | | |
| | 二　塊 | | |
| | (一)　銅（合金を除く。）のもののうち銅の含有量が全重量の九五%をこえるもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のもので電解精製用のものを除く。） | | |
| | (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (二)　黄銅又は青銅のもの | | |
| | (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (三)　その他のもの | | |
| | (1)　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一キログラムにつき三〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第七四〇二号から第七四〇四号まで、第七四〇六号、第七四〇七号及び第七四一三号を削り、同表第七五〇一号から第七五〇四号までを次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 七五〇一 | ニッケルのマット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物（粗製の酸化ニッケルで主として合金鋼の製造に使用されるものを含む。）、塊（電気めっき用の陽極を除く。）及びくず | | |
| | 一　マット、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物 | | |
| | (一)　粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五%以下のものに限る。） | 二〇% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 二　塊 | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | | |
| | ロ　その他のもの | 一キログラムにつき三〇〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 三　くず | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | 四五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| 七五〇二 | ニッケルの棒、形材及び線 | | |
| | 一　棒及び形材 | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | 三〇% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 二　線 | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | 三〇% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| 七五〇三 | ニッケルの板、帯、はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくのみの厚さが〇・一五ミリメートル以下のものに限る。）、粉及びフレーク | | |
| | 一　板及び帯 | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | 三〇% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 二五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | 二　はく、粉及びフレーク | | |
| | (一)　ニッケル（合金を除く。）のもの | | |
| | ロ　その他のもの | 一キログラムにつき三〇〇円 | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (二)　ニッケル合金のもの | 四五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| 七五〇四 | ニッケルの管、中空棒及びジョイント、エルボーその他の管用継手 | | |
| | 一　ニッケル（合金を除く。）のもの | 三〇% | 昭和四〇年三月三一日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 二　ニッケル合金のもの | | |
| | (1)　ニッケル銅合金（ニッケルの含有量が全重量の六〇%以上で、七〇%以下のものに限る。）の管及び中空棒 | | |
| | イ　当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの | 一〇% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | ロ　その他のもの | 二五% | 昭和四〇年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 二五% | 昭和四〇年三月三一日 |

同表第七五〇五号の税率の欄中「三五〇円」を「三〇〇円」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和四〇年三月三一日」に改め、同表第七八〇一号から第七八〇三号まで、第七八〇五号及び第七九〇一号の品名の欄中「昭和三八年三月三一日」を「昭和三九年三月三一日」に改め、同表第七九〇一号の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八〇〇一 | すずの塊及びくず | | |
| | 一　塊 | | |
| | (一)　すず（合金を除く。）のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第八一〇四号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八一〇四 | 卑金属及びその製品（他の号に掲げるものを除く。） | | |
| | 二　塊、粉、フレーク及びくず | | |
| | (三)　その他のもののうちアンチモンの塊、粉及びフレーク | | |
| | (1)　課税価格が一キログラムにつき二二三円以上のもの | 一キログラムにつき四〇円 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一キログラムにつき八〇円 | 昭和三九年三月三一日 |

同表第八四〇一号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八四〇一 | 蒸気発生ボイラー | | |
| | 一　ボイラー | | |
| | (一)　蒸気の発生量が毎時一、一〇〇トンに満たないもののうち蒸気の発生量が毎時六五〇トン以上のもの | 一五% | 昭和三九年三月三一日 |

同表第八四〇五号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八四〇五 | 蒸気原動機 | | |
| | 一　蒸気タービン及びその部分品 | | |
| | (一)　蒸気タービン | | |
| | イ　出力（クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの | 一五% | 昭和三九年三月三一日 |

同表第八四四五号を削り、同表第八四五二号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八四五二 | 計算機及び会計機、金銭登録機その他これらに類する計算機構を有する機械（電子計算機械を含むものとし、次号に掲げるものを除く。） | | |
| | 一　電子計算機械 | | |
| | (一)　計数型電子計算機械（計算機本体、これと電気的に接続して作動する入力機、出力機、入出力機及び記憶機並びに磁気テープコンバーター及び磁気テーププリンターに限るものとし、これらに附属する制御機を含む。） | | |
| | (1)　計算機本体（カード式入力機、ラインプリンター及び磁気テープ式記憶機を使用することができるもののうち、記憶容量が九六、〇〇〇字をこえる磁気コアー式内部記憶装置を有するものに限る。）及びこれとともに輸入するカード式入力機（処理速度が毎分六五〇枚をこえるものに限る。）、ラインプリンター（印刷速度が毎分六〇〇行以上のものに限る。）、記憶機（磁気テープ式で記録速度が毎秒九〇、〇〇〇字以上のもの又は磁気円板式のものに限る。）並びにこれらに附属する制御機 | | |
| | イ　計算機本体の記憶容量が一二〇、〇〇〇字以下のもの | | |
| | (イ)　昭和三八年四月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの | 無税 | |
| | (ロ)　昭和三八年一一月一日から昭和三九年三月三一日までに輸入されるもの | 一五% | |
| | ロ　その他のもの | 無税 | 昭和三九年三月三一日 |
| | (2)　その他のもの | 一五% | 昭和三九年三月三一日 |

同表第八四五三号を削り、同表第八五〇一号を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 八五〇一 | 発電機、電動機、変流機、周波数変換機、調相機、変圧器、整流機器、リアクトル及びチョークコイル | | |
| | 一　発電機 | | |
| | 一　出力（クロスコンパウンド型の蒸気タービン用のものにあつては、合計出力）が三六万キロワットに満たないもののうち出力が二〇万キロワット以上のもの | 一五% | 昭和三九年三月三一日 |

## 附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税定率法第十三条、第十七条第三項、第十七条の二第三項、第十八条及び第十九条の改正規定、第二条中関税法第八条、第十一条及び第百十七条の改正規定並びに同法に第百十二条の二の規定を加える改正規定並びに第三条中関税暫定措置法第七条第二項の改正規定は、昭和三十八年七月一日から施行する。

2　改正前の関税定率法第十三条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により関税の軽減又は免除を受けた物品については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

◆

## 法律第六十九号（昭三八・三・三一）

## ◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、学部及びその国立大学に包括される学校」を「及び学部」に改め、同条の表中学校教育法第九十八条の規定による学校で、上欄の国立大学に包括されるものの欄を削り、埼玉大学の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 埼玉大学 | 埼玉県 | 文理学部<br>教育学部<br>工学部 |

第三条に次の一項を加える。

2　文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に共通する一般教養に関する教育を一括して行なうための組織として、教養部を置く。

第三条の二第一項中「東京医科歯科大学」を「東京医科歯科大学 東京芸術大学」に、「東京工業大学 一橋大学 新潟大学」を「東京工業大学 お茶の水女子大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 富山大学」に改める。

第四条の見出し中「研究施設」を「研究所」に改め、同条第一項の表中東北大学の項の次に次の一項を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 群馬大学 | 内分泌研究所 | 群馬県 | 内分泌に関する学理及びその応用の研究 |

第四条第二項中「研究施設」を「研究所」に改め、同項の表中京都大学の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 京都大学 | 基礎物理学研究所 | 京都府 | 素粒子論その他の基礎物理学に関する研究 |
| | 数理解析研究所 | | 数理解析に関する総合研究 |
| | 原子炉実験所 | 大阪府 | 原子炉による実験及びこれに関連する研究 |

第五条の見出しを「（学部附属の教育研究施設等）」に改め、同条第一項中「学部」の下に「及び大学附置の研究所」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（学科及び課程）

**第六条の二**　国立大学の学部に、文部省令で定めるところにより、学科又は課程を置く。

第七条を次のように改める。

（講座等）

**第七条**　国立大学の学部又は学科に講座又は学科目を、国立大学の教養部に学科目を、国立大学の大学附置の研究所に研究部門をそれぞれ置く。

2　前項の講座、学科目及び研究部門の種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第七条の二の表を次のように改める。

| 国立高等専門学校の名称 | 位置 |
|---|---|
| 函館工業高等専門学校 | 北海道 |
| 旭川工業高等専門学校 | |
| 八戸工業高等専門学校 | 青森県 |
| 宮城工業高等専門学校 | 宮城県 |
| 秋田工業高等専門学校 | 秋田県 |
| 鶴岡工業高等専門学校 | 山形県 |
| 平工業高等専門学校 | 福島県 |
| 群馬工業高等専門学校 | 群馬県 |
| 長岡工業高等専門学校 | 新潟県 |
| 富山工業高等専門学校 | 富山県 |
| 長野工業高等専門学校 | 長野県 |
| 岐阜工業高等専門学校 | 岐阜県 |
| 沼津工業高等専門学校 | 静岡県 |
| 豊田工業高等専門学校 | 愛知県 |
| 鈴鹿工業高等専門学校 | 三重県 |
| 明石工業高等専門学校 | 兵庫県 |
| 米子工業高等専門学校 | 鳥取県 |
| 松江工業高等専門学校 | 島根県 |
| 津山工業高等専門学校 | 岡山県 |
| 呉工業高等専門学校 | 広島県 |
| 宇部工業高等専門学校 | 山口県 |
| 阿南工業高等専門学校 | 徳島県 |
| 高松工業高等専門学校 | 香川県 |
| 新居浜工業高等専門学校 | 愛媛県 |
| 高知工業高等専門学校 | 高知県 |
| 有明工業高等専門学校 | 福岡県 |
| 佐世保工業高等専門学校 | 長崎県 |
| 大分工業高等専門学校 | 大分県 |
| 鹿児島工業高等専門学校 | 鹿児島県 |

第十条中「（附則第三項に規定する学校を含む。）」を削る。

### 附　則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の国立学校設置法第七条の二の表中秋田工業高等専門学校、富山工業高等専門学校、米子工業高等専門学校、松江工業高等専門学校及び呉工業高等専門学校に係る部分は、昭和三十九年三月三十一日までの間は、適用しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第七十号（昭三八・三・三一）

## ◎漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げ、第六項を削る。

第二十条第二項中「百分の五十」の下に「（前条第一項の特定第三種漁港については、百分の六十）」を加える。

### 附　則

1　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2　第二十条第二項の規定による負担金で昭和三十七年度以前の予算に係るもの（昭和三十八年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の負担割合については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・農林大臣署名）

---

## 法律第七十一号（昭三八・三・三一）

## ◎中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律

中小企業振興資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業近代化資金助成法

第一条及び第二条を次のように改める。

（目的）

**第一条**　この法律は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対し、国が必要な助成を行なうことにより、中小企業の近代化の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。

2　この法律において「中小企業高度化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける次条各号に掲げるものをいう。

3　この法律において「中小企業設備近代化資金」とは、中小企業の近代化に必要な資金のうち、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者等に対して貸し付ける第三条の二に規定するものをいう。

第三条の見出しを「（中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

国は、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化に資するため、都道府県が次に掲げる資金の貸付けの事業（以下「中小企業高度化資金の貸付事業」という。）を行なうときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部を貸し付けることができる。

第三条第一項第一号の三中「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第八条第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人の営む同法第三条第一項の指定業種に属する事業の用に供するための施設の設置に必要な資金

第三条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　事業協同組合若しくは事業協同小組合（これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。）又は商業を営む中小企業者（以下「中小商業者」という。）が他の中小商業者と合併をし若しくは他の中小商業者とともに出資をして設立する法人（合併後存続する法人を含む。）であつて小売商業を営むものが、当該事業協同組合若しくは当該事業協同小組合が作成し又は当該合併若しくは当該出資をしようとする中小商業者が共同して作成する小売商業店舗共同化計画に基づいて小売商業の経営形態の近代化を図るための施設を設置する場合において、当該計画の内容が政令で定める基準に該当し、かつ、中小企業の近代

化に著しく寄与するものであると認められるときには、当該施設の設置に必要な資金

第三条第一項第四号中「（物品の加工修理業を含む。）」の下に「又は卸売業」を、「工場等集団化計画」の下に「又は店舗集団化計画」を加え、「又は事業場」を「、事業場又は店舗」に、「振興」を「近代化」に改め、「及び前号」を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業設備近代化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する国の助成等）

**第三条の二**　国は、中小企業者の設備の近代化に資するため、都道府県が中小企業者の設備であつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものの設置に充てられる資金（前条に規定するものを除く。）の貸付けの事業（以下「中小企業設備近代化資金の貸付事業」という。）を行なうときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、第十条第一項の規定により都道府県が設置する特別会計において中小企業設備近代化資金の貸付事業に運用することができる資金の額がその事業を行なうのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

2　前項ただし書の一定額は、都道府県ごとに、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める。

第四条を次のように改める。

（一の借主に対する中小企業高度化資金等の貸付金の限度）

**第四条**　都道府県が一の借主に対して貸し付けることができる中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の金額は、一の施設、設備その他の貸付けの対象につき、都道府県が必要と認めた金額の二分の一以内とする。

第五条の見出し中「貸付金」を「中小企業高度化資金等」に改め、同条中「第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金」を「都道府県が貸し付ける中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金」に改める。

第六条の見出しを「（担保又は保証人）」に改め、同条第一項中「第三条第一項に規定する貸付」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付け」に、「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人」に改める。

第七条中「第三条第一項に規定する貸付」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付け」に、「第五条に規定する償還期間の満了前」を「支払期日前」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第八条中「第三条第一項に規定する貸付に係る」を「中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の」に、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「資金」の下に「又は同条第三号の二に掲げる資金（事業協同組合又は事業協同小組合の施設の設置に必要なものに限る。）」を加える。

第九条中「第七条」を「第七条第二号に該当することを理由として同条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、借主が第七条第一号又は第三号に該当することを理由として同条の規定による請求をするときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から支払の日までの日数に応じ貸付金の金額百円につき一日三銭の割合で計算した違約金を支払うべきことをあわせて請求することができる。

第十条の見出しを「（県の特別会計）」に改め、同条第一項中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「（以下「特別会計」と

いう。）」を「（以下「県の特別会計」という。）」に、「一般会計」を「都道府県の一般会計（以下「県の一般会計」という。）」に、「第三条第一項の規定による補助金」を「第三条の規定による国からの貸付金（以下「国からの貸付金」という。）、第三条の二第一項の規定による国からの補助金（以下「国からの補助金」という。）」に、「貸付金及び」を「貸付金、第十一条の二の規定による国への償還金、」に改め、「納付金」の下に「及び第十四条の規定による県の一般会計への繰入金」を加え、同条に次の一項を加える。

3　中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県にあつては、県の特別会計において、当該事業に係る経理を他の経理と区分して行なうものとする。

第十一条を次のように改める。

（国からの貸付金又は補助金の額）

**第十一条**　一の都道府県に対する国からの貸付金の額は、当該都道府県が行なう中小企業高度化資金の貸付事業の貸付け財源として必要な資金の二分の一以内とする。

2　一の都道府県に対する国からの補助金の額は、当該都道府県が中小企業設備近代化資金の貸付事業の貸付け財源に充てるため県の一般会計から県の特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（国からの貸付金の利率及び償還方法）

**第十一条の二**　国からの貸付金は、無利子とし、その償還方法は、政令で定める。

第十二条第一項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの貸付金の貸付け又は国からの補助金」に、「同項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改め、同条第二項中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業高度化資金の貸付事業又は中小企業設備近代化資金の貸付事業」に改める。

第十三条の見出しを「（中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止した場合の措置）」に改め、同条中「第三条第一項に規定する事業」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業」に、「貸付金」を「当該事業に係る貸付金」に、「同項の規定による補助金」を「国からの補助金」に、「一般会計から」を「県の一般会計から県の」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、都道府県が、中小企業設備近代化資金の貸付事業を廃止する前に、国からの補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することを妨げるものではない。

本則中第十三条の次に次の一条を加える。

（県の一般会計から県の特別会計へ繰り入れた資金の処理）

**第十四条**　都道府県は、第十一条の二の規定により、国からの貸付金を償還したときは、当該償還金に係る都道府県への償還金の額から当該国への償還金の額を控除した額を県の特別会計から県の一般会計に繰り入れることができる。

附則第二条第三項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの補助金」に改める。

附則第三条第三項中「特別会計」を「県の特別会計」に改め、同条第四項中「第三条第一項の規定による補助金」を「国からの補助金」に、「貸付金」を「中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金」に、「一般会計から」を「県の一般会計から県の」に改める。

### 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

（暫定措置）

**第二条**　改正後の第二条第一項の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方策を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

（経過措置）

**第三条**　改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金及び改正前の第十一条の規定により一般会計から特別会計に繰り入れられた資金を財源とする貸付事業の実施については、なお従前の例による。

2　改正後の第十三条の規定は、改正前の第三条第一項に規定する事業を廃止した場合に準用する。この場合において、改正後の第十三条中「中小企業設備近代化資金の貸付事業」とあるのは「中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）による改正前の第三条第一項に規定する事業」と、「国からの補助金」とあるのは「同項の規定による補助金」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する改正後の第十三条の規定による国への納付金は、中小企業高度化資金融通特別会計法（昭和三十八年法律第七十二号）第三条に規定する貸付金の償還金とみなす。

4　改正前の第三条第一項の規定により都道府県に交付された国からの補助金を財源の一部とした貸付金により取得された固定資産は、中小企業高度化資金又は中小企業設備近代化資金の貸付けを受けて取得された固定資産とみなす。

（中小企業庁設置法の一部改正）

**第四条**　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の二の二　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の施行に関すること。

（地方税法の一部改正）

**第五条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「中小企業振興資金等助成法第三条第一項第四号」を「中小企業近代化資金助成法第三条第四号」に改める。

第三百四十九条の三第十六項中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

**第六条**　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条（見出しを含む。）中「中小企業振興資金等助成法」を「中小企業近代化資金助成法」に、「第三条第一項」を「第三条又は第三条の二第一項」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

---

**法律第七十二号**（昭三八・三・三一）

## ◎中小企業高度化資金融通特別会計法

（設置）

**第一条**　中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条の規定による中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

**第二条**　この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

**第三条**　この会計においては、貸付金の償還金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び附属諸費をもつてその歳出とする。

2　前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成及び送付）

**第四条**　通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

**第五条**　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

**第六条**　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入れ）

**第七条**　この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

**第八条**　通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

**第九条**　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

**第十条**　この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金）

**第十一条**　この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）

**第十二条**　前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）

**第十三条**　第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越し）

**第十四条**　この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

**第十五条**　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

### 附　則

1　この法律は、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十一号）の施行の日から施行し、昭和三十八年度の予算から適用する。

2　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の二の二の次に次の一号を加える。

四の二の三　中小企業高度化資金融通特別会計の経理を行なうこと。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

## 法律第七十三号（昭三八・四・一）

## ◎在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

**第一条** 在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「

| | | |
|---|---|---|
| 在タンガニイカ日本国大使館 | タンガニイカ | ダレサラム |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 在タンガニイカ日本国大使館 | タンガニイカ | ダレサラム |
| 在グァテマラ日本国大使館 | グァテマラ | グァテマラ |
| 在ジャマイカ日本国大使館 | ジャマイカ | キングストン |
| 在トリニダット・トバゴ日本国大使館 | トリニダッド・トバゴ | ポート・オブ・スペイン |
| 在アイルランド日本国大使館 | アイルランド | ダブリン |
| 在イスラエル日本国大使館 | イスラエル | テル・アヴィヴ |
| 在アルジェリア日本国大使館 | アルジェリア | アルジェ |
| 在ウガンダ日本国大使館 | ウガンダ | カンパラ |
| 在ルワンダ日本国大使館 | ルワンダ | キガリ |
| 在ブルンディ日本国大使館 | ブルンディ | ウスンブラ |

」に改め、

「

| | | |
|---|---|---|
| 在イスラエル日本国公使館 | イスラエル | テル・アヴィヴ |
| 在グァテマラ日本国公使館 | グァテマラ | グァテマラ |

」及び「

| | | |
|---|---|---|
| 在アイルランド日本国公使館 | アイルランド | ダブリン |

」を削り、

「

| | | |
|---|---|---|
| 在ダッカ日本国総領事館 | パキスタン | ダッカ |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 在ダッカ日本国総領事館 | パキスタン | ダッカ |
| 在ヴァンクーヴァー日本国総領事館 | カナダ | ヴァンクーヴァー |
| 在台北日本国総領事館 | 中華民国 | 台北 |
| 在メルボルン日本国総領事館 | オーストラリア | メルボルン |
| 在ミラノ日本国総領事館 | イタリア | ミラノ |

」に改め、

「

| | | |
|---|---|---|
| 在ヴァンクーヴァー日本国領事館 | カナダ | ヴァンクーヴァー |

」及び「

| | | |
|---|---|---|
| 在メルボルン日本国領事館 | オーストラリア | メルボルン |

」を削る。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

**第二条** 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| タンガニイカ | 一五、〇〇〇 | 一三、五七二 | 一二、一三二 | 一〇、七〇四 | 九、二六四 | 七、八三六 | 六、八八八 | 六、一八〇 | 五、七〇〇 | 五、二三二 | 四、七五二 | 四、二七二 | 三、八〇四 |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| タンガニイカ | 一五、〇〇〇 | 一三、五七二 | 一二、一三二 | 一〇、七〇四 | 九、二六四 | 七、八三六 | 六、八八八 | 六、一八〇 | 五、七〇〇 | 五、二三二 | 四、七五二 | 四、二七二 | 三、八〇四 |
| グァテマラ | 一三、八〇〇 | 一二、五〇四 | 一一、一九六 | 九、九〇〇 | 八、五九二 | 七、二七二 | 六、三八四 | 五、七二四 | 五、二八〇 | 四、八四八 | 四、四〇四 | 三、九六〇 | 三、五二八 |
| ジャマイカ | 一三、八〇〇 | 一二、五八八 | 一一、三七六 | 一〇、一五二 | 八、九四〇 | 七、五六〇 | 六、六四八 | 五、九六四 | 五、四九六 | 五、〇四〇 | 四、五八四 | 四、一二八 | 三、六七二 |
| トリニダッド・トバゴ | 一三、八〇〇 | 一二、五八八 | 一一、三七六 | 一〇、一五二 | 八、九四〇 | 七、五六〇 | 六、六四八 | 五、九六四 | 五、四九六 | 五、〇四〇 | 四、五八四 | 四、一二八 | 三、六七二 |
| アイルランド | 一三、八〇〇 | 一二、二五二 | 一〇、六九二 | 九、一四四 | 七、五八四 | 六、四二〇 | 五、六四〇 | 五、〇五二 | 四、六六八 | 四、二七二 | 三、八八八 | 三、五〇四 | 三、一〇八 |
| イスラエル | 一三、八〇〇 | 一二、四五六 | 一一、一一二 | 九、七六八 | 八、四二四 | 七、一二八 | 六、二六四 | 五、六一六 | 五、一八四 | 四、七五二 | 四、三二〇 | 三、八八八 | 三、四五六 |
| アルジェリア | 一五、〇〇〇 | 一三、五七二 | 一二、一三二 | 一〇、七〇四 | 九、二六四 | 七、八三六 | 六、八八八 | 六、一八〇 | 五、七〇〇 | 五、二三二 | 四、七五二 | 四、二七二 | 三、八〇四 |
| ウガンダ | 一五、〇〇〇 | 一三、三二〇 | 一一、六二八 | 九、九四八 | 八、二五六 | 六、九八四 | 六、一四四 | 五、五〇八 | 五、〇八八 | 四、六五六 | 四、二三六 | 三、八一六 | 三、三八四 |
| ルワンダ | 一五、六〇〇 | 一四、三六四 | 一三、一一六 | 一一、八六八 | 一〇、六二〇 | 八、九八八 | 七、八九六 | 七、〇八〇 | 六、五四〇 | 五、九八八 | 五、四四八 | 四、九〇八 | 四、三五六 |
| ブルンディ | 一五、六〇〇 | 一四、三六四 | 一三、一一六 | 一一、八六八 | 一〇、六二〇 | 八、九八八 | 七、八九六 | 七、〇八〇 | 六、五四〇 | 五、九八八 | 五、四四八 | 四、九〇八 | 四、三五六 |

」に改め、

同表公使館の項中「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| イスラエル | | 一三、八〇〇 | 一一、一一二 | 九、七六八 | 八、四二四 | 七、一二八 | 六、二六四 | 五、六一六 | 五、一八四 | 四、七五二 | 四、三二〇 | 三、八八八 | 三、四五六 |
| グァテマラ | | 一三、八〇〇 | 一一、一九六 | 九、九〇〇 | 八、五九二 | 七、二七二 | 六、三八四 | 五、七二四 | 五、二八〇 | 四、八四八 | 四、四〇四 | 三、九六〇 | 三、五二八 |

」及び

「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| アイルランド | | 一三、八〇〇 | 一〇、六九二 | 九、一四四 | 七、五八四 | 六、四二〇 | 五、六四〇 | 五、〇五二 | 四、六六八 | 四、二七二 | 三、八八八 | 三、五〇四 | 三、一〇八 |

」を削り、

同表総領事館の項中「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ダッカ | | | 一三、八四〇 | 一一、二三〇 | 九、六〇〇 | 八、一二四 | 七、一四〇 | 六、三九六 | 五、九〇四 | 五、四一二 | 四、九二〇 | 四、四二八 | 三、九三六 |

」を

「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ダッカ | | | 一三、八四〇 | 一一、二三〇 | 九、六〇〇 | 八、一二四 | 七、一四〇 | 六、三九六 | 五、九〇四 | 五、四一二 | 四、九二〇 | 四、四二八 | 三、九三六 |
| ヴァンクーヴァー | | | 一二、五五六 | 九、八二八 | 八、一〇〇 | 六、八五二 | 六、〇二四 | 五、四〇〇 | 四、九八〇 | 四、五七二 | 四、一五二 | 三、七三二 | 三、三二四 |
| 台北 | | | 一一、七一二 | 一〇、〇六八 | 八、四二四 | 七、一二八 | 六、二六四 | 五、六一六 | 五、一八四 | 四、七五二 | 四、三二〇 | 三、八八八 | 三、四五六 |
| メルボルン | | | 一二、三七六 | 九、五五二 | 七、七四〇 | 六、五五二 | 五、七六〇 | 五、一六〇 | 四、七六四 | 四、三六八 | 三、九七二 | 三、五七六 | 三、一八〇 |
| ミラノ | | | 一三、一六八 | 一〇、四五二 | 八、七四八 | 七、四〇四 | 六、五〇四 | 五、八三二 | 五、三八八 | 四、九三二 | 四、四八八 | 四、〇四四 | 三、五八八 |

」に改め、同表領事館の項中「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ヴァンクーヴァー | | | 一二、五五六 | 九、八二八 | 八、一〇〇 | 六、八五二 | 六、〇二四 | 五、四〇〇 | 四、九八〇 | 四、五七二 | 四、一五二 | 三、七三二 | 三、三二四 |

」及び「

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| メルボルン | | | 一二、三七六 | 九、五五二 | 七、七四〇 | 六、五五二 | 五、七六〇 | 五、一六〇 | 四、七六四 | 四、三六八 | 三、九七二 | 三、五七六 | 三、一八〇 |

」を削る。

### 附　則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。

（外務・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第七十四号（昭三八・四・一）

## ◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

**第一条**　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「取得した者」の下に「及び第三項第六号に掲げる者」を加え、同項に次の一号を加える。

四　もとの陸軍又は海軍の指揮監督のもとに前三号に掲げる者の業務と同様の業務にもつぱら従事中の南満洲鉄道株式会社（南満洲鉄道株式会社に関する件（明治三十九年勅令第百四十二号）に基づいて設立された会社をいう。）の職員及び政令で定めるこれに準ずる者

第二条第二項中「みなす」を「みなし、同項第四号に掲げる者で、同号に規定する勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていたものは、その抑留されていた期間に限り、同号に該当するものとみなす」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

六　戦地に準ずる地域（以下「準戦地」という。）における勤務（政令で定める勤務を除く。）に従事中のもとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員

第二条に次の一項を加える。

5　第三項第六号に規定する準戦地の区域及びその区域が準戦地であつた期間は、政令で定める。

第三条第一項に次の一号を加える。

四　前条第一項第四号に掲げる者については、昭和十二年七月七日以後期間を定めないで、又は一箇月以上の期間を定めて事変地又は戦地における同号に規定する勤務を命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及び当該勤務に就いていたことにより昭和二十年九月二日以後引き続き海外において抑留されていた期間（以下「抑留期間」という。）

第三条第二項中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改める。

第四条第二項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改め、同条第三項中「軍人軍属」の下に「（第二条第一項第四号に掲げる者を除く。）」を、「復員」の下に「（帰還を含む。）」を加え、同条第四項第一号中「第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第二条第二項の規定により同条第一項第四号に掲げる者とみなされる者が抑留期間内に自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつた場合。ただし、厚生大臣が業務上負傷し、又は疾病にかかつたものと同視することを相当と認めたときに限る。

第四条第四項第二号中「疾病にかかつた場合。」を「疾病にかかつた場合」に改め、ただし書を削る。

第二十三条第一項第三号中「第二号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改め、同条第二項中「通じて五年間に限り、」を削る。

第二十五条第三項中「次の各号」を「第一項各号」に改め、各号を削る。

第二十九条第三号中「第三項各号」を「第一項各号」に改める。

第三十条第三項中「始める」を「始め、権利が消滅した日の属する月で終わる」に改め、同条第五項を削る。

第三十一条第四号中「（これらの者が準軍属又は準軍属であつた者の遺族であるときは、同条第三項各号）」を削る。

第三十四条第二項ただし書及び第三項ただし書中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより、昭和十六年十二月八日以後において死亡した準軍属又は準軍属であつた者（昭和十六年十二月八日前に死亡したことが、昭和二十年九月二日以後において認定され者を含む。）の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

第三十四条中第六項から第八項までを削る。

第三十七条第一項中「第五項から第七項まで」を「第五項」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

**第四十九条の二**　第二条第一項第四号、第三項第六号若しくは第五項、第三条第二項、第四条第五項又は第三十四条第二項第一号の規定に基づく政令の改正により新たに障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金（以下本条において「障害年金等」という。）を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、政令で、当該障害年金等の支給の始期及び支給条件、同一の事由により現に受けている障害年金等との支給の調整等について必要な定めをすることができる。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

**第二条**　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（療養手当の支給）

**第二十四条の二**　厚生大臣は、引き続き一年以上病院又は診療所に収容されて第十八条の規定による療養の給付（前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）を受けている者（以下「長期入院患者」という。）に対し、その者の申請により、療養手当を支給する。

2　療養手当の月額は、二千円とし、毎月、その月分を支払うものとする。

3　療養手当の支給は、長期入院患者が、療養手当の支給の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が長期入院患者でなくなつた日の属する月で終わる。

4　長期入院患者が、同一の事由について、療養の給付と恩給法の規定による増加恩給、傷病年金その他これらに相当する年金たる給付を受けることができる場合には、当該年金たる給付を受けることができる期間、その支給額の限度において、療養手当は、支給しない。

第二十五条中「（前条の規定による療養費の支給を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十八条中「及び障害一時金」を「並びに療養手当及び障害一時金」に改める。

第三十条中「療養の給付等」を「療養の給付及び障害一時金の支給」に改める。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

**第三条**　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（未帰還者とみなす者）

**第十三条の二**　次に掲げる者であつて未帰還者でないものは、この法律（前条を除く。）の適用については、未帰還者とみなす。ただし、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

一　中国本土、フイリピン諸島その他の政令で定める地域内においてそれぞれ当該地域ごとに政令で定める日以後生存していたと認められる資料があるが、諸般の事情からみてすでに死亡していると推測される者（昭和二十年九月二日以後自己の意思により帰還しなかつたと認められる者及び同日以後において自己の意思により本邦に在つた者を除く。）

二　未帰還者留守家族等援護法第二条第一項第二号に規定する地域（中国本土の地域を除く。）又は前号の政令で定める地域内においてそれぞれ昭和二十年八月九日又は同号の政令で定める日前に生存していたと認められる資料があるが、それぞれこれらの日以後生存していたと認められる資料がない者で、諸般の事情からみて同日以後に死亡したと推測されるもの

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（遺族援護法第二条等の改正に伴う経過措置）

**第二条**　この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第二条第一項及び第二項、第三条、第四条第四項、第二十三条第一項第三号並びに第三十四条第二項及び第三項の規定の改正により軍人軍属たるによる障害年金、遺族年金又は軍人軍属若しくは軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、同法第七条第一項及び第二項、第二十三条第一項第三号、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第十一条第二号、第二十九条第二号、第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、同法第十三条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、同法第二十五条第一項、第三十六条第二項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。

2　この法律による遺族援護法第二条、第四条第四項第二号、第二十五条第三項及び第三十四条の規定の改正により準軍属たるによる障害年金、遺族給与金又は準軍属若しくは準軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、同法第七条第三項及び第四項、第二十三条第二項第三号並びに第二十五条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、同法第十一条第三号及び第二十九条第三号中「昭和三十三年十二月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、同法第十三条第二項及び第三十条第三項中「昭和三十四年一月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、同法第二十五条第三項中「昭和三十四年一月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六条第一項第一号及び第三十八条第二号中「昭和二十七年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、同法第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項並びに第三十八条第三号中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」

と、同法第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」と、同法第三十六条第二項及び第三十八条第三号中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。

3　第一条の規定の施行の際現に準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により同一の事由による軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を有するに至つたものは、第一条の規定の施行の際、準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を失う。ただし、その遺族年金が後順位者として受ける遺族年金であるときは、その者は、すべての先順位者が遺族年金を受ける権利を失つた時に遺族給与金を受ける権利を失う。

4　前項の者には、その者が遺族給与金の支給を受けることができる間、同一の事由による後順位者としての遺族年金は、支給しない。

5　第三項の者が準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金を受ける権利を失うと同時に、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金を受ける権利を取得した場合においては、その取得した権利の裁定がある日の属する月分までの分として支給された準軍属たるによる障害年金又は遺族給与金は、軍人軍属たるによる障害年金又は遺族年金の内払とみなす。

6　この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により先順位者としての遺族年金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同一の事由による遺族給与金を受ける権利を有する者があるものに支給する遺族年金の額を算出する場合には、同法第二十六条第一項第一号及び第二号中「七万一千円」とあるのは「七万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百十五号）附則第四項中「六万一千円」とあるのは「六万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と、同法附則第六項中「五万一千円」とあるのは「五万一千円から遺族給与金の額に相当する額を控除した額」と読み替えるものとする。

7　死亡した者の死亡に関しその遺族がこの法律による改正前の遺族援護法第三十四条第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した場合における当該死亡した者に係る軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金については、同法第三十七条第一項中「五万円」とあるのは、「二万円」と読み替えるものとする。

8　この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する者の遺族として遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に関し、同法附則第十三項の規定を適用する場合においては、同項中「昭和二十八年四月一日」とあるのは「昭和三十八年十月一日」と、「昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和三十八年九月三十日」と、「昭和二十八年四月」とあるのは「昭和三十八年十月」と、「昭和二十八年四月二日」とあるのは「昭和三十八年十月二日」とする。

（遺族援護法第二十三条第二項の改正に伴う経過措置）

**第三条**　次の各号に掲げる者に支給する遺族給与金については、この法律による改正後の遺族援護法第二十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　次順位者として遺族給与金を受けるべき者で、第一条の規定の施行の際現に遺族援護法第二十五条第五項の規定により先順位者としての遺族給与金の支給を受けているもの

二　第一条の規定の施行の際現に遺族給与金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二条の規定の改正により他に同一の事由による先順位者としての遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

三　第一条の規定の施行の際現に遺族給与金を受ける権利を有する者で、この法律による遺族援護法第二十五条第三項の規定の改正により他に同順位者としての遺族給与金の支給を受ける権利を有する者があるに至つたもの

（遺族援護法第二十五条第三項の改正に伴う経過措置）

**第四条**　この法律による遺族援護法第二十五条第三項の規定の改正により遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者で、他に同順位者として現に遺族給与金を受ける権利を有する者があるものは、当該現に遺族給与金を受ける権利を有する者がその権利を有する間は、その者の後順位者とみなす。

（遺族援護法第三十四条の改正に伴う経過措置）

**第五条**　死亡した者の死亡に関しこの法律による改正前の遺族援護法第三十四条第五項から第七項までの規定の適用により弔慰金を受ける権利を取得した者がある場合における当該死亡した者に係る準軍属又は準軍属であつた者の遺族たるによる弔慰金の支給については、なお従前の例による。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　第二条の規定の施行の際この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法第二十四条の二第一項に規定する長期入院患者（以下「長期入院患者」という。）に該当する者又は第二条の規定の施行の日から起算して三箇月以内に長期入院患者に該当するに至つた者が、同条の規定の施行の日から起算して四箇月以内に同項の規定により療養手当の支給の申請をしたときは、これらの者に対する療養手当の支給は、この法律による改正後の同法第二十四条の二第三項の規定にかかわらず、それぞれ第二条の規定の施行の日の属する月又はその者が長期入院患者に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

**第七条**　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「、第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改める。

**第八条**　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「第三十四条第五項から第七項まで」を「第三十四条第五項」に改める。

附則第十三項中「第三十六条第二号」を「第三十六条第一項第二号」に改め、「第六号」の下に「並びに第二項」を加え、「第三十六条第一号」を「第三十六条第一項第一号」に、「及び第三十八条第三号」を「、第三十六条第二項及び第三十八条第三号」に改め、「「昭和二十八年四月二日」と」の下に「、第三十六条第一項第二号中「同年四月二日」とあるのは「昭和二十八年四月二日」と」を加える。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の適用）

**第九条**　この法律による遺族援護法第二条、第三条、第四条第四項及び第二十三条第一項第三号の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に死亡した者（同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことによる同法第二十三条第一項第一号に規定する遺族年金若しくは同条第二項第一号に規定する遺族給与金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十四号）附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の適用については同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第七十五号（昭三八・四・一）

# ◎土地区画整理法の一部を改正する法律

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「費用の負担及び補助（第百十八条―第百二十一条）」を「費用の負担等（第百十八条―第百二十一条の二）」に改める。

第四十三条第二項を削る。

「第四章　費用の負担及び補助」を「第四章　費用の負担等」に改める。

第四章中第百二十一条の次に次の一条を加える。

（資金の貸付け）

**第百二十一条の二**　国は、健全な住宅市街地の造成を促進するため、都道府県が次の各号に掲げる要件に該当する土地区画整理事業を施行する組合に対し、その土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、特に必要があると認めるときは、その貸付金額の二分の一以内の金額を無利子で当該都道府県に貸し付けることができる。

一　新たに相当規模の住宅市街地を造成することを目的とすること。

二　都市計画として決定された街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三　施行地区の面積、前号の公共施設の種類及び規模等が政令で定める基準に適合すること。

2　前項の国の貸付金の償還期間（四年以内のすえ置き期間を含む。）は六年以内、同項の都道府県の貸付金の償還期間（三年以内のすえ置き期間を含む。）は五年以内とする。ただし、都道府県の貸付金の償還期限は、当該組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して六年を経過する日をこえないものとする。

3　第一項の都道府県の貸付金の貸付けを受けた組合が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該都道府県は、政令で定めるところにより、当該組合から利子に相当する一定の金額を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した金額の一部を国に納付するものとする。

4　第一項の国又は都道府県の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収及び債権保全のため必要な措置については、政令で定める。

第百三十六条の二に次の一項を加える。

2　第百二十一条の二中「都道府県」とあるのは、指定都市においては、「指定都市」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に設立されている土地区画整理組合で、その設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算してこの法律の施行の日の前日までの期間が三年をこえるものについては、この法律による改正後の土地区画整理法第百二十一条の二第二項ただし書中「当該組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して六年」とあるのは、「土地区画整理法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十五号）の施行の日の翌日から起算して三年」とする。

（大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第七十六号（昭三八・四・一）

# ◎オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第百二十四条の二」の下に「又は地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条」を加え、「同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員」を「国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員共済組合法第百四十条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和三十七年十二月一日前に恩給公務員（地方公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「施行法」という。）第二条第一項第三十九号に規定する恩給公務員をいう。）、年金条例職員（施行法第二条第一項第五号に規定する年金条例職員をいう。）、旧長期組合員（施行法第二条第一項第九号に規定する旧長期組合員をいう。）若しくは国の長期組合員（施行法第二条第一項第五十四号に規定する国の長期組合員をいう。）である職員（施行法第二条第一項第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）であつた者又は昭和三十七年十二月一日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「組合法」という。）による組合員（以下「組合員」という。）である職員（組合法第百四十二条の規定により職員とみなされた国の職員（同条第一項に規定する国の職員をいう。）を含む。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて大会運営者の職員（オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律第六条第一項に規定する大会運営者の職員をいう。以下同じ。）となり、引き続き施行日に現に大会運営者の職員として在職するもの（昭和三十七年十二月一日から施行日の前

日までの間に大会運営者の職員から引き続いて組合員となつたものを含む。）が施行日から六十日以内に、その者の昭和三十七年十二月一日以後の引き続く大会運営者の職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したときの組合法第四十条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を当該地方公務員共済組合に申し出た場合におけるその者に係る在職期間の通算、長期給付の支払の差止、費用の負担その他の組合法の長期給付に関する経過措置については、施行法第百二十八条の規定の例による。

（文部・自治・内閣総理大臣署名）

---

**法律第七十七号**（昭三八・四・一）

## ◎農業近代化資金助成法の一部を改正する法律

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五　銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

### 附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

---

**法律第七十八号**（昭三八・四・一）

## ◎金属鉱物探鉱融資事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十七条）
第三章　業務（第十八条―第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第二十八条）
第五章　監督（第二十九条・第三十条）
第六章　雑則（第三十一条・第三十二条）
第七章　罰則（第三十三条―第三十五条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

**第一条**　金属鉱物探鉱融資事業団は、金属鉱産物の輸入に関する事情の変化が金属鉱業に及ぼす影響に対処し、金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行なうことを目的とする。

（法人格）

**第二条**　金属鉱物探鉱融資事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

**第三条**　事業団は、事務所を東京都に置く。

（資本金）

**第四条**　事業団の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。この場合において、事業団は、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

**第五条**　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

**第六条**　事業団でない者は、金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

**第七条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

### 第二章　役員及び職員

（役員）

**第八条**　事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

**第九条**　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、事業団の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命及び任期）

**第十条**　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、三年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

**第十一条**　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

**第十二条**　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

**第十三条**　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

**第十四条**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

**第十五条**　事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

（職員の任命）

**第十六条**　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員等の地位）

**第十七条**　事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三章　業務

（業務の範囲）

**第十八条**　事業団は、第一条の目的を達成するため、金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け及びこれに附帯する業務を行なう。

2　前項の金属鉱物の範囲は、通商産業省令で定める。

（業務の委託）

**第十九条**　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項の業務の一部を委託することができる。

2　前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

**第二十条**　事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法及び業務の委託の要領を記載しなければならない。

### 第四章　財務及び会計

（事業年度）

**第二十一条**　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

**第二十二条**　事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

**第二十三条**　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに事業報告書及び予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並

びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理並びに国庫納付金）

**第二十四条**　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、これを繰越欠損金として整理しなければならない。

3　第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び金属鉱物探鉱債券）

**第二十五条**　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は金属鉱物探鉱債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（余裕金の運用）

**第二十六条**　事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有
二　資金運用部への預託
三　銀行への預金又は郵便貯金
四　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

**第二十七条**　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

**第二十八条**　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

### 第五章　監督

（監督）

**第二十九条**　事業団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

**第三十条**　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託金

融機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第六章　雑則

（解散）

**第三十一条**　事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

**第三十二条**　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第十八条第二項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。
二　第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条又は第二十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。
三　第二十三条第一項又は第二十七条の承認をしようとするとき。
四　第二十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

## 第七章　罰則

**第三十三条**　第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

**第三十四条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三　第十八条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四　第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五　第二十九条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

**第三十五条**　第六条の規定に違反して金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。

（事業団の設立）

**第二条**　通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

**第三条**　通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

**第四条**　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第五条**　事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

**第六条**　この法律の施行の際現に金属鉱物探鉱融資事業団という名称を用いている者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第七条**　事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

**第八条**　事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

**第九条**　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を、「産炭地域振興事業団法」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団法」を加え、同条第十八号中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（印紙税法の一部改正）

**第十条**　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十二ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十二ノ三　金属鉱物探鉱融資事業団ノ発スル
証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

**第十一条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

**第十二条**　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

**第十三条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

**第十四条**　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「産炭地域振興事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

**第十五条**　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に「、金属鉱物探鉱融資事業団」を加える。

（内閣総理・法務・大蔵・通商産業・自治大臣署名）

◆

## 法律第七十九号（昭三八・四・一）

# ◎住宅金融公庫法及び日本住宅公団法の一部を改正する法律

（住宅金融公庫法の一部改正）

**第一条**　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十項第四号中「建設中」の下に「若しくは改修中」を、「建設工事」の下に「若しくは改修工事」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第五項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　公庫は、住宅の改修を行なう者に対し、その改修に必要な資金を貸し付けることができる。

第十八条中「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、「必要な事項」の下に「、同条第五項の規定による貸付けの申込みをした者についてはその改修を必要とする事由」を加える。

第二十条第四項中「第五項及び第六項」を「第五項から第七項まで」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十一条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第十七条第五項の規定による貸付金の利率は、年六分とし、その償還期間は、十年以内とする。

第二十一条の二中「第五項」を「第六項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第二十一条の三第三項第四号中「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第八号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第九号中「第五項、第六項」を「第五項から第七項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、「に係る」の下に「住宅、」を加え、同項第十号中「第九項」を「第十項」に、「第二項又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第二十三条第一項中「建設中」の下に「若しくは改修中」を、「建設工事」の下に「若しくは改修工事」を加え、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第二十四条第二項中「規格に関する基準」の下に「、貸付けをすることができる住宅の改修に関する基準」を加え、「第十項」を「第十一項」に改める。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（住宅金融公庫宅地債券）

**第二十七条の三**　公庫は、主務大臣の認可を受けて、第三十五条の二第二項の規定による特別の定めの適用を受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の住宅金融公庫宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4　公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

6　前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第二項中「建設する」を「建設し、若しくは改修を行なう」に改める。

第三十五条第三項中「第五項、第六項」を「第五項から第七項まで」に、「第九項」を「第十項」に改め、「に係る」の下に「住宅、」を加える。

第三十五条の二第三項中「第九項」を「第十項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の基準においては、第十七条第四項の規定による貸付金に係る土地の譲受人の選定方法に関し、一定の宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該土地の譲受けの申込みの際現にその宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第三十六条中「第十項」を「第十一項」に改める。

第四十六条第一項第四号中「第二項」を「第三項」に改める。

（日本住宅公団法の一部改正）

**第二条**　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「住宅債券」を下に「及び日本住宅公団宅地債券」を加える。

第三十二条に次の一項を加える。

2　前項の基準においては、前条第二号の宅地の譲受人の選定方法に関し、一定の日本住宅公団宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該宅地の譲受けの申込みの際現にその日本住宅公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

第四十九条の見出しを「（借入金及び債券）」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「、第二項及び第五項」に改め、「住宅債券」の下に「又は宅地債券」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「住宅債券」の下に「又は宅地債券」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「住宅債券」の下に「又は第二項の規定による宅地債券」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公団は、建設大臣の認可を受けて、第三十二条第二項の規定による特別の定めの適用を受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、日本住宅公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

第五十一条中「債務」の下に「（宅地債券に係る債務を除く。）」を加える。

第五十二条中「及び住宅債券」を「、住宅債券及び宅地債券」に改める。

第六十一条第一項第一号中「第二項ただし書及び第六項」を「第二項、第三項ただし書及び第七項」に改め、同項第四号中「第五十五条」を「第三十二条第一項の規定により同条第二項の宅地債券に関する建設省令を定めようとするとき、及び第五十五条」に改める。

### 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

2　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年

法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号中「及び公営企業債券」を「、公営企業債券及び住宅金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「利子、」の下に「住宅金融公庫宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、」を加える。

（産業労働者住宅資金融通法の一部改正）

3　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

4　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

（地方税法の一部改正）

5　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の七第十号中「第十項」を「第十一項」に改める。

（大蔵・建設・自治・内閣総理大臣署名）

---

**法律第八十号**（昭三八・四・一）

## ◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一節　消滅時効（第十八条―第十八条の三）」を

「第十一節　更正、決定等の期間制限及び消滅時効
第一款　更正、決定等の期間制限（第十七条―第十七条の五・第十七条の六）
第二款　消滅時効（第十八条―第十八条の三）」

に、「第七十一条の二」を「第七十条」に、「第七十一条の三―第七十一条の六」を「第七十一条―第七十一条の四」に、「第七十四条の六」を「第七十四条の五」に、「第百三十条の二」を「第百三十条」に、「狩猟者税」を「狩猟免許税」に、

「第二節　入湯税（第七百一条―第七百一条の二十九）
第三節　都市計画税（第七百二条―第七百二条の七）
第四節　水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（第七百三条―第七百三十三条）」

を

「第二節　入猟税（第七百条の五十一―第七百条の五十四）
第三節　入湯税（第七百一条―第七百一条の二十九）
第四節　都市計画税（第七百二条―第七百二条の七）
第五節　水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（第七百三条―第七百三十三条）」

に、「第七百四十六条」を「第七百四十七条」に改める。

第一条第一項第六号、第七号及び第十三号中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同項第十四号中「、延滞加算金」を削る。

第四条第二項第九号中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条第四項中「軽油引取税」の下に「及び入猟税」を加える。

第九条の二第一項中「第十六条第一項第六号」の下に「（第百二十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条の二第二項中「納入金」を「地方団体の徴収金」に改める。

第十一条第三項中「財産の換価は」の下に「、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き」を加える。

第十一条の四第一項各号列記以外の部分中「徴収に関する猶予に係る期限」を「徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限」に改め、「、延滞加算金」を削る。

第十一条の七中「同族会社」の下に「（これに類する法人を含む。）」を加える。

第十四条の五中「、延滞加算金」を削る。

第十四条の九第一項各号列記以外の部分中「、延滞加算金」を削り、同項第四号中「第十六条の四第二項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「、延滞加算金」を削る。

第十四条の十三第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項の先取特権

第十四条の十三第二項中「及び第四号の規定」を「から第五号までの規定（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものに係る部分を除く。）」に改める。

第十四条の十四第一項第一号中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十四条の十七第一項中「その滞納処分による差押の効力は失われない」を「その仮登記の権利者は、その差押えに係る滞納処分につき、その仮登記に係る権利を主張することができない」に改める。

第十五条の四第一項第一号中「第十五条第一項後段」の下に「（同条第二項後段において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条の五第三項に後段として次のように加える。

この場合において、第十五条第三項本文中「納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間」とあるのは、「その期間」と読み替えるものとする。

第十五条の九の見出し中「及び延滞加算金額」を削り、同条中「又は延滞加算金額」を削る。

第十六条の三第一項各号列記以外の部分中「掲げるもの」の下に「又は金銭」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項後段の場合においては、その嘱託に係る書面には、第四項の文書が同項の特別徴収義務者に到達したことを証する書面を添附しなければならない。この場合においては、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十一条第一項に規定する登記義務者の承諾書は、添附することを要しない。

第十六条の四第一項中「決定し」を「決定することができる。この場合においては、徴税吏員は」に改め、同条第二項中「規定による差押をする」を「規定により保全差押金額を決定する」に、「同項の規定により決定した」を「当該」に改め、同条第三項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、」を「徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは」に改め、「差押を」の下に「、第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれぞれ」を加え、同項に次の一号を加える。

三　第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。

第十六条の四第五項中「地方団体の長」を「徴税吏員」に改め、「差押を受けた者」の下に「又は第三項若しくは前項第一号の担保の提供をした者」を加え、「その差押の必要」を「その差押え又は担保の徴取の必要」に、「その差押を」を「その差押え又は担保を」に改め、同条第六項中「第三項に規定する」を「第三項若しくは第四項第一号の」に改め、同条第七項中「第三項に規定する」を「第三項又は第四項第一号の規定により提供される」に改め、同条に次の一項を加える。

12　前各項の規定は、所得税又は法人税について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税標準を基準として課する道府県民税若しくは市町村民税の所得割（これらとあわせて課する均等割を含む。）、当該法人税の課税標準を基準として課する道府県民税若しくは市町村民税の法人税割（これらとあわせて課する均等割を含む。）又は当該所得税若しくは法人税の課税標準を基準として課する事業税につき、これらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することができないと認められるときについて準用する。

第十六条の五第三項中「前条第三項」の下に「若しくは第四項第一号（同条第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「三銭」を「二銭」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5　地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その地方税について更正又は賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下本章において同じ。）が行なわれたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する地方団体の徴収金は、その更正又は賦課決定があつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

「第十一節　消滅時効」を「第十一節　更正、決定等の期間制限及び消滅時効」に改める。

第一章第十一節中第十八条の前に次の一款及び款名を加える。

### 第一款　更正、決定等の期間制限

（更正、決定等の期間制限）

**第十七条の五**　更正、決定又は賦課決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日。次項及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金（以下本節において「加算金」という。）の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

2　更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができる。

一　地方税の課税標準若しくは税額を減少させる更正若しくは賦課決定又は加算金の額を減少させる加算金の決定

二　偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定

3　法人の行なう事業に対して課する事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するものに限る。）に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

（更正、決定等の期間制限の特例）

**第十七条の六**　更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができる。

一　更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立てについての決定若しくは裁決（第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。）又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決（以下本号において「裁決等」という。）による原処分の異動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税（当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定　当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二　第八条第一項（第八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の二第二項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る決定、裁決又は判決に基づいてする更正、決定又は賦課決定　当該決定、裁決又は判決があつた日の翌日から起算して六月間

三　地方税につきその課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正若しくは賦課決定（その地方税の課税標準又は税額を減少させるものに限る。）又は当該更正に伴う当該地方税に係る加算金の決定　当該理由が生じた日の翌日から起算して三年間

2　道府県民税若しくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）若しくは

は法人税割又は事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに第七十二条の五十第二項の規定により課するものを除く。）に係る更正、決定又は賦課決定で次の各号に掲げる場合においてするものは、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年を経過する日が、前条又は前項の規定により更正、決定又は賦課決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、前条又は前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日の翌日から起算して二年間においても、することができる。当該所得割若しくは法人税割とあわせて課する均等割に係る更正、決定若しくは賦課決定又は当該事業税に係る加算金の決定についても、また同様とする。

一　所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合　当該更正又は決定の通知が発せられた日

二　所得税又は法人税に係る期限後申告書又は修正申告書の提出があつた場合　当該提出があつた日

三　所得税又は法人税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決（以下本号において「裁決等」という。）があつた場合（当該裁決等に基づいて当該所得税又は法人税について更正又は決定があつた場合を除く。）　当該裁決等があつた日

### 第二款　消滅時効

第十八条第一項を次のように改める。

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に掲げる日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一　前条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金　同条第一項第一号の裁決等があつた日若しくは同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日又は同条第二項各号に掲げる日

二　督促手数料又は滞納処分費　その地方税の徴収権を行使することができる日

第十八条第三項中「本節」を「本款」に改める。

第十八条の二に次の一項を加える。

4　地方税についての地方税の徴収権の時効が中断したときは、その中断した地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

第二十条の二第一項中「不明であり、又はこの法律の施行地にない場合」を「明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に改める。

第二十条の四の次に次の一条を加える。

（課税標準額、税額等の端数計算）

**第二十条の四の二**　地方税の課税標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2　延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3　地方税の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税の確定金額については、その額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4　延滞金又は滞納処分費の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5　過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6　地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に百円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

7　第二項及び第四項の規定は、還付加算金について準用する。この場合において、第二項中「税額」とあるのは、「過誤納金又はこの法律の規定による還付金の額」と読み替えるものとする。

8　第二項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）、第四項、第六項及び前項の規定の適用については、個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税、狩猟免許税とこれとあわせて徴収する入猟税又は固定資産税とこれとあわせて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれとあわせて徴収する個人の道府県民税については、第六項中「百円」とあるのは、「十円」とする。

第二十条の五の次に次の二条を加える。

（災害等による期限の延長）

**第二十条の五の二**　地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

（郵送に係る書類の提出時期の特例）

**第二十条の五の三**　この法律又はこれに基づく条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

第二十条の六第二項中「につき第十六条の規定による担保として抵当権」を「を担保するため抵当権（根抵当であるものを除く。）」に改める。

第二十条の八中「金銭を交付すべき」を「金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき」に改める。

第二十条の九の次に次の一条を加える。

（修正申告等の効力）

**第二十条の九の二**　修正申告は、すでに確定した納付すべき税額に係る部分の地方税についての納付義務に影響を及ぼさない。

2　すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を増加させる更正は、すでに確定した納付し、又は納入すべき税額に係る部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

3　すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入

の義務に影響を及ぼさない。

4　更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

5　前三項の規定は、賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定について準用する。

第二十四条の三第一項中「信託会社」の下に「（信託業務を兼営する銀行を含む。）」を加える。

第二十五条第一項第一号中「、健康保険組合」を「並びに健康保険組合」に改め、「並びに国民健康保険の事業を行なう法人」を削る。

第二十七条第二項中「及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第三十七条の二第六項中「、この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額」を「所得税法第十五条の九第一項の外国税控除限度額」に、「当該こえる金額」を「当該こえる金額（政令で定める金額に限る。）」に改める。

第四十一条第一項中「、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基く延滞金又は第三百三十五条の規定に基く延滞加算金」を「又は第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基づく延滞金」に改める。

第四十三条（見出しを含む。）中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第四十四条中「第三百二十二条の規定によつて」を削る。

第四十七条第一項第一号中「徴税令書（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書をいう。）」を「納税通知書」に改める。

第四十八条第三項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第五十三条第五項中「第一項及び前項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第一項又は前項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同条第十項中「、この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額」を「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額」に、「当該こえる金額を第一項」を「当該こえる金額（政令で定める金額に限る。）を第一項、第二項（法人税法第二十二条の二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）」に改める。

第五十五条第一項中「確定法人税割額」を「確定法人税額」に改める。

第五十六条第二項中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは、」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3　道府県知事は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第六十条を次のように改める。

**第六十条**　削除

第六十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六十四条中「第六十条の規定による」、「が百円以上であるときは、」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ。）」を削り、

「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2　道府県知事は、納税者が前項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第六十六条第一項中「第六十条の規定による」を削る。

第六十七条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七十一条及び第七十一条の二を削り、第二章第一節第三款第四目中第七十一条の三を第七十一条とし、第七十一条の四を第七十一条の二とする。

第七十一条の五中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の三とし、第七十一条の六中「第七十一条の三」を「第七十一条」に改め、同条を第七十一条の四とする。

第七十二条の三第一項中「信託会社」の下に「（信託業務を兼営する銀行を含む。）」を加える。

第七十二条の四第一項第四号中「国民健康保険組合連合会」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第七十二条の八第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第五十七条」を「第五十七条の二」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の十三第五項」を「第七十二条の十三第六項」に改める。

第七十二条の三十三の二第四項を削り、同条第五項中「第一項、第二項又は第三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の四十四第二項中「第七十二条の六十一の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十五第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の四十六第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額（第二号又は第三号の場合において、これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該修正申告前又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがあるときは、その正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又

は第七十二条の三十九第二項若しくは第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三　第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第三項若しくは第七十二条の四十一第三項の規定による更正があつた場合

第七十二条の四十七第一項中「課税標準」を「課税標準額」に、「が二百円以上であるときは、その不足税額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に係る過少申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額（その税額の一部が、その計算の基礎となるべき事実で隠ぺいされ、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る不申告加算金額に代え、当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七十二条の五十二中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七十二条の五十三第一項中「第七十二条の六十一の規定による」、「が百円以上であるときは、」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十二条の六十第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第七十二条の六十一を次のように改める。

**第七十二条の六十一**　削除

第七十二条の六十七中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二を次のように改める。

**第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二**　削除

第七十三条の二第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項後段中「徴税令書の交付を受けた日（納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日）」を「納税通知書の交付を受けた日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項の専有部分の取得があつた場合においては、当該専有部分の属する一むねの建物（同法第三条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合（専有部分の天じようの高さ、附帯

設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて自治省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。）によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5　建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の共用部分のみの建築があつた場合においては、当該建築に係る共用部分に係る同法同条第二項の区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を同法第十条に規定する計算の例によつて算定して得られる専有部分の床面積の割合によつてあん分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

第七十三条の四第一項第八号中「、国民健康保険の事業を行う法人」を削り、「、私立学校教職員共済組合」の下に「、農林漁業団体職員共済組合」を加える。

第七十三条の五第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「当該土地の取得」の下に「又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条の八第四項の規定により埋立地若しくは干拓地を取得する場合若しくは同法第八十七条の二第一項の規定により都道府県が行なう同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地を当該都道府県から取得する場合における当該埋立地若しくは干拓地の取得」を加える。

第七十三条の六第一項中「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を削る。

第七十三条の七第十三号を同条第十四号とし、同条第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の取得に伴わない同法同条第四項の共用部分である家屋の取得（当該家屋の建築による取得を除く。）

第七十三条の十七第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の三第五項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項及び第二項中「二年」を「三年」に改める。

第七十三条の二十八第二項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改める。

第七十三条の二十九第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の三十を次のように改める。

**第七十三条の三十**　削除

第七十三条の三十二第一項中「第七十三条の三十の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七十三条の三十五中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七十三条の三十九及び第七十三条の四十を次のように改める。

**第七十三条の三十九及び第七十三条の四十**　削除

第七十四条の五を削り、第七十四条の六第一項中「第七十四条の四第二項」を「前条第二項」に改め、「が百円以上であるときは、」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「二銭」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第七十四条の四第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第七十四条の五とする。

第九十一条の二第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第九十二条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九十三条を次のように改める。

**第九十三条**　削除

第九十五条第二項中「第九十三条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第九十六条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第九十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第九十四条第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第九十四条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第九十四条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第九十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は申告納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第百一条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第百五条及び第百六条を次のように改める。

**第百五条及び第百六条**　削除

第百十八条第一項後段を削る。

第百二十二条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第百二十二条の二第三項中「及び延滞加算金額」を削る。

第百二十三条を次のように改める。

**第百二十三条**　削除

第百二十五条第二項中「第百二十三条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第百二十六条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第百二十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第百二十四条第二項若しくは第三項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第百二十四条第一項、第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

三　第百二十四条第二項又は第三項の規定による決定があつた後において同条第三項又は第四項の規定による更正があつた場合

第百二十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第百二十九条の三及び第百三十条を削り、第百三十条の二を第百三十条とする。

第百三十三条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第百三十七条及び第百三十八条を次のように改める。

**第百三十七条及び第百三十八条**　削除

第百四十九条中「四月」を「五月」に改める。

第百五十一条第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第百六十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百六十一条を次のように改める。

**第百六十一条**　削除

第百六十三条第一項中「第百六十一条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間につい

ては、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第百六十六条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第百七十条から第百七十三条までを次のように改める。

**第百七十条から第百七十三条まで**　削除

第百八十四条第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第百九十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百九十三条を次のように改める。

**第百九十三条**　削除

第百九十六条第一項中「第百九十三条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第百九十九条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百三条及び第二百四条を次のように改める。

**第二百三条及び第二百四条**　削除

「第九節　狩猟者税」を「第九節　狩猟免許税」に改める。

第二百三十六条の見出し中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に、「狩猟の免許」を「道府県知事の狩猟免許」に、「その住所所在の」を「当該」に改める。

第二百三十七条を次のように改める。

（狩猟免許税の税率）

**第二百三十七条**　狩猟免許税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一　甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者で、次号に規定する者以外のもの　千五百円

二　甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの　七百円

三　丙種狩猟免許を受ける者　四百五十円

第二百三十八条及び第二百三十九条（これらの規定の見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百四十条（見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第二百四十一条から第二百四十五条まで（これらの規定の見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百四十六条の見出し及び同条第一項中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百四十七条を次のように改める。

**第二百四十七条**　削除

第二百四十八条（見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百四十九条の見出し中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条第一項中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、「第二百四十七条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第二百五十一条（見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百五十二条の見出し中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改め、同条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百五十三条から第二百五十五条まで（これらの規定の見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百五十六条及び第二百五十七条を次のように改める。

**第二百五十六条及び第二百五十七条**　削除

第二百五十八条（見出しを含む。）中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

第二百六十九条を次のように改める。

**第二百六十九条**　削除

第二百七十条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第二百七十七条第二項中「第二百六十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第二百七十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百七十六条第二項の規定による決定があつた場合

二　納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三　第二百七十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第二百七十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第二百八十条第一項中「第二百六十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第二百八十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第二百八十四条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第二百八十八条及び第二百八十九条を次のように改める。

**第二百八十八条及び第二百八十九条**　削除

第二百九十四条第一項第四号中「第三百十二条第五項」を「第三百十二条第四項」に改める。

第二百九十四条の三第一項中「信託会社」の下に「（信託業務を兼営する銀行を含む。）」を加える。

第二百九十六条第一項第一号中「、健康保険組合」を「並びに健康保険組合」に改め、「並びに国民健康保険の事業を行なう法人」を削る。

第二百九十九条第二項中「第三百二十四条第五項」を「第三百二十四条第四項」に改める。

第三百十四条の七第九項中「市町村は、」及び「、この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「所得税法第十五条の九の規定により所得税額から控除することができる額及び第三十七条の二第六項の規定により道府県民税の所得割の額から控除することができる額」を「所得税法第十五条の九第一項の外国税控除限度額及び第三十七条の二第六項の控除の限度額で政令で定めるもの」に、「当該こえる金額をその者の第三百十四条の三から前条まで並びに第一項及び第五項」を「当該こえる金額（政令で定める金額に限る。）を、第三百十四条の二第一項本文の規定による控除をする市町村は、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで並びに第一項及び第五項の規定を適用した場合の所得割の額から、第三百十四条の二第一項ただし書の規定による控除をする市町村は、その者の第三百十四条の三から第三百十四条の五まで及び第二項から第五項まで」に改める。

第三百十九条の二及び第三百二十一条第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三百二十一条の二第二項中「第三百二十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百二十一条の八第五項中「第一項及び前項」を「第一項、第二項及び前項」に、「第一項又は前項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同条第十項中「、この法律の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、「法人税法第十条の三の規定により法人税額から控除することができる額及び第五十三条第十項の規定により道府県民税の法人税割額から控除することができる額」を「法人税法第十条の三第一項の外国税控除限度額及び第五十三条第十項の控除の限度額で政令で定めるもの」に、「当該こえる金額を第一項」を「当該こえる金額（政令で定める金額に限る。）を第一項、第二項（法人税法第二十二条の二第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に係るものに限る。）」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「第三百二十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3　市町村長は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十二条を次のように改める。

**第三百二十二条**　削除

第三百二十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三百二十七条第一項中「第三百二十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同様とする。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2　市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納期限までに税金を納入しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第三百二十九条第一項中「第三百二十二条の規定による」を削る。

第三百三十条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第三百三十五条を次のように改める。

**第三百三十五条**　削除

第三百四十一条第四号中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加え、同条第十二号中「登記されている家屋」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の属する家屋（同法第三条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が建物登記簿に登記されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）」を加え、同条第十三号中「登記されていない家屋」を「登記されている家屋以外の家屋」に改める。

第三百四十三条第二項前段中「所有者として」を「所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として」に改め、同条に次の一項を加える。

8　信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。以下本項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがい当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第一項の所有者とみなす。

第三百四十八条第二項各号列記以外の部分ただし書中「第五項」を「第六項」に改め、同項第十一号の二中「国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会並びに」を削り、同項第十一号の三中「健康保険組合連合会」の下に「、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会」を、「私立学校教職員共済組合」の下に「、農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第四項中「国民健康保険組合連合会」を「国民健康保険団体連合会」に改める。

第三百四十九条の三第九項中「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が所有し、かつ、運航する航空機（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を「前項の規定の適用を受ける航空機以外の航空機で、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者（同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。）であり、かつ、当該免許を受けた者が運航するもの」に改める。

第三百四十九条の四第三項中「第五項」を「第六項」

に改める。

第三百五十二条を次のように改める。

（区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税）

**第三百五十二条**　区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋の専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者（以下本条において「区分所有者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋に係る固定資産税額を当該区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る同法第十条の規定による割合（専有部分の天じようの高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合においては、その差違に応じて自治省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各区分所有者の当該家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

2　前項の場合又は区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合においては、建物の区分所有等に関する法律第四条第二項又は第二十条第一項の規定による規約（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第四十一条の二の規定によりみなされるものを含む。）により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の共用部分については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員（建物の区分所有等に関する法律第四条第一項ただし書の共用部分については、同項ただし書の区分所有者全員）の共有に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

第三百五十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三百六十四条中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同条第五項中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）」を「第二十条の四の二」に改める。

第三百六十四条の二第一項及び第三百六十五条第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第三百六十六条を次のように改める。

**第三百六十六条**　削除

第三百六十八条第一項中「（明治三十二年法律第二十四号）」を削り、同条第二項中「第三百六十六条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百六十九条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第三百七十二条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第三百七十六条から第三百七十九条までを次のように改める。

**第三百七十六条から第三百七十九条まで**　削除

第三百八十一条第三項中「（同条第三項ただし書の家屋にあつては、同条第一項第六号に掲げる事項を含む。）」を削り、同条第四項中「登記されていない家屋」を「登記されている家屋以外の家屋」に改め、同条第五項中「所有者」の下に「（第三百四十三条第八項の場合にあつては、同条同項の規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百八十三条第一項並びに第七百四十二条第一項及び第三項において同じ。）」を加える。

第三百八十三条第二項を次のように改める。

2　区分所有に係る家屋で当該家屋に係る固定資産税を課されるものに係る建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の共用部分の所有者は、自治省令で定めるところによつて、当該共用部分について、共用部分である旨の登記のあるものにあつては毎年一月一日現在における不動産登記法第九十一条第一項第六号に掲げる事項を、共用部分である旨の登記のないものにあつては毎年同日現在における同法同条同項第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を同月三十一日までに当該家屋の所在地の市町村長に申告しなければならない。

第三百八十六条中「所有者」の下に「（第三百四十三条第八項の場合にあつては、同条同項の規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）」を加える。

第四百三十三条第七項中「第四十二条第一項及び第二項」を「第四十二条第一項から第三項まで」に改める。

第四百四十二条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　小型特殊自動車　道路運送車両法第三条にいう小型特殊自動車をいう。

第四百四十二条の二第一項中「軽自動車及び」を「軽自動車、小型特殊自動車及び」に改める。

第四百四十四条第一項第二号中「軽自動車」の下に「及び小型特殊自動車」を加える。

第四百四十六条第二項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第四百五十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第四百五十三条を次のように改める。

**第四百五十三条**　削除

第四百五十五条第一項中「第四百五十三条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百五十八条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第四百六十二条及び第四百六十三条を次のように改める。

**第四百六十二条及び第四百六十三条**　削除

第四百六十五条中「百分の十二」を「百分の十三・四」に改める。

第四百六十八条を次のように改める。

**第四百六十八条**　削除

第四百六十九条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「二銭」に改め、同項ただし書を削る。

第四百九十条中「百分の九」を「百分の八」に改める。

第四百九十四条を次のように改める。

**第四百九十四条**　削除

第四百九十七条第二項中「第四百九十四条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第四百九十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村

長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百九十六条第二項の規定による決定があつた場合

二　納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百九十六条第一項又は第三項の規定による更生があつた場合

三　第四百九十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第四百九十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第五百四条第一項中「第四百九十四条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五百八条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第五百十二条及び第五百十三条を次のように改める。

**第五百十二条及び第五百十三条**　削除

第五百三十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五百三十一条を次のように改める。

**第五百三十一条**　削除

第五百三十四条第二項中「第五百三十一条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十五条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百三十六条第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その税額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村

長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百三十三条第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第五百三十三条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百三十七条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百四十条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第五百四十四条及び第五百四十五条を次のように改める。

**第五百四十四条及び第五百四十五条**　削除

第五百五十三条本文中「、当該市町村の条例の定めるところによつて」及び「又は証紙徴収」を削る。

第五百五十五条中「第五百五十三条第一項但書」を「第五百五十三条ただし書」に改める。

第五百六十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五百六十二条を次のように改める。

**第五百六十二条**　削除

第五百六十五条第二項中「第五百六十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十六条第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第五百六十七条第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百六十四条第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百六十四条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第五百六十四条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第五百六十八条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第五百七十一条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第五百七十五条から第五百七十七条までを次のように改める。

**第五百七十五条から第五百七十七条まで**　削除

第六百七十九条を次のように改める。

**第六百七十九条**　削除

第六百八十条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第六百八十七条第二項中「第六百七十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第六百八十八条第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百八十六条第二項の規定による決定があつた場合

二　納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百八十六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三　第六百八十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第六百八十九条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額又は修正に因り増加した税額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第六百九十条第一項中「第六百七十九条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第六百九十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第六百九十四条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第六百九十八条及び第六百九十九条を次のように改める。

**第六百九十八条及び第六百九十九条**　削除

第七百条の二十一第三項中「及び延滞加算金額」を削る。

第七百条の二十七第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第七百条の二十八を次のように改める。

**第七百条の二十八**　削除

第七百条の三十一第二項中「第七百条の二十八の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十二第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百条の三十三第一項中「提出があつた場合」の下に「（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百条の三十第二項の規定による決定があつた場合

二　申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百条の三十第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第七百条の三十第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百条の三十四第一項中「が二百円以上であると

きは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百条の三十七中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七百条の四十一及び第七百条の四十二を次のように改める。

**第七百条の四十一及び第七百条の四十二** 削除

第四章中「第四節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」を「第五節 水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税」に、「第三節 都市計画税」を「第四節 都市計画税」に、「第二節 入湯税」を「第三節 入湯税」に改め、第七百条の五十の次に次の一節を加える。

### 第二節 入猟税

（入猟税）

**第七百条の五十一** 道府県は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟免許を受ける者に対し、入猟税を課するものとする。

（入猟税の税率）

**第七百条の五十二** 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者 千円

二 丙種狩猟免許を受ける者 三百五十円

（入猟税の賦課期日及び納期）

**第七百条の五十三** 入猟税の賦課期日及び納期は、当該道府県の条例で定める。

（入猟税の賦課徴収等）

**第七百条の五十四** 入猟税の賦課徴収は、狩猟免許税の賦課徴収の例によるものとし、狩猟免許税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基づく還付加算金又は第二百四十九条の規定に基づく延滞金の計算については、入猟税及び狩猟免許税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 入猟税の納税義務者は、入猟税に係る地方団体の徴収金を、狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものとし、狩猟免許税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

3 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、入猟税及び狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を入猟税及び狩猟免許税の額にあん分した額に相当する入猟税又は狩猟免許税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとする。

4 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該入猟税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、狩猟免許税の賦課徴収に用いるそれらの文書とあわせて作成するものとする。

5 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、道府県知事が

当該狩猟免許税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る入猟税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

6 第一項前段の規定によつて入猟税を狩猟免許税とあわせて賦課徴収する場合において、道府県知事が第二百四十八条又は第二百四十九条第二項の規定によつて狩猟免許税又は当該狩猟免許税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る入猟税又は当該入猟税に係る延滞金額についても、当該狩猟免許税又は当該狩猟免許税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

7 第二百四十六条、第二百五十四条及び第二百五十五条の規定は、第一項の規定によつて狩猟免許税の賦課徴収の例により賦課徴収を行なう入猟税について準用する。

第七百一条の三後段を削る。

第七百一条の七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七百一条の八を次のように改める。

**第七百一条の八** 削除

第七百一条の十第二項中「第七百一条の八の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十一第一項中「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百一条の十二第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百一条の十三第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて

計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百一条の十五を次のように改める。

**第七百一条の十五**　削除

第七百一条の十七中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七百一条の二十一及び第七百一条の二十二を次のように改める。

**第七百一条の二十一及び第七百一条の二十二**　削除

第七百二条第二項中「第九項、第十項又は第十二項」を「第十項、第十一項又は第十三項」に改め、「第三項」の下に「及び第八項」を加える。

第七百二条の二第一項中「、特別市」を削る。

第七百二条の七第一項中「報奨金、」を「報奨金又は」に改め、「又は第三百七十七条の規定に基く延滞加算金」を削り、同条第五項中「徴税令書」を「納税通知書」に改め、同条第六項中「第三百六十六条の規定によつて」を削る。

第七百三条の三第二項中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同条第四項中「但し、課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準課税総額の区分に応じ、五万円をこえることができない」を「ただし、課税額は、五万円をこえることができない」に改め、同条第七項中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険税の減額）

**第七百三条の四**　市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した当該年度分の道府県民税の所得割に係る第三十二条第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第十一条の二第二項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下本項中山林所得の金額の算定について同様とする。）、退職所得の金額及び山林所得の金額の合算額が、第三百十四条の二第一項第六号に掲げる金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）の数に応じて政令で定める金額を加算した金額をこえない場合においては、政令で定める基準にしたがい当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

第七百四条中「、共同施設税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）」を「及び共同施設税」に改める。

第七百五条（見出しを除く。）中「水利地益税等」を「水利地益税、共同施設税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）」に改める。

第七百六条中「、特別徴収又は証紙徴収」を「又は特別徴収」に改める。

第七百十二条を次のように改める。

**第七百十二条**　削除

第七百十三条中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

第七百二十条第二項中「第七百十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百二十一条第一項中「提出があつた場合」の下に「（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書の規定の適用があるときを含む。）」を加え、「が二千円以上であるときは、その金額」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号の一に該当する場合においては、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

一　納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百十九条第二項の規定による決定があつた場合

二　納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三　第七百十九条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

第七百二十二条第一項中「が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十」を「に百分の三十」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、地方団体の長は、同条同項の不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

第七百二十三条第一項中「第七百十二条の規定による」、「が百円以上であるときは」及び「（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「三銭」を「四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）」に改め、同項ただし書を削る。

第七百二十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第七百二十七条中「しなければならない」を「することができる」に改める。

第七百三十一条から第七百三十三条までを次のように改める。

**第七百三十一条から第七百三十三条まで**　削除

第七百四十五条第一項中「第三百七十七条」を「第三百七十五条」に改める。

附則第十八項を附則第三十六項とし、附則第十四項から附則第十七項までを十八項ずつ繰り下げ、附則第十三項の次に次の十八項を加える。

（不動産取得税に係る賦課決定の期間制限の特例）

14　昭和四十三年三月三十一日までになされる不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る第十七条の五第一項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

（被合併法人の清算所得に係る事業税の課税の特例）

15　租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する被合併法人の清算所得は、当分の間、第七十二条の十四第二項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる金額から租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する合併法人が特別勘定として経理した金額に相当する金額を控除した金額による。

（鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に関する特例）

16　鉄道又は軌道の用に供する土地で自治省令で定め

るもの（以下「鉄軌道用地」という。）に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、その課税標準は、第三百四十九条第三項、第五項及び第六項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地の昭和三十六年度の賦課期日における価格に比準する当該鉄軌道用地の価格で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されたものとする。

17　鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、道府県知事又は自治大臣は、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）による改正前の地方税法（以下附則第二十七項までにおいて「改正前の法」という。）第三百八十九条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産のうち同項第二号に掲げるものについて、改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて第四百九条第三項の規定の例によつて評価を行なつた後、改正前の法第三百八十九条第一項の規定に基づく自治省令の定めるところによつて、当該固定資産が所在するものとされる市町村及びその価格を決定し、決定した価格を当該市町村に配分し、昭和三十八年六月三十日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

18　第十九条第八号、第三百四十九条の四第六項から第八項まで、第三百八十九条第二項及び第四項、第三百九十三条、第三百九十九条、第四百条並びに第四百十八条並びに改正前の法第三百八十九条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三百九十三条及び第三百九十九条中「第三百八十九条第一項」とあるのは「附則第十七項」と、第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十八年八月中」と、改正前の法第三百八十九条第五項中「基いて」とあるのは「よつて」と読み替えるものとする。

19　鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、市町村長は、改正前の法第四百三条第一項の規定にかかわらず、附則第十七項又は附則第三十項の規定によつて道府県知事又は自治大臣がこれらの固定資産を評価する場合を除くほか、改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて、これらの固定資産の価格を決定しなければならない。

20　市町村長は、前項の場合において、附則第二十三項において準用し、又は附則第二十四項において読み替えて適用する第四百十条の規定により前項に規定する固定資産の価格を決定したときは、遅滞なく、当該価格を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。この場合において、既に登録されたこれらの固定資産の価格を修正する必要があるときは、直ちにこの価格を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。

21　第三百四十九条の四第六項、第四百十八条及び第四百三十二条から第四百三十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四百十八条中「毎年四月中」とあるのは「昭和三十八年八月中」と、第四百三十二条第一項中「又は第四百十七条第一項の通知を受けた日から」とあるのは「又は第四百十七条第一項の通知を受けた日若しくは附則第二十項の通知を受けた日から」と読み替えるものとする。

22　鉄軌道用地に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、固定資産評価員が行なう当該鉄軌道用地の評価は、第四百九条第一項の規定にかかわらず、第四百八条の規定による実地調査の結果に基づいて当該鉄軌道用地に沿接する土地の昭和三十六

年度の賦課期日における価格に比準する当該鉄軌道用地の価格によつて行なわなければならない。

23　第四百九条第四項及び第四百十条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第四百十条中「毎年二月末日」とあるのは、「昭和三十八年六月三十日」と読み替えるものとする。

24　鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、第四百十条の規定の適用については、同条中「毎年二月末日」とあるのは、「昭和三十八年六月三十日」とする。

25　鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、道府県知事は、市町村における附則第十九項の規定による当該鉄軌道用地又は鉱業用坑道の価格の決定が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

26　第四百十九条第二項から第四項まで、第四百二十条から第四百二十二条まで及び第四百三十二条から第四百三十六条までの規定は、前項の勧告があつた場合について準用する。この場合において、第四百二十一条第二項中「第四百十九条第一項」とあるのは、「附則第二十五項」と読み替えるものとする。

27　鉄軌道用地又は鉱業用坑道に対して課する昭和三十八年度分の固定資産税に限り、自治大臣は、市町村における附則第十九項の規定による当該鉄軌道用地又は鉱業用坑道の価格の決定が改正前の法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続によつて行なわれていないと認める場合においては、道府県知事に対し、当該市町村の長に前項の勧告をするように指示するものとする。

28　前項の指示を受けた道府県知事は、当該指示を受けた日から三十日以内に、当該指示に基づいてした措置について自治大臣に報告しなければならない。

29　第三百九十六条及び第三百九十七条の規定は、附則第十七項の規定による固定資産の価格の決定に関する調査、附則第二十五項の勧告又は附則第二十七項の指示のために必要がある場合について準用する。

30　昭和三十八年度分の固定資産税に限り、道府県知事は、第七百四十三条第一項の規定にかかわらず、第七百四十二条第一項又は第三項の規定によつて指定した鉱業用坑道について、その価格を決定し、その決定した価格及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を昭和三十八年六月三十日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

31　第四百条の二、第七百四十三条第二項及び第三項、第七百四十四条並びに第七百四十五条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七百四十三条第三項中「毎年四月中」とあるのは、「昭和三十八年八月中」と読み替えるものとする。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第三十七条の二、第五十三条、第七十二条の四十六、第七十二条の四十七、第七十三条の四から第七十三条の七まで、第七十三条の二十七の三、第七十三条の二十七の五、第七十三条の二十八、第九十七条、第九十八条、第百二十七条、第百二十八条、第百四十九条、第二百七十八条、第二百七十九条、第三百十四条の七、第三百二十一条の八、第三百四十一条第十二号

及び第十三号、第三百四十三条、第三百四十八条、第三百四十九条の三、第三百五十二条、第三百八十一条、第三百八十三条、第三百八十六条、第四百六十五条、第四百九十条、第四百九十八条、第四百九十九条、第五百三十六条、第五百三十七条、第五百六十七条、第五百六十八条、第六百八十八条、第六百八十九条、第七百条の三十三、第七百条の三十四、第七百一条の十二、第七百一条の十三、第七百三条の三、第七百二十一条並びに第七百二十二条の改正規定、第七十三条の二の改正規定（第七十三条の二第四項後段に関する部分を除く。）、第七百二条の改正規定（「第三項」の下に「及び第八項」を加える部分に限る。）、第七百三条の三の次に一条を加える改正規定、附則の改正規定（附則第十四項に関する部分を除く。）並びに附則第十条から附則第十四条まで、附則第十六条から附則第二十条まで、附則第二十二条から附則第二十五条まで及び附則第三十条の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る。）、第二百三十六条及び第二百三十七条の改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く。）、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五条、附則第二十一条、附則第二十九条及び附則第三十二条の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第二十三号）の施行の日から、第三百四十一条第四号、第四百四十二条、第四百四十二条の二及び第四百四十四条の改正規定並びに附則第三十三条及び附則第三十四条の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百四十九号）の施行の日から施行する。

（第二次納税義務に関する規定の適用）

**第二条**　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の七の規定は、この法律の施行の日（前条本文に規定する施行の日をいう。以下同じ。）以後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、同日前に滞納となつている地方団体の徴収金に係る第二次納税義務については、なお従前の例による。

（立木の先取特権に関する規定の適用）

**第三条**　新法第十四条の十三第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に強制換価手続により配当手続が開始される場合について適用する。

（保全差押えに関する規定の適用）

**第四条**　新法第十六条の四第十二項の規定は、この法律の施行の日以後に課することができることとなる地方団体の徴収金について適用する。

（還付加算金に関する規定の適用）

**第五条**　新法第十七条の四の規定は、この法律の施行の日以後に還付のため支出を決定し、又は充当をする過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該還付加算金の額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

2　新法第七十三条の二十七第二項（第七十三条の二十七の二第三項及び第七十三条の二十七の五第三項において準用する場合を含む。）、第七十三条の二十七の三第五項（第七十三条の二十七の四第二項において準用する場合を含む。）及び第七十三条の二十八第二項において準用する新法第七十三条の二第九項の規定により加算すべき金額についても、また前項と同様とする。

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する規定の適用）

**第六条**　新法第十七条の五、第十七条の六、第十八条第一項及び附則第十四項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第十七条の五第一項の法定納期限が到来する地方団体の徴収金について適用し、同日

前に当該法定納期限が到来した地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（端数計算に関する規定の適用）

**第七条**　新法第二十条の四の二の規定は、この法律の施行の日以後に確定する地方税、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に徴収する延滞金若しくは滞納処分費又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。

2　昭和三十九年三月三十一日までに確定する地方税についての新法第二十条の四の二第三項の規定の適用については、同項中「百円」とあるのは、「十円」とする。

（延滞金額に関する規定の適用）

**第八条**　新法第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の五第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第百二十五条第二項、第百二十六条第一項、第百六十三条第一項、第百九十六条第一項、第二百四十九条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第二項、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百六十九条第一項、第四百九十七条第二項、第五百四条第一項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第五百六十五条第二項、第五百六十六条第一項、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の三十一第二項、第七百条の三十二第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百二十条第二項及び第七百二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金額について適用する。ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

2　延滞金の徴収の基因となる地方税につき、この法律の施行の日前に督促状が発せられている場合において、当該地方税に係る第一号の額が第二号の額をこえるときは、当該こえる額を、当該地方税につき前項の規定を適用した場合において納付し、納入し、又は徴収すべき額から控除する。

一　この法律の施行の日以後の期間（その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行の日の翌日以後であるときは、当該十日を経過した日の翌日以後の期間）につき従前の延滞金額の計算の例により計算した額（その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる税額百円につき一日二銭とする。）と当該税額に係る次条第一項の規定を適用した場合における延滞加算金額との合算額

二　その督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に百分の五の割合を乗じて計算した額

3　この法律の施行の日前に納付又は納入の告知をした延滞金額については、当該告知の日において第一項本文の規定を適用した場合において徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

（延滞加算金額に関する経過措置）

**第九条**　この法律による改正前の地方税法第七十一条、第七十二条の七十二、第七十三条の四十、第百六条、第百三十八条、第百七十一条、第二百四条、第二百五十七条、第二百八十九条、第三百三十五条、第三百七十七条（第七百四十五条第一項において準

用する場合を含む。）、第四百六十三条、第五百十三条、第五百四十五条、第五百七十六条、第六百九十九条、第七百条の四十二、第七百一条の二十二及び第七百三十二条の規定により徴収すべきであつた延滞加算金額については、なお従前の例による。ただし、当該延滞加算金額の計算の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2　前項の規定により徴収すべき延滞加算金額は、新法の規定の適用上、延滞金額とみなす。

（過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に関する規定の適用）

**第十条**　新法第七十二条の四十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条第一項及び第二項、第百二十七条第一項及び第二項、第百二十八条第一項及び第二項、第二百七十八条第一項及び第二項、第二百七十九条第一項及び第二項、第四百九十八条第一項及び第二項、第四百九十九条第一項及び第二項、第五百三十六条第一項及び第二項、第五百三十七条第一項及び第二項、第五百六十七条第一項及び第二項、第五百六十八条第一項及び第二項、第六百八十八条第一項及び第二項、第六百八十九条第一項及び第二項、第七百条の三十三第一項及び第二項、第七百条の三十四第一項及び第二項、第七百一条の十二第一項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百二十一条第一項及び第二項並びに第七百二十二条第一項及び第二項の規定は、この法律の公布の日以後に新法第十一条の四第一項の法定納期限が到来する地方税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額については、なお従前の例による。

2　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに前項の法定納期限が到来する地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額でこの法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに確定するものについては、その全額が百円未満であるときは、これを徴収しない。

（道府県民税に関する規定の適用）

**第十一条**　新法第三十七条の二第六項の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

**第十二条**　新法第五十三条第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

**第十三条**　新法附則第十五項の規定は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の二第一項各号に掲げる法人が昭和三十八年四月一日以後に同項に規定する承認、認定、勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

（自動車税に関する規定の適用）

**第十四条**　新法第百四十九条の規定は、昭和三十八年度分の自動車税から適用する。

2　新法第百四十九条の規定の適用については、昭和三十八年度分の自動車税に限り、同条中「五月」とあるのは、「四月又は五月」とする。

（狩猟免許税に関する規定の適用）

**第十五条**　狩猟法の一部を改正する法律の施行の日から昭和三十八年九月三十日までの間における地方税法第二百四十七条及び第二百五十七条の規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「狩猟者税」とあるのは、「狩猟免許税」とする。

（市町村民税に関する規定の適用）

**第十六条**　新法第三百十四条の七第九項の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

**第十七条**　新法第三百二十一条の八第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

**第十八条**　新法第三百四十三条第八項、第三百四十八条第二項第十一号の三及び第三百四十九条の三第九項の規定は、昭和三十八年度分の固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

**第十九条**　新法第四百六十五条の規定は、昭和三十八年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

**第二十条**　新法第四百九十条の規定は、昭和三十八年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（入猟税に関する規定の適用）

**第二十一条**　昭和三十八年十月一日前における新法第七百条の五十四第四項の規定の適用については、同項中「納税通知書」とあるのは、「徴税令書」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

**第二十二条**　新法第七百三条の三第二項及び第七百三条の四の規定は、昭和三十八年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い）

**第二十三条**　この法律による改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

**第二十四条**　新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第二十五条**　前二十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）

**第二十六条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「地方税法の規定により徴収する過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額又は延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は延滞金」に改め、同条第四項中「（道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む。）」を削る。

（法人税法の一部改正）

**第二十七条**　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「地方税法の規定により徴収され

た若しくは徴収されるべき過少申告加算金額、不申告加算金額、重加算金額若しくは延滞加算金額」を「地方税法に規定する過少申告加算金、不申告加算金、重加算金若しくは延滞金（同法第十五条の三の規定による徴収の猶予をした期間につき徴収されるものを除く。）」に改める。

（郵便振替貯金法の一部改正）

**第二十八条**　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「徴税令書」を「納税通知書」に改める。

（地方財政法の一部改正）

**第二十九条**　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

（たばこ専売法の一部改正）

**第三十条**　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項後段中「百分の十二」を「百分の十三・四」に改める。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

**第三十一条**　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「若しくは地方税」及び「、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）若しくは国有資産等所在都道府県交付金（以下「都道府県交付金」という。）の交付金算定標準額若しくは公社有資産所在市町村納付金（以下「市町村納付金」という。）若しくは公社有資産所在都道府県納付金（以下「都道府県納付金」という。）の納付金算定標準額」を削る。

第五条の見出し中「課税標準額等」を「関税等の課税標準額」に改め、同条第一項中「若しくは地方税」、「又は市町村交付金若しくは都道府県交付金の交付金算定標準額若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金の納付金算定標準額」、「、交付金算定標準額」及び「、政令で指定する地方税の場合を除く外」を削り、同条第二項を削る。

第六条の見出し中「租税及び都道府県交付金等」を「関税等の税額」に改め、同条中「、政令で指定する地方税若しくは地方税に係る延滞金、延滞加算金、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金（以下「地方税に係る徴収金」という。）又は市町村交付金若しくは都道府県交付金若しくは市町村納付金若しくは都道府県納付金については、そ」を削る。

第七条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納金及び還付金（これらに加算すべき還付加算金を含む。）

五　国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金又は公社有資産所在市町村納付金若しくは公社有資産所在都道府県納付金

（地方交付税法の一部改正）

**第三十二条**　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表道府県の項中「狩猟者税」を「狩猟免許税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

**第三十三条**　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表上欄中「軽自動車及び」を「軽自動車、小型特殊自動車及び」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特列に関する法律の一部改正）

**第三十四条**　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「軽自動車」の下に「、小型特殊自動車」を加える。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

**第三十五条**　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「次条」を「第六条」に改める。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（端数計算）

**第二十一条の三**　交付金算定標準額又は納付金算定標準額を計算する場合において、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2　交付金額又は納付金額の確定金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

**第三十六条**　前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一条の三の規定は、昭和三十九年度分の市町村交付金及び市町村納付金並びに都道府県交付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

**第三十七条**　滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第十六条の四第一項」の下に「（同条第十二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（大蔵・郵政・自治・内閣総理大臣署名）

## 法律第八十一号（昭三八・四・一）

## ◎共同溝の整備等に関する特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　共同溝整備道路（第三条・第四条）
第三章　共同溝の建設及び管理（第五条―第十一条）
第四章　共同溝の占用（第十二条―第十九条）
第五章　共同溝に関する費用（第二十条―第二十四条）
第六章　雑則（第二十五条―第二十八条）
附則

### 第一章　総則

（この法律の目的）

**第一条**　この法律は、共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まつて共同溝の整備を行なうことにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2　この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3　この法律において「公益事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一　日本電信電話公社

二　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）による電気事業者

三　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業者

四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業者又は水道用水供給事業者

五　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業者

六　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道管理者又は都市下水路管理者

4　この法律において「公益物件」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水管又は下水道管をいう。

5　この法律において「共同溝（こう）」とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

### 第二章　共同溝整備道路

（共同溝整備道路の指定）

**第三条**　建設大臣は、交通が著しくふくそうしている道路又は著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんぱんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものを、共同溝を整備すべき道路（以下「共同溝整備道路」という。）として指定することができる。

2　建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の長に同法第十二条の二第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一級国道の管理を行なわせている場合においては、当該都道府県知事又は指定市の長。以下次項において同じ。）の意見をきかなければならない。

これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　道路管理者は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4　建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（共同溝整備道路における許可等の制限）

**第四条**　道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に関し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に応じてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一　次条第二項の規定による申出をした者の責に帰することのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

二　公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて建設大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

三　共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

四　共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

### 第三章　共同溝の建設及び管理

（共同溝の建設）

**第五条**　第三条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつたときは、道路管理者（道路法第十二条又は第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道の新設又は改築を建設大臣が行なう場合においては、建設大臣。以下この条、次条から第八条まで、第十二条、第十四条、第十五条及び第二十三条において同じ。）は、当該道路に共同溝を建設することについて、関係公益事業者の意見を求めなければならない。

2　前項の規定により意見を求められた公益事業者は、道路管理者の定める期限までに、共同溝の建設を希望する旨の申出をすることができる。

3　前項の規定による申出は、当該共同溝に敷設すべき公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えてしなければならない。

4　道路管理者は、第二項の規定による申出が相当であると認めるときは、共同溝の建設を行なうものとする。この場合においては、道路管理者は、共同溝の建設を行なうべき旨を公示しなければならない。

（共同溝整備計画）

**第六条**　道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、共同溝整備計画を作成しなければならない。

2　共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　位置及び名称

二　構造

三　共同溝の占用予定者

四　共同溝の占用予定者ごとの当該共同溝の占用部分及び公益物件の敷設計画の概要

五　共同溝の建設に要する費用及びその負担に関する事項

六　工事着手予定時期及び工事完了予定時期

**第七条**　道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合においては、共同溝整備計画に定められるべき共同溝の占用予定者に、第五条第四項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、前条第二項各号に掲げる事項を通知し、相当な期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。

2　道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においてはその必要の範囲内において同項の規定による通知に係る事項を修正して共同溝整備計画を作成し、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項について共同溝整備計画を作成し、同項の規定による通知をした者に、当該共同溝整備計画に定めた前条第二項各号に掲げる事項を通知するものとする。

3　道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手続を行なうものとする。

4　道路管理者は、共同溝の建設工事に着手した後において共同溝整備計画を変更しようとする場合においては、共同溝整備計画に定められた共同溝の占用予定者の意見をきかなければならない。

（建設の廃止）

**第八条**　道路管理者は、次条に規定する共同溝の占用予定者の要件を備える公益事業者が二以上ない場合又は第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝を建設することができなくなつた場合においては、共同溝の建設を廃止し、その旨を公示するとともに、関係公益事業者に通知するものとする。

（占用予定者）

**第九条**　共同溝の占用予定者は、第十二条第一項の規定による許可の申請をした者で、その者の敷設計画書に係る公益物件を共同溝に収容することが当該共同溝の規模及び構造上相当であると認められるものでなければならない。

（占用予定者の地位の承継）

**第十条**　相続人、合併により設立される法人その他の共同溝の占用予定者の一般承継人は、占用予定者の地位を承継する。

2　占用予定者の事業について譲渡があつたときは、当該事業を譲り受けた者は、占用予定者の地位を承継する。

（共同溝管理規程）

**第十一条**　道路管理者は、共同溝を管理しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、共同溝管理規程を定めなければならない。

2　道路管理者は、前項の規定により共同溝管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の意見をきかなければならない。

## 第四章　共同溝の占用

（占用の申請）

**第十二条**　第五条第二項の規定による申出をした公益事業者は、同条第四項の規定による公示があつた日以後その翌日から起算して三十日以内に、公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えて、道路管理者に共同溝の占用の許可を申請することができる。

2　道路管理者は、前項の規定による申請をした者が第九条の要件に該当しないと認めるときは、すみやかに、その申請を却下し、その旨を理由を付した書面を添えて、その者に通知しなければならない。

（占用の申請の取下げ）

**第十三条**　第七条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日、同条第三項の規定の適用により更に同条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日以後二週間以内に限り、前条第一項の規定による申請を取り下げることができる。

（占用の許可）

**第十四条**　道路管理者は、共同溝の建設を完了したときは、直ちに、共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をするものとする。

2　前項の許可は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　占用することができる共同溝の部分

二　共同溝に敷設することができる公益物件の種類

（日本電信電話公社の特例）

**第十五条**　日本電信電話公社の共同溝の占用については、日本電信電話公社が道路管理者に協議することをもつて第十二条第一項の規定による許可の申請があつたものと、その協議が成立することをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

（許可に基づく地位の承継）

**第十六条**　相続人、合併により設立される法人その他の第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の一般承継人は、被承継人が有していた同項の許可に基づく地位を承継する。

（許可に基づく権利義務の譲渡）

**第十七条**　第十四条第一項の許可に基づく権利及び義務は、道路管理者の認可を受けなければ、譲渡することができない。

（公益物件の構造等の基準）

**第十八条**　第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件の敷設をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者に届け出なければならない。

2　前項の場合における当該公益物件の構造及び敷設の方法の基準は、政令で定める。

（監督処分）

**第十九条**　道路管理者は、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件を敷設する場合において、その公益物件の構造又は敷設の方法が前条第二項に規定する政令で定める基準に適合しないときは、当該敷設に関する工事の中止又は当該公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずることができる。

## 第五章　共同溝に関する費用

（建設費の負担）

**第二十条**　共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2　共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（管理費用の負担）

**第二十一条**　第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（国の負担又は補助）

**第二十二条**　指定区間内の一級国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区間外の一級国道若しくは二級国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で建設大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行なうものに要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2　国は、前項の場合を除くほか、共同溝の建設又は改築に要する費用（第二十条第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く。）の二分の一以内を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用を負担する地方公共団体に対して、補助することができる。

3　共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

（収入の帰属）

**第二十三条**　第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金は、当該共同溝の建設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行なう道路管理者（当該道路管理者が建設大臣又は地方公共団体の長であるときは、国又は当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体）の収入とする。

（義務履行のために要する費用）

**第二十四条**　この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

### 第六章　雑則

（負担金の強制徴収）

**第二十五条**　道路法第七十三条の規定は、第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。

（不服申立て）

**第二十六条**　都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市（道路法第十七条第二項の規定により管理を行なう市をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については建設大臣に対して、市（指定市及び特定の市を除く。）町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2　この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

（権限の委任）

**第二十七条**　この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（道路法の適用除外）

**第二十八条**　この法律の規定に基づく共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節の規定は、適用しない。

### 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（道路法の一部改正）

2　道路法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝

（道路整備特別会計法の一部改正）

3　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条又は」を「第五十一条、」に、「第二条第三項ただし書の規定に基く都道府県の負担金」を「第二条第三項ただし書又は共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定に基づく都道府県等の負担金」に、「又は第六十二条の規定による国以外の者の負担金、同法」を「若しくは第六十二条又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条の規定による国以外の者の負担金、道路法」に改める。

（内閣総理・大蔵・厚生・通商産業・郵政・建設・自治大臣署名）

◆

---

## 法律第八十二号（昭三八・四・四）

## ◎電波法の一部を改正する法律

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表を次のように改める。

| 船舶無線電信局 | 無線通信士 |
|---|---|
| 第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 |
| 第二種局甲（船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線電信局であつて、第一種局に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 |
| 第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局であつて、次欄の第三種局甲に該当するもの以外のものをいう。以下同じ。）<br>一　旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）<br>二　総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局<br>三　旅客船以外の船舶の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者 |

| | |
|---|---|
| 第三種局甲（遠洋区域を航行区域とする船舶以外の船舶（旅客船を除く。）で政令で定めるものの船舶無線電信局であつて、次に掲げるものをいう。以下同じ。）<br>一　総トン数千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶のもの<br>二　一に該当するもの以外のものであつて、公衆通信業務を取り扱うもの | |

第六十三条第一項中「第二種局及び第三種局甲」を「第二種局、第三種局甲及び第三種局乙」に改め、同条第二項中「第二種局乙にあつては一日八時間、第三種局甲」を「第二種局乙及び第三種局甲にあつては一日八時間、第三種局乙」に改める。

第六十五条第一項中「及び国際航海に従事する旅客船の第二種局乙」を「、国際航海に従事する旅客船の第二種局乙並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」に改め、同条第二項中「第二種局乙（国際航海に従事する旅客船のものを除く。）及び第三種局甲」を「第二種局乙（前項に規定するものを除く。）、第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」に改め、同条第六項中「第三種局乙」を「第三種局丙」に、「及び第三種局甲」を「、第三種局甲及び第三種局乙」に改める。

### 附　則

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の日から起算して四年間は、改正後の電波法（以下「新法」という。）第五十条第一項中「左の表」とあるのは「電波法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十二号）別表」とし、新法第六十三条第一項中「、第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第二項中「第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「第二種局乙」とし、新法第六十五条第一項中「並びに国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙及び第三種局甲」とあるのは「及び国際航海に従事する総トン数千六百トン以上の船舶（旅客船を除く。）の第二種局乙」とし、同条第二項中「、第三種局甲（同項に規定するものを除く。）及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とし、同条第六項中「、第三種局甲及び第三種局乙」とあるのは「及び第三種局乙」とする。

3　この法律の施行の日から起算して四年間は、この法律の施行の際現に改正前の電波法第五十条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者で前項の規定により適用される新法第五十条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えていないものは、前項の規定により適用される同条第一項の規定の適用については、前項の規定により適用される同条第一項に規定する第二種局乙の通信長の要件を備えている者とみなす。

**別表**

| 船舶無線電信局 | 無線通信士 |
|---|---|
| 第一種局（国際航海に従事する旅客船で二百五十人をこえる旅客定員を有するものの船舶無線電信局をいう。以下同じ。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として四年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 |
| 第二種局甲（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）<br>一　船舶安全法第四条の船舶のうち総トン数五百トン以上の旅客船の船舶無線通信局（第一種局に該当するものを除く。）<br>二　総トン数三千トン以上の旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び一に該当するものを除く。）<br>三　総トン数五千五百トンをこえる船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局 | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第一級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者 |
| 第二種局乙（次に掲げる船舶無線電信局をいう。以下同じ。）<br>一　旅客船の船舶無線電信局（第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。）<br>二　総トン数五千五百トン以下千六百トン以上の船舶安全法第四条の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局<br>三　総トン数五千五百トン以下の船舶（旅客船を除く。）の船舶無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱うもの（二に該当するものを除く。） | 通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局（船舶局と通信を行なうため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）において第一級無線通信士若しくは第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、かつ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十五年以内に船舶無線電信局において第二級無線通信士として二年以上業務に従事し、かつ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者 |

（郵政・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第八十三号（昭三八・四・四）

## ◎船舶職員法の一部を改正する法律

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

**別表第二**

旅客船の場合

| 船舶 | | | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|---|---|
| 平水区域を航行区域とする旅客船 | | | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| 沿海区域を航行区域とする旅客船 | 総トン数五百トン未満のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士（国際航海に従事する船舶であつて旅客定員が二百五十人をこえるものにあつては、甲種船舶通信士） |
| | 総トン数五百トン以上のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士（国際航海に従事する船舶にあつては、甲種船舶通信士） |
| | 国際航海に従事しないもの | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| | | 総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする旅客船 | 国際航海に従事するもの | 旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士（近海区域第一区を航行区域とする船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
| | | 旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |
| | | 旅客定員が二百五十人をこえるもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |
| | | | 三等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |

### 別表第三

旅客船及び漁船以外の船舶の場合

| 船舶 | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|
| 平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士（近海区域第一区を航行区域とする船舶及び国際航海に従事しない船舶にあつては、乙種船舶通信士） |

### 別表第四

漁船の場合

| 船舶 | | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|---|
| 第一種の従業制限を有する漁船 | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 丙種船舶通信士（公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
| | 総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| 第二種又は第三種の従業制限を有する漁船 | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 丙種船舶通信士（公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
| | 総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| | 総トン数千六百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |

## 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用の特例）

2　この法律の施行の日から起算して四年間は、第十八条第一項及び第二十一条第一項中「別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四」とあるのは、「別表第一又は船舶職員法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十三号）附則別表第一、附則別表第二若しくは附則別表第三」とする。

（乙種船舶通信士等の資格についての免許に関する特例）

3　当分の間、乙種船舶通信士及び丙種船舶通信士の資格についての海技従事者の免許は、第六条第一項第一号の規定にかかわらず、十八歳以上二十歳未満の者についても、与えることができる。

### 附則別表第一

旅客船の場合

| 船舶 | | | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|---|---|
| 平水区域を航行区域とする旅客船 | 総トン数三千トン未満のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| | 総トン数三千トン以上のもの | | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 丙種船舶通信士 |
| 沿海区域を航行区域とする旅客船 | 総トン数五百トン未満のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士（国際航海に従事する船舶であつて旅客定員が二百五十人をこえるものにあつては、甲種船舶通信士） |
| | 総トン数五百トン以上三千トン未満のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士（国際航海に従事する船舶にあつては、甲種船舶通信士） |
| | 総トン数三千トン以上のもの | | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 丙種船舶通信士 |
| 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする旅客船 | 国際航海に従事しないもの | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| | | 総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |
| | 国際航海に従事するもの | 旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士（近海区域第一区を航行区域とする船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
| | | 旅客定員が二百五十人以下の船舶であつて総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |
| | | 旅客定員が二百五十人をこえるもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |
| | | | 三等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |

### 附則別表第二

旅客船及び漁船以外の場合

| 船舶 | | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|---|
| 平水区域又は沿海区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの | | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| 近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶であつて旅客船以外のもの | 総トン数五千五百トン未満のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士（近海区域第一区を航行区域とする船舶及び国際航海に従事しない船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
| | 総トン数五千五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
| | | 二等船舶通信士 | 乙種船舶通信士 |

### 附則別表第三

漁船の場合

| 船舶 | | 船舶職員 | 資格 |
|---|---|---|---|
| 第一種の従業制限を有する漁船 | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 丙種船舶通信士（公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士） |

|  |  |  |  |
|---|---|---|---|
|  | 総トン数五百トン以上のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
| 第二種又は第三種の従業制限を有する漁船 | 総トン数五百トン未満のもの | 通信長 | 丙種船舶通信士（公衆通信業務を取り扱う船舶にあつては、乙種船舶通信士） |
|  | 総トン数五百トン以上千六百トン未満のもの | 通信長 | 乙種船舶通信士 |
|  | 総トン数千六百トン以上五千五百トン未満のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
|  | 総トン数五千五百トン以上のもの | 通信長 | 甲種船舶通信士 |
|  |  | 二等船舶通信士 | 丙種船舶通信士 |

（運輸・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第八十四号（昭三八・四・四）

### ◎日本航空株式会社法の一部を改正する法律

日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「十五人」を「十八人」に改める。

第四条の二の見出し中「社長」を「会長、社長」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

会社に、会長、社長及び副社長各一人を置く。

2　社長及び副社長は、代表取締役をもつて充てる。

第四条の二第四項中「社長」を「会長、社長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「社長に」を「会長及び社長に」に、「社長が」を「会長及び社長が」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　会長は、取締役会を主宰する。

4　社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行なう。

第四条の三中「前条第四項」を「前条第六項」に改める。

第四条の四（見出しを含む。）中「社長」を「会長、社長」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

## 法律第八十五号（昭三八・四・五）

### ◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十五円」を「五十円」に、「十円」を「十五円」に、「三十円」を「四十円」に改め、同条第二項中「七十円」を「百円」に、「百円」を「百二十円」に、「二百円」を「二百五十円」に、「三百円」を「三百七十円」に、「五百円」を「六百円」に改め、同条第三項中「二百円」を「二百五十円」に、「三百円」を「三百七十円」に、「七百円」を「八百五十円」に、「千円」を「千二百円」に、「四百円」を「四百八十円」に改め、同条第五項中「二百倍」を「二百五十倍」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際完結していない事項についての手数料及び立替金は、なお従前の規定による。

（法務・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第八十六号（昭三八・四・一〇）

### ◎自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三四九人」を「三六二人」に、「一四七人」を「一五一人」に、「四九六人」を「五一三人」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第八十七号（昭三八・四・一一）

### ◎農薬取締法の一部を改正する法律

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農作物（樹木を含む。以下同じ。）又は農林産物」を「農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）」に、「（以下病害虫と総称する。）」を「又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）」に改め、「その他の薬剤」の下に「（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」を加える。

第二条第二項中「及び農薬の見本」を「、農薬の薬効及び薬害に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本」に改め、同項第四号中「適用病害虫」を「適用病害虫（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等及び薬効。以下同じ。）及び」に改め、「並びに薬効及び薬害に関する試験

成績」を削り、同項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　水産動植物に有毒な農薬については、その旨

第二条第三項中「官吏（以下「検査官吏」という。）」を「職員（以下「検査職員」という。）」に改め、第三号を次のように改める。

三　申請書に記載する前項第二号及び第四号に掲げる事項

第三条第一項第二号中「農作物又は農林産物」を「農作物等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに通常の方法及び数量により一般的に使用されるとした場合に、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林大臣が定めて告示する。

第五条ただし書中「但し、」の下に「登録票に記載する」を加える。

第六条第二項中「又は第三号から第九号まで」を「、第三号又は第五号から第十号まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（適用病害虫等の変更）

**第六条の二**　第二条の登録を受けた者は、登録票に記載する同条第二項第四号の事項を変更する必要があるときは、省令で定める事項を記載した申請書、登録票、変更に係る事項についての薬効及び薬害に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を農林大臣に提出して、当該登録票の書替交付を申請することができる。

2　農林大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、検査職員に農薬の見本について検査をさせ、その検査の結果第三条第一項各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく、当該登録票を書き替えて交付しなければならない。

3　第一項の規定による申請をする者については、第二条第五項の規定を準用する。

第七条第三号中「記載された」を「記載する」に改め、同条第五号中「適用病害虫」を「登録票に記載する適用病害虫」に改め、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第七号及び第八号を一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　水産動植物に有毒な農薬については、その旨

第七条に次の一号を加える。

十一　最終有効年月

第十二条第一項中「農作物又は農林産物」を「農作物等、人畜又は水産動植物」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（指定農薬の使用の規制）

**第十二条の二**　政府は、政令をもつて、次の各号の要件のすべてを備える種類の農薬を指定農薬として指定する。

一　当該種類の農薬が相当広範な地域にわたる水田においてまとまつて使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。

二　当該種類の農薬が相当広範な地域にわたる水田においてまとまつて使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件のもとでは、その使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあること。

2　都道府県知事は、前項の指定農薬につき、その当該都道府県の区域内における使用に伴つて発生したと認められる水産動植物の被害が現に著しいとき、又は当該都道府県の区域内の水田の面積及び当該指定農薬の使用見込み並びにその区域における自然的条件その他の条件を勘案して当該指定農薬の当該都道府県の区域内における使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該指定農薬の使用に係る利害の調整その他その使用の規制に関し必要となる方策について、農業に関する団体及び漁業に関する団体のそれぞれの意見並びに学識経験を有する者の意見を徴しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定により意見を徴した場合において、同項に規定する事態に対処するため有効適切であると認められる当該指定農薬の使用についての農業者の自主的な措置が現に講ぜられているか又はその措置が近く講ぜられる見込みがあると認められるときは、その措置の実施（その措置が近く講ぜられる見込みがある場合にあつては、その措置が講ぜられるようにするために必要な事項を含む。）について必要な指導その他の援助を行なうものとし、当該自主的な措置が講ぜられていないか又は近く講ぜられる見込みがなく、かつ、同項に規定する事態に対処するため有効適切な方法が他にないと認められるときは、政令で定めるところにより、同項に規定する団体のそれぞれの意見及び学識経験者の意見を徴し、当該指定農薬の使用についての農業者の自主的な措置の内容及び被害の発生の状況又はその発生の見込みその他の事情を勘案して、同項に規定する事態に有効適切に対処するため必要な範囲内において、規則をもつて、区域及び期間を限り、当該指定農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨を命ずることができる。

4　前項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る同項の許可の基準については、省令で定める。

（被害の防止に関する指導等）

**第十二条の三**　農林大臣及び都道府県知事は、人畜又は水産動植物に有毒な農薬について、その使用に伴うと認められる人畜に対する危険又は水産動植物の被害を防止するため必要な知識の普及、その使用に関する情報の提供並びにその使用の時期及び方法の適正化に関する指導を行なうように努めるものとする。

第十三条中「検査官吏」を「検査職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第十四条第二項中「検査官吏」を「検査職員」に、「農作物、農林産物又は人畜」を「農作物等、人畜又は水産動植物」に改める。

第十六条中「農林大臣は」の下に「、第一条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき」を、「廃止しようとするとき」の下に「、第三条第二項の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第十二条の二第四項の省令を制定し、若しくは改正しようとするとき」を加え、「聞くことができる。」を「聞かなければならない。」に改める。

第十六条の二に次の一項を加える。

2　第一条第一項の政令の制定又はその改正により新たに農薬とされたものについては、当該制定又は改正に係る政令の施行の日から起算して四箇月（その期間の経過する日までにした第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、当該政令の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許容期間」という。）は第二条第一項の規定を、未登録売買許容期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一箇月は第七条の規定を、当該政令の施行の日から起算して十箇月は第九条の規定を、それぞれ、適用しない。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

**第十八条の二**　第十二条の二第三項の規定による命令に違反して都道府県知事の許可を受けないで指定農薬を使用した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前三条」を「前四条」に改める。

### 附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第一条第一項の農薬のうち、ウイルスの防除に用いられる薬剤及び農作物等（同項に規定する農作物等をいう。）の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤については、この法律の施行の日から起算して四箇月（その期間の経過する日までにした新法第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、この法律の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許容期間」という。）は新法第二条第一項の規定を、未登録売買許容期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一箇月は新法第七条の規定を、この法律の施行の日から起算して十箇月は新法第九条の規定を、それぞれ、適用しない。

3　この法律の施行前に改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、新法第二条の規定によつてしたものとみなす。

4　前項の規定により新法第二条の規定によつてしたものとみなされる登録については、その登録につき旧法第二条第三項の規定により交付された登録票は、新法第二条第三項の規定により交付され、かつ、これに、当該登録に係る申請書に記載された適用病害虫及び使用方法（これらの事項につき変更を生じたため旧法第六条第二項の規定によりその旨の届出がされた農薬については、その届出に係る変更後のこれらの事項）が記載されているものとみなす。

5　この法律の施行前に旧法第七条の規定による表示をされた農薬についての新法第七条及び第九条の規定の適用に関しては、この法律の施行の日から起算して、新法第七条の規定の適用については四箇月、新法第九条の規定の適用については十箇月は、なお従前の例による表示をもつて足りる。

6　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（農林・内閣総理大臣署名）

---

# 法律第八十八号（昭三八・四・一五）

## ◎消防法の一部を改正する法律

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章　消火の設備」を「第四章　消火の設備　第四章の二　消防用機械器具等の検定」に、「第七章　火災の調査」を「第七章　火災の調査　第七章の二　救急業務」に改める。

第二条に次の一項を加える。

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故で政令で定めるものによる傷病者で医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生省令で定める医療機関をいう。）その他の場所に搬送することをいう。

第四条第一項中「又は公衆」を「若しくは公衆」に、「検査させることができる」を「検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第四条の二第一項中「検査」の下に「又は質問」を加える。

第十四条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「第十三条の三」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「政令で定める映写室」を「常時映画を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で緩燃性でない映画を映写するもの」に改め、同条第三項中「映写室のない場所で、」を削り、同条第二項を削る。

第十六条の五中「、第十三条第二項、第十四条第二項及び第十五条第二項」を「及び第十三条第二項」に改める。

第十九条を次のように改める。

**第十九条**　削除

第四章の次に次の一章を加える。

### 第四章の二　消防用機械器具等の検定

#### 第一節　消防用機械器具等の検定

**第二十一条の二**　消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）で政令で定めるもの（以下「消防用機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。

この節において「型式承認」とは、消防用機械器具等の型式に係る形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）が自治省令で定める消防用機械器具等に係る技術上の規格（以下「技術上の規格」という。）に適合している旨の承認をいう。

この節において「個別検定」とは、個個の消防用機械器具等の形状等が型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行なう検定をいう。

消防用機械器具等は、第二十一条の九第一項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による表示が附されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、消防用機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、第二

十一条の九第一項の規定による表示が附されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

**第二十一条の三**　型式承認を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下この節において「協会」という。）の行なう消防用機械器具等についての試験を受けなければならない。

前項の試験を受けようとする者は、自治省令で定めるところにより、申請書に自治省令で定める消防用機械器具等の見本及び書類を添えて、協会に申請しなければならない。

協会は、前項の申請があつたときは、自治省令で定めるところにより、技術上の規格に基づき、当該申請に係る消防用機械器具等についての試験を行ない、その試験結果に意見をつけてこれを同項の申請をした者に通知しなければならない。

前項の試験の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

**第二十一条の四**　前条第三項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の試験結果の通知を受けた者が型式承認を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、申請書に当該試験結果及び意見を記載した書面を添えて、自治大臣に申請しなければならない。

自治大臣は、前項の申請があつたときは、同項の試験結果及び意見を記載した書面により、当該申請に係る消防用機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているかどうかを審査し、当該形状等が技術上の規格に適合しているときは、当該型式について型式承認をしなければならない。

自治大臣は、前項の規定により型式承認をしたときは、その旨を第一項の申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

**第二十一条の五**　自治大臣は、技術上の規格が変更され、すでに型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の技術上の規格に適合しないと認めるときは、当該型式承認の効力を失わせるものとする。ただし、自治大臣は、期間を限つて、当該型式承認の効力が引き続き有るものとすることができる。

自治大臣は、前項本文の規定により型式承認の効力を失わせたとき、又は同項ただし書の規定により型式承認の効力が引き続き有るものとしたときは、その旨を公示するとともに、当該型式承認を受けた者に通知しなければならない。

第一項の規定による処分は、前項の規定による公示によりその効力を生ずる。

**第二十一条の六**　自治大臣は、型式承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。

一　不正の手段により当該型式承認を受けたとき。
二　正当な理由がなく、当該型式承認を受けた消防用機械器具等に係る個別検定の申請を、当該型式承認をした旨の通知を受けた日から二年以内にしないとき、又は引き続き二年以上しないとき。

前条第二項の規定は前項の規定により型式承認の効力を失わせたときについて、同条第三項の規定は前項の規定による処分の効力の発生について準用する。

**第二十一条の七**　第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた者が当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る個別検定を受けようとするときは、自治省令で定めるところにより、協会に申請しなければならない。

**第二十一条の八**　協会は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る消防用機械器具等について個別検定を行ない、当該申請に係る消防用機械器具等の形状等が第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた消防用機械器具等の型式に係る形状等と同一であるときは、当該申請に係る消防用機械器具等を、個別検定に合格したものとしなければならない。

前項の個別検定の実施業務に従事する協会の職員は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

**第二十一条の九**　協会は、前条第一項の規定により個別検定に合格した消防用機械器具等に、自治省令で定めるところにより、当該消防用機械器具等の型式は第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該消防用機械器具等は前条第一項の規定により個別検定に合格したものである旨の表示を附さなければならない。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を附してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を附してはならない。

**第二十一条の十**　型式承認の効力が第二十一条の五第一項本文若しくは第二十一条の六第一項の規定による処分又は第二十一条の五第一項ただし書に規定する期間の経過により失われたときは、当該型式承認に係る消防用機械器具等に係る協会のすでに行なつた個別検定の合格の効力は、失われるものとする。

**第二十一条の十一**　自治大臣は、協会が、消防用機械器具等についての試験又は個別検定を行なう機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該試験又は個別検定に関する業務を行なうことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき消防用機械器具等についての試験を行ない、又は型式承認を受けた者で個別検定を受けようとするものの申請に基づき消防用機械器具等の個別検定を行なうことができる。

自治大臣は、前項の規定により試験を行ない、又は個別検定を行なう場合は、あらかじめ、当該試験又は個別検定を行なう消防用機械器具等の種類及び当該試験又は個別検定を行なう期間を公示しなければならない。

第二十一条の三第二項及び第三項の規定は第一項の規定により自治大臣が試験を行なう場合に、第二十一条の七、第二十一条の八第一項及び第二十一条の九の規定は第一項の規定により自治大臣が消防用機械器具等の個別検定を行なう場合に、前条の規定は第一項の規定により自治大臣が行なつた個別検定の合格の効力について準用する。

協会は、第二項の規定により公示された期間中は、同項の規定により公示された種類の消防用機械器具等については、試験を行ない、又は個別検定をすることができない。

**第二十一条の十二**　自治大臣は、第二十一条の九第一項（前条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による表示が附されている消防用機械器具等で第二十一条の十（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその個別検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が附されているもの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が附されているもののうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具等若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者（以下「販売業者等」という。）の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該

表示を除去させ、又はこれに消印を附させることができる。

**第二十一条の十三**　自治大臣は、前条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

**第二十一条の十四**　自治大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

**第二十一条の十五**　第二十一条の三第三項若しくは第二十一条の八第一項の規定により協会の行なう試験若しくは個別検定又は第二十一条の十一第一項の規定により自治大臣の行なう試験若しくは個別検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、協会の行なう試験又は個別検定に係るものについては協会の、自治大臣の行なう試験又は個別検定に係るものについては国庫の収入とする。

**第二十一条の十六**　協会の行なう個別検定に関する処分に不服がある者は、自治大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

### 第二節　日本消防検定協会

#### 第一款　総則

**第二十一条の十七**　日本消防検定協会は、消防用機械器具等についての試験及び個別検定を行ない、もつて消防用機械器具等の性能の確保を図ることを目的とする。

**第二十一条の十八**　日本消防検定協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

**第二十一条の十九**　協会は、主たる事務所を東京都に置く。

協会は、自治大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

**第二十一条の二十**　協会の資本金は、三千万円とし、政府がその全額を出資する。

協会の資本金は、消防法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十八号）附則第六条第一項の規定による政府からの出資があつた場合には、当該出資により増加するものとする。

**第二十一条の二十一**　協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

**第二十一条の二十二**　協会でない者は、日本消防検定協会という名称を用いてはならない。

**第二十一条の二十三**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、協会について準用する。

#### 第二款　役員等

**第二十一条の二十四**　協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

**第二十一条の二十五**　理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

**第二十一条の二十六**　理事長及び監事は、自治大臣が任命する。

理事は、理事長の意見をきいて、自治大臣が任命する。

**第二十一条の二十七**　理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、再任されることができる。

**第二十一条の二十八**　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　販売業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

**第二十一条の二十九**　自治大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

自治大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

自治大臣は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、理事長の意見をきかなければならない。

**第二十一条の三十**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、自治大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

**第二十一条の三十一**　協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

**第二十一条の三十二**　理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

**第二十一条の三十三**　協会の職員は、理事長が任命する。

**第二十一条の三十四**　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

**第二十一条の三十五**　協会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第三款　業務

**第二十一条の三十六**　協会は、第二十一条の十七の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　第二十一条の三の規定により消防用機械器具等についての試験を行なうこと。

二　第二十一条の八の規定により個別検定を行なうこと。

三　消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行なうこと。

四　消防の用に供する機械器具等の鑑定を行なうこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと

と。

**第二十一条の三十七**　協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、自治省令で定める。

### 第四款　財務及び会計

**第二十一条の三十八**　協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

**第二十一条の三十九**　協会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、自治大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第二十一条の四十**　協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に自治大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を自治大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

**第二十一条の四十一**　協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

**第二十一条の四十二**　協会は、自治大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、自治大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

**第二十一条の四十三**　協会は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたて、自治大臣の認可を受けなければならない。

**第二十一条の四十四**　協会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他自治大臣の指定する有価証券の取得
二　銀行への預金又は郵便貯金
三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

**第二十一条の四十五**　協会は、自治省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

**第二十一条の四十六**　協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、自治大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第二十一条の四十七**　この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、自治省令で定める。

### 第五款　監督

**第二十一条の四十八**　協会は、自治大臣が監督する。

自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

**第二十一条の四十九**　自治大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

### 第六款　雑則

**第二十一条の五十**　協会の解散については、別に法律で定める。

**第二十一条の五十一**　自治大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十一条の十九第二項、第二十一条の三十七第一項、第二十一条の三十九、第二十一条の四十二第一項若しくは第二項、第二十一条の四十三又は第二十一条の四十五の規定による認可をしようとするとき。
二　第二十一条の四十第一項又は第二十一条の四十六の規定による承認をしようとするとき。
三　第二十一条の三十七第二項、第二十一条の四十五又は第二十一条の四十七の規定により自治省令を定めようとするとき。
四　第二十一条の四十四第一号の規定による指定をしようとするとき。

第三十四条第一項中「当該消防職員」を「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」に改める。

第七章中第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

**第三十五条の三**　消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合に限り、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

第三十二条及び第三十四条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七章の次に次の一章を加える。

### 第七章の二　救急業務

**第三十五条の五**　消防本部を置かなければならない市町村で政令で定める基準に該当するものは、救急業務を行なわなければならない。

前項の市町村以外の市町村で同項の市町村に準ずるものは、救急業務を行なうようにつとめなければならない。

**第三十五条の六**　救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場附近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

救急隊員は、救急業務の実施に際しては、常に警察官と密接な連絡をとるものとする。

**第三十五条の七**　第二十七条の規定は、救急隊について準用する。この場合において、「火災の現場に到着する」とあるのは、「救急業務を実施する」と読み替えるものとする。

**第三十五条の八**　この章に規定するもののほか、救急隊の編成及び救急業務の基準その他救急業務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条の二中「又は人命の救助」を「若しくは人命の救助」に改め、「消防作業に従事した者」の下に「又は第三十五条の六第一項の規定により救急業務に協力した者」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

**第四十一条の二**　第二十一条の三十四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

第四十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第四十三条の次に次の一条を加える。

**第四十三条の二**　第二十一条の二第四項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十四条第二号中「第三十四条の規定による資料」を「第三十四条（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による資料」に、「第四条、第十六条の四又は第三十四条の規定による消防職員の」を「第四条に規定する消防職員、第十六条の四に規定する消防事務に従事する職員又は第三十四条に規定する消防職員（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）（第三十五条の三第二項において読み替えて準用された第三十四条に規定する都道府県の消防事務に従事する職員を含む。）のこれらの規定による」に改め、同条第三号中「、第十四条第二項又は第十五条第三項」を「又は第十五条第二項」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十一条の十三第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条の次に次の一条を加える。

**第四十四条の二**　第二十一条の四十九第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十五条中「第十四条第二項、第十五条第一項若しくは第三項」を「、第十五条」に、「又は第十七条の四」を「、第十七条の四又は第二十一条の二第四項」に改める。

本則中第四十六条の次に次の二条を加える。

**第四十六条の二**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により自治大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第二十一条の二十一第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十一条の三十六に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十一条の四十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第二十一条の四十八第二項の規定による自治大臣の命令に違反したとき。

**第四十六条の三**　第二十一条の二十二の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び第四章の次に一章を加える改正規定中第二十一条の二から第二十一条の十六までに関する部分並びに附則第十九条の規定中自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）第二十六条の表に関する部分（附則第七条において「第十九条等の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、第二条に一項を加える改正規定、第七章の次に一章を加える改正規定、第三十六条の二の改正規定並びに附則第十二条及び附則第十三条の規定はこの法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（協会の設立）

**第二条**　自治大臣は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

**第三条**　自治大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

**第四条**　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第五条**　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（土地等をその目的とする出資）

**第六条**　政府は、この法律（附則第一条本文に係る部分をいう。以下同じ。）の施行の際現に国が消防の用に供する機械器具等の検定の用に供している土地又は建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）で協会の業務に必要があると認められるものを出資の目的として協会に出資することができる。

2　前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（経過規定）

**第七条**　第十九条等の改正規定の施行の際、改正前の消防法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定により勧告されている規格は、改正後の消防法（以下「新法」という。）第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

2　第十九条等の改正規定の施行の際、旧法第十九条及びこれに基づく命令の規定によりなされている処分又は申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定に基づいてなされた処分又は申請その他の手続とみなす。

**第八条**　この法律の施行の際現に日本消防検定協会という名称を使用している者については、新法第二十一条の二十二の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第九条**　協会の最初の事業年度は、新法第二十一条の三十八の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

**第十条**　協会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十一条の三十九中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

**第十一条**　この法律の施行前にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

**第十二条**　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「消防作業に従事した者」の下に「又は救急業務に協力した者」を加える。

第十条中「消防作業に従事した者」の下に「、救急業務に協力した者」を加える。

**第十三条**　前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条及び第十条の規定は、前条の規定の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

（登録税法の一部改正）

**第十四条**　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、日本消防検定協会」を、「簡易保険郵便年金福祉事業団法」の下に「、消防法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

**第十五条**　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ二ノ五　日本消防検定協会ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

**第十六条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

（法人税法の一部改正）

**第十七条**　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

（地方税法の一部改正）

**第十八条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本労働協会」の下に「、日本消防検定協会」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十五　日本消防検定協会が直接消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する不動産

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十一　日本消防検定協会が直接消防法第二十一条の三第三項の規定による試験の用に供する固定資産

（自治省設置法の一部改正）

**第十九条**　自治省設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十四号の三を第三十四号の四とし、第三十四号の二を第三十四号の三とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　日本消防検定協会を監督すること。

第二十六条の表中「一五一人」を「一三四人」に、「五一三人」を「四九六人」に改める。

（消防組織法の一部改正）

**第二十条**　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　日本消防検定協会の監督に関する事項

（法務・大蔵・厚生・自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第八十九号（昭三八・四・一五）

## ◎消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律

（消防組織法の一部改正）

**第一条**　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「災害」の下に「を防除し、及びこれらの災害」を加える。

第四条第三号中「失火犯の捜査」を「失火の調査」に改め、同条第四号中「失火犯の捜査技術」を「失火の調査技術」に、「捜査員」を「調査員」に改め、同条第五号中「消防職員」の下に「（第十二条第一項に規定する消防職員をいう。第四条の四第二項及び第九条第四号において同じ。）」を加え、同条中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく地方公共団体の事務で消防に係るものに関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

第四条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　市町村の行なう救急業務の基準の研究及び立案に関する事項

第十五条の四を第十五条の七とし、第十条から第十五条の三までを次のように改める。

**第十条**　政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

**第十一条**　消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

**第十二条**　消防本部及び消防署に適当な階級の消防吏員及びその他の職員（以下「消防職員」という。）を置く。

消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

**第十三条**　消防本部の長は、消防長とする。

消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

**第十四条**　消防署の長は、消防署長とする。

消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

**第十四条の二**　消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

**第十四条の三**　消防長は、政令で定める資格を有する者のうちから市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

**第十四条の四**　消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

**第十五条**　消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防団の組織は、市町村の規則で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

**第十五条の二**　消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

**第十五条の三**　消防団の長は、消防団長とする。

消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

**第十五条の四**　消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

**第十五条の五**　消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

**第十五条の六**　消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第十七条第二項を次のように改める。

特別区の消防長は、都知事が任命する。

第十八条の二各号列記以外の部分中「都道府県は」の下に「、市町村の消防が十分に行なわれるよう消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか」を加え、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

第二十条中「勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に関する事項について指導し、助言を与え、又は設備、機械器具及び資材の斡旋をすることができる」を「対して助言を与え、勧告し、又は指導を行なうことができる」に改める。

第二十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

（消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部改正）

**第二条**　消防団員等公務災害補償責任共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の四」を「第十五条の七」に、「並びに水防法」を「、水防法」に改め、「水防に従事した者に係る損害補償」の下に「並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償」を加える。

第十条中「又は水防に従事した者」を「、水防に従事した者又は応急措置の業務に従事した者」に、「、葬祭補償又は打切補償」を「又は葬祭補償」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現に消防本部及び消防署のいずれも置いていない市町村又は消防本部若しくは消防署のいずれかを置いている市町村で、改正後の消防組織法（以下「新法」という。）第十条の規定により消防本部及び消防署を置かなければならないものは、同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して四年をこえない範囲内において政令で定める日までの間は、消防本部及び消防署又は消防署若しくは消防本部を置かないことができる。

3　この法律の施行の際現に置かれている消防本部、消防署又は消防団は、新法第十一条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく条例により置かれたものとみなし、当該消防本部、消防署又は消防団の位置、名称、管轄区域又は区域は、これらの規定に基づく条例により定められたものとみなす。

4　改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法第一条（災害対策基本法第八十四条第一項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する部分に限る。）及び第十条の規定は、昭和三十八年四月一日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

（自治・内閣総理大臣署名）

◆

**法律第九十号**（昭三八・四・一五）

## ◎道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　緊急自動車等（第三十九条―第四十一条）」を「第七節　緊急自動車等（第三十九条―第四十一条の二）」に、「第十二節　整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条・第六十三条）」を「第十二節　整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条―第六十三条の二）」に、「第三節　雇用者等の義務（第七十四条・第七十五条）」を

「第三節　雇用者等の義務（第七十四条・第七十五条）
第四章の二　高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例
第一節　通則（第七十五条の二・第七十五条の三）
第二節　自動車の交通方法（第七十五条の四―第七十五条の九）
第三節　運転者の義務（第七十五条の十・第七十五条の十一）」

に改める。

第二条第四号中「道路標識及び道路標示」を「道路標識又は道路標示」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　高速通行路　高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。）のもつぱら自動車の高速通行の用に供する部分をいう。

第六条第一項中「著しく停滞したことにより道路」の下に「（高速自動車国道及び自動車専用道路（道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第七条第三項中「その他の事情により道路」の下に「（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）」を加え、「道路における」を「当該道路における」に改める。

第九条第二項中「第二十条第一項」の下に「若しくは第七十五条の四第一項」を加える。

第十四条第二項中「耳がきこえない者」の下に「及び政令で定める程度の身体の障害のある者」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

3　この章の規定のうち交差点における交通に係る規定は、高速通行路にある交差点に入ろうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する自動車については、適用しない。

第十九条中「三メートルをこえる道路」の下に「（高

速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。）」を加える。

第二十条第一項中「基準により、」の下に「道路（高速自動車国道にあつては、高速通行路を除く。）に」を加え、同条第二項中「車両は、」の下に「前項の」を、「かかわらず、」の下に「同項の」を加え、同条第三項中「認めるときは、」の下に「第一項の」を加える。

第二十四条第一項を削り、同条第二項中「高速自動車国道」の下に「にあつては、高速通行路」を加え、同項を同条とする。

第四十条第二項中「前項以外の場所」の下に「（高速通行路を除く。）」を加える。

第四十一条に次の一項を加える。

4　政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車（もつぱら道路の維持、修繕等のために使用する自動車で政令で定めるものをいう。以下第七十五条の九において同じ。）については、第十七条第三項、第十九条、第二十条第二項及び第三項並びに第六十九条の規定は、適用しない。

第三章第七節中第四十一条の次に次の一条を加える。

（消防用車両の優先等）

**第四十一条の二**　交差点又はその附近において、消防用車両（消防自動車以外の消防の用に供する車両で、消防用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下この条において同じ。）が接近してきたときは、車両等（車両にあつては、緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、交差点を避けて一時停止しなければならない。

2　前項以外の場所において、消防用車両が接近してきたときは、車両（緊急自動車及び消防用車両を除く。）は、当該消防用車両の進行を妨げてはならない。

3　第三十九条第一項及び第三項の規定は、消防用車両について準用する。

4　消防用車両については、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十九条、第三十条第二項、第三十四条第一項から第三項まで並びに第四十条第一項の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

第六十三条第一項中「自動車検査証をいう。」の下に「以下次条第二項において同じ。」を加える。

第三章第十二節中第六十三条の次に次の一条を加える。

（装置不良車両の運転の禁止等）

**第六十三条の二**　第六十二条に規定するもののほか、自動車又は原動機付自転車の使用者その他当該車両の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、道路運送車両法第三章又はこれに基づく命令の規定により定められた消音器その他の騒音防止装置又はばい煙等の発散防止装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため他人に著しい迷惑を及ぼすおそれがある自動車又は原動機付自転車（以下この条において「装置不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

2　警察官は、前項の装置不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類の提示を求め、及び当該車両の装置について検査することができる。

3　前項の場合において、警察官は、当該車両の運転者に対し、他人に及ぼす迷惑を防止するため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる車両（以下この条において「故障車両」という。）については、当該故障車両の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

4　前条第三項から第八項までの規定は、前項の故障車両について準用する。この場合において、同条第三項前段中「道路における危険を防止する」とあるのは、「他人に及ぼす迷惑を防止する」と読み替えるものとする。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第十一号、同条第二項、第百二十二条、第百二十三条　第二項及び第三項については第百二十条第一項第十一号の二　第四項については第百二十一条第一項第九号）

第六十九条を次のように改める。

（最低速度の遵守）

**第六十九条**　自動車の運転者は、第二十四条の規定により公安委員会が指定した道路の区間においては、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、同条の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

第七十一条第二号中「若しくは耳がきこえない者」を「、耳がきこえない者若しくは第十四条第二項の規定に基づく政令で定める程度の身体の障害のある者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　歩行者が横断歩道により道路の左側部分（当該道路が一方通行となつているときは、当該道路）を横断し、又は横断しようとしているときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにすること。

第七十二条の付記中「第十二号」を「第十一号の三」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

### 第四章の二　高速自動車国道等における自動車の交通方法等の特例

### 第一節　通則

（通則）

**第七十五条の二**　高速自動車国道及び自動車専用道路における自動車の交通方法等については、前四章に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（危険防止等の措置）

**第七十五条の三**　警察官は、道路の損壊、交通事故の発生その他の事情により高速自動車国道又は自動車専用道路において交通の危険が生じ、又は交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において、その現場に進行してくる自動車の通行を禁止し、若しくは制限し、又はその現場にある自動車の運転者に対し、道路法第四十七条第一項の規定に基づく政令の規定にかかわらず路肩を通行すべきことを命じ、若しくは第三章第一節、同章第六節若しくはこの章に規定する自動車の通行方法と異なる通行方法によるべきことを命ずることができる。

（罰則　第百十九条第一項第十二号の二）

### 第二節　自動車の交通方法

（通行区分）

**第七十五条の四**　公安委員会は、高速自動車国道については、政令で定める基準により、その左側部分の高速通行路に二の車両通行区分帯を設けなければならない。

2　自動車は、高速通行路においては、追越しをする場合又は道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、左側の車両通行区分帯を通行しなければならない。

3　自動車は、高速通行路において追越しをするとき

は、右側の車両通行区分帯を通行しなければならない。

（罰則　第二項及び第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項、第百二十二条）

（最低速度）

**第七十五条の五**　自動車が高速通行路を通行する場合の最低速度は、政令で定める。

2　公安委員会は、高速通行路の区間を指定し、当該高速通行路の区間を通行する自動車について、前項の規定に基づく政令で定める最低速度に達しない最低速度を定めることができる。この場合において、公安委員会は、当該道路の管理者の意見をきかなければならない。

（横断等の禁止）

**第七十五条の六**　自動車は、高速通行路又は自動車専用道路においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（高速通行路に入る場合における優先関係）

**第七十五条の七**　自動車（緊急自動車を除く。）は、高速通行路に入ろうとする場合において、当該高速通行路を通行する自動車があるときは、当該自動車の進行を妨げてはならない。

2　緊急自動車以外の自動車は、緊急自動車が高速通行路に入ろうとしているときは、当該緊急自動車の進行を妨げてはならない。

（罰則　第百二十条第一項第二号、第百二十二条）

（停車及び駐車の禁止）

**第七十五条の八**　自動車は、高速自動車国道又は自動車専用道路においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

一　駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。

二　故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、路肩に停車し、又は駐車するとき。

三　乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

四　料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。

2　第五十一条の規定は、自動車が前項の規定に違反して駐車していると認められる場合について準用する。

（罰則　第一項については第百二十条第一項第六号　第二項については第百十九条第一項第三号）

（緊急自動車等の特例）

**第七十五条の九**　緊急自動車又は第四十一条第三項の総理府令で定めるもつぱら交通の取締りに従事する自動車については、第七十五条の四第二項の規定は、適用しない。

2　政令で定めるところにより道路の維持、修繕等のための作業に従事している場合における道路維持作業用自動車については、第七十五条の四第二項及び次条の規定は、適用しない。

### 第三節　運転者の義務

（最低速度の遵守）

**第七十五条の十**　自動車の運転者は、高速通行路においては、法令の規定により徐行する場合又は危険を防止するためやむを得ない場合を除き、第七十五条の五第一項の規定に基づく政令で定める最低速度又は同条第二項の規定に基づき公安委員会が定める最低速度に達しない速度で自動車を運転してはならない。

（罰則　第百二十条第一項第十二号）

（故障等の場合の措置）

**第七十五条の十一**　自動車の運転者は、故障その他の理由により高速通行路において当該自動車を運転することができなくなつたときは、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを明りように表示するとともに、当該自動車を高速通行路以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならない。

第百十九条第一項第三号中「第一項」の下に「（第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　第七十五条の三（危険防止等の措置）の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わなかつた者

第百二十条第一項第二号中「又は第四十条（緊急自動車の優先）」を「、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項、第七十五条の六（横断等の禁止）又は第七十五条の七（高速通行路に入る場合における優先関係）」に改め、同項第三号中「又は第四十三条（指定場所における一時停止）」を「、第四十三条（指定場所における一時停止）又は第七十五条の四（通行区分）第二項若しくは第三項」に改め、同項第六号中「第四十七条（停車の方法）」の下に「又は第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一　第六十三条の二（装置不良車両の運転の禁止等）第一項の規定に違反した者

第百二十条第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二　第六十三条の二（装置不良車両の運転の禁止等）第二項の規定による警察官の停止に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは検査を妨げた者又は同条第三項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

十一の三　第七十二条（交通事故の場合の措置）第二項の規定による警察官の命令に従わなかつた者

第百二十条第一項第十二号を次のように改める。

十二　第七十五条の十（最低速度の遵守）の規定に違反した者

第百二十条第二項中「又は第八号」を「、第八号又は第十一号」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「第六十三条（車両の検査等）第七項」の下に「（第六十三条の二（装置不良車両の運転の禁止等）第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百二十二条第一項及び第百二十三条中「第十号」を「第十号、第十一号」に改める。

### 附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自転車等は道路左側にできる限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

消防車の優先通行については、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十条、第四十一条の二第一項及び第二項並びに第七十五条の七第二

項の定めるところによる。

3　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・自治大臣署名）

---

## 法律第九十一号（昭三八・五・一六）

## ◎駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

**第十四条**　削除

第十五条を次のように改める。

（特別給付金の支給）

**第十五条**　政府は、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮少若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合には、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

2　第二条第一号に掲げる者に該当する労務者が前項に規定する理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合において、その者が当該労務者として在職した期間の前に次の各号に掲げる者として在職したことがあるときは、前項の規定の適用については、それらの者としての在職期間を当該労務者としての在職期間に合算した期間を当該労務者としての在職期間とみなす。

一　第二条第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる者に該当する労務者

二　前号に掲げる者に準ずる労務者として政令で定める者

3　前項の在職期間の合算は、第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間及びその期間の前の同項各号に掲げる者としての在職期間が、いずれも前後引き続いている場合に限り行なうものとする。

4　第二項各号に該当する者として在職した者が、当該在職の在職期間の終了の日又はその翌日（当該翌日及びこれに引き続く日が政令で定める勤務を要しない日であるときは、当該勤務を要しない日の翌日）に同項各号に掲げる者となつたものであるときは、その前後の同項各号に掲げる者としての在職期間は、引き続いたものとみなす。

5　前三項に定めるもののほか、在職期間の合算に関して必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十七条第一項中「第十四条又は前条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「又はこれに相当する労務者であつて政令で定める者」を削る。

第十八条第二項第二号中「旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条」を「第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労務者、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労務者又は同条」に改める。

附則第三項中「五年」を「十年」に改める。

### 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の日の前日までにこの法律による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第十四条若しくは第十六条第一項の離職を余儀なくされた者又は業務上死亡した者に係る特別給付金は、なお従前の例により支給することができる。ただし、当該離職を余儀なくされた者の当該離職に係る在職期間が、この法律による改正後の法第十五条第二項の規定により、この法律の施行の日以後における特別給付金の支給に関して、法第二条第一号に掲げる者に該当する労務者としての在職期間に合算される場合は、この限りでない。

3　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十八号）の施行前にすでに同法による改正前の法第十四条の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者に対し、当該特別給付金の支給の基礎となつた在職について、この法律による改正後の法第十五条の規定によりさらに特別給付金を支給することができる場合には、当該すでに支給した特別給付金は、この法律による改正後の同条の規定による特別給付金の内払とみなす。

（内閣総理・大蔵・労働大臣署名）

---

## 法律第九十二号（昭三八・五・二四）

## ◎屋外広告物法の一部を改正する法律

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「都道府県は」の下に「、条例で定めるところにより」を加える。

第七条に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物がはり紙であるときは、その違反に係るはり紙をみずから除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、そのはり紙が、条例で定める適用除外例に明らかに該当しないと認められるにかかわらず、はることを禁止された場所にはられているとき、条例で定める行政庁の許可を受けるべき場合に明らかに該当すると認められるにかかわらず、その許可を受けないではられているとき、その他そのはり紙が第三条から第五条までの規定に基づく条例に明らかに違反してはられていると認められるとき

に限る。

附　則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

（建設・自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第九十三号（昭三八・五・二四）

## ◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「日下部簡易裁判所」を「山梨簡易裁判所」に、「石動簡易裁判所」を「小矢部簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「富山県西礪波郡石動町」を「小矢部市」に、「小倉市」を「北九州市小倉区」に、「八幡市」を「北九州市八幡区」に、「門司市」を「北九州市門司区」に改める。

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「小金井市」を「小金井市　小平市」に改め、「小平町」を削り、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「中郡の内　西秦野町」及び同表川口簡易裁判所の管轄区域の欄中「美園村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩舟村」を「岩舟町」に、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「野木村」を「野木町」に改め、同表足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「足利郡」を削り、同表日下部簡易裁判所の名称の欄中「日下部」を「山梨」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「登美丘町」を削り、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「千種区」を「千種区　守山区」に改め、同表春日井簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を削り、同表石動簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 小矢部 | 富山県の内<br>小矢部市<br>西礪波郡の内<br>福岡町 |

同表直方簡易裁判所の項、小倉簡易裁判所の項、折尾簡易裁判所の項及び門司簡易裁判所の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 直方 | 福岡県の内<br>直方市<br>北九州市の内<br>八幡区大字木屋瀬、野面、笹田及び金剛<br>鞍手郡 |
| 小倉 | 福岡県の内<br>北九州市の内<br>小倉区　八幡区（大字木屋瀬、野面、笹田、金剛、折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑を除く）戸畑区　若松区 |
| 折尾 | 福岡県の内<br>北九州市の内<br>八幡区大字折尾、本城、陣原、則松、永犬丸、香月、楠橋、馬場山及び畑<br>中間市　遠賀郡 |
| 門司 | 福岡県の内<br>北九州市の内<br>門司区 |

同表白石簡易裁判所の管轄区域の欄中「有明村」を「有明町」に、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊王島村」を「伊王島町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「深江村」を「深江町」に、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇久町」を「宇久町　江迎町　鹿町町　佐々町　小佐々町　吉井町　世知原町」に改め、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「江迎町　鹿町町　佐々町　小佐々町　吉井町　世知原町」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「栖本村」を「栖本町」に、「姫戸村」を「姫戸町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「与論村」を「与論町」に改め、同表青森簡易裁判所の管轄区域の欄中「野内村」を削り、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌向村」を「南幌町」に、同表倶知安簡易裁判所の管轄区域の欄中「京極村」を「京極町」に改め、同表根室簡易裁判所の管轄区域の欄中「野付郡」を削り、同表標津簡易裁判所の管轄区域の欄中「標津郡」を「標津郡　野付郡」に、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴南村」を「琴南町」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十八年六月一日から施行する。

2　この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

（法務・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第九十四号（昭三八・六・一）

## ◎砂防法の一部を改正する法律（参法）

砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

**第三条ノ二**　此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ従ヒ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三条ノ二の規定は、昭和三十八年一月一日以後に発生した災害に関し適用する。

（治水特別会計法の一部改正）

2　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「砂防設備」の下に「（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）」を加え、「同条」を「法第二条」に改める。

第四条第一項第二号中「砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項」を「砂防法第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）」に改める。

◆

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

## 法律第九十五号（昭三八・六・一）

### ◎計量法施行法の一部を改正する法律

計量法施行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2　次条及び第八条に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、次の各号に掲げる計量については、当分の間は、新法による法定計量単位とみなす。

一　日本国内に住所又は居所を有しない者その他政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における計量であつて政令で定めるもの

二　航空機の運航に関する計量その他の航空に関する計量であつて政令で定めるもの

三　輸出すべき貨物に関する計量であつて政令で定めるもの

四　計量をするための器具、機械又は装置に関する計量であつて政令で定めるもの

附　則

この法律は、昭和三十九年一月一日から施行する。

◆

（通商産業・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第九十六号（昭三八・六・七）

### ◎地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「その他の建設事業」の下に「（高等学校の施設の建設事業を除く。）」を加える。

第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（都道府県が住民にその負担を転嫁してはならない経費）

**第二十七条の三**　都道府県は、当該都道府県立の高等学校の施設の建設事業費について、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

附則第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（鉱害復旧事業に係る地方債の特例）

**第三十三条の三**　地方公共団体が地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費又は都道府県が同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費については、第五条の規定にかかわらず、当分の間、地方債をもつてその財源とすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定及び第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に一条を加える改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の地方財政法（以下この項において「新法」という。）第二十七条第一項の規定は、都道府県がこの法律の公布の日までに改正前の地方財政法第二十七条の規定によりした処分で当該処分に基づく市町村の負担金額の支出が昭和三十九年四月一日以後になされるものに、新法第二十七条の三の規定は、この法律の公布の日までになされた都道府県と住民との契約に基づいて住民に負担させる場合でその契約の履行が昭和三十九年四月一日以後になされるものについては、適用しない。

（地方交付税法の一部改正）

3　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中

「(4)　国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起した地方債で自治大臣の指定するもの（以下「特殊土じよう対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金」

を

「(4)　国庫の負担金を受けて施行した特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行なう当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で自治大臣の指定するもの（以下「特殊土じよう対策事業債」という。）の当該年度における元利償還金

(5)　国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債（以下「鉱害復旧事業債」という。）の当該年度における元利償還金」

に、「及び特殊土じよう対策事業債」を「、特殊土じよう対

策事業債及び鉱害復旧事業債」に改める。

4　前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

---

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第九十七号（昭三八・六・七）

## ◎石炭鉱害賠償担保等臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　鉱害賠償の担保の積立て等（第四条―第十一条）
第三章　鉱害賠償基金
第一節　総則（第十二条―第十八条）
第二節　役員及び職員（第十九条―第二十九条）
第三節　業務（第三十条―第三十三条）
第四節　財務及び会計（第三十四条―第四十二条）
第五節　監督（第四十三条・第四十四条）
第六節　補則（第四十五条）
第四章　雑則（第四十六条・第四十七条）
第五章　罰則（第四十八条―第五十四条）
附則

### 第一章　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、石炭鉱業及び亜炭鉱業による鉱害の賠償を担保し、及び促進することにより、被害者の保護を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「鉱業権」又は「租鉱権」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権又は租鉱権をいい、「鉱業権者」、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権を有する者をいい、「鉱区」、「採掘鉱区」又は「租鉱区」とは、石炭又は亜炭を目的とする鉱業権、採掘権又は租鉱権の鉱区、採掘鉱区又は租鉱区をいう。

2　この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害をいう。

（行為の効力の承継）

**第三条**　この法律の規定によつてした処分及び鉱業権者、租鉱権者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

### 第二章　鉱害賠償の担保の積立て等

（積立て）

**第四条**　鉱業権者又は租鉱権者は、毎年度、その鉱区又は租鉱区について第四項又は第五項の規定により通商産業局長が算定する額の金銭（以下「鉱害賠償積立金」という。）の積立てをしなければならない。

2　前項の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償基金（以下「基金」という。）にしなければならない。

3　鉱害賠償積立金は、基金が管理する。

4　鉱業権者の鉱害賠償積立金の額は、当該鉱区に関する鉱害（この法律の施行前に行なわれた作業によるものを除く。以下この章において同じ。）であつて、第一号（当該年度開始前に鉱業権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。以下この条から第七条までにおいて同じ。）があつた場合にあつては、第二号）に掲げる鉱害に相当するもののうち、第三号から第五号まで（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、第三号から第六号まで）に掲げる鉱害に相当するもの以外のもの（当該年度開始後に鉱業権の移転があつた場合における鉱業権者の承継人にあつては、その移転の日以後に発生することが予想される当該鉱区に関する鉱害（当該鉱区に租鉱権が設定されている場合にあつては、当該租鉱権者の当該年度の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害に相当するものを除く。））を基礎とし、通商産業大臣の定める基準に従い、その鉱害の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長が算定して通知する額とする。

一　当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

二　最近の鉱業権の移転の日以後当該年度開始前に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

三　鉱業権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害（次号及び第五号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号から第六号まで）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

四　当該年度開始前に賠償債務が消滅した鉱害（当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号及び第六号）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

五　臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第二条第二項に規定する復旧工事（以下「復旧工事」という。）であつて当該年度開始前に完了したものにより復旧された鉱害（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

六　当該鉱区に設定された租鉱権の租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害及び当該年度の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となる鉱害（当該租鉱権の消滅（鉱区の減少による場合を除く。）があつた場合にあつては、その消滅の日以後に発生し、又は発生することが予想されるものを除く。）

5　租鉱権者の鉱害賠償積立金の額は、当該租鉱区に関する鉱害であつて、前項第一号に掲げる鉱害に相当するもののうち、租鉱権者の当該年度開始前の鉱害賠償積立金の額の算定の基礎となつた鉱害（同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）並びに同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のもの（当該年度開始後に租鉱権の設定があつた場合における租鉱権者にあつては、その設定の日以後に発生することが予想される当該租鉱区に関する鉱害）を基礎とし、通商産業大臣の定める基準に従い、その鉱害の賠償に要する費用の額の二分の一をこえない範囲内において通商産業局長

が算定して通知する額とする。

（被害者の弁済を受ける権利）

**第五条**　鉱害に係る被害者は、鉱害賠償請求権に関し、当該鉱区又は租鉱区に係る鉱害賠償積立金であつて基金に積み立てられたもの（次条第一項から第三項までの規定により取りもどすことができる額に相当するものを除く。）につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2　前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。

（取りもどし）

**第六条**　鉱業権者又は鉱業権の消滅若しくは移転により鉱業権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該鉱区に関する鉱害であつて、第一号（鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者にあつては、第二号）に掲げる鉱害に相当するもののうち、第三号及び第四号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、第三号から第五号まで）に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、第四条第四項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

一　当該年度開始前（当該鉱業権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後当該年度開始前）に発生した鉱害及び当該年度開始後に発生することが予想される鉱害

二　鉱業権者でなくなつた日の前日まで（当該鉱業権が移転により取得されたものである場合にあつては、その取得の日以後鉱業権者でなくなつた日の前日まで）に発生した鉱害

三　当該年度開始前（鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者にあつては、鉱業権者でなくなつた日の前日まで。以下次号において同じ。）に賠償債務が消滅した鉱害（当該鉱害に係る賠償請求権が時効により消滅したものを含み、次号（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号及び第五号）に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

四　復旧工事であつて当該年度開始前に完了したものにより復旧された鉱害（当該鉱区に租鉱権の設定があつた場合にあつては、次号に掲げる鉱害に相当するものを除く。）

五　第四条第四項第六号に掲げる鉱害

2　租鉱権者又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、第四条第四項第一号に掲げる鉱害に相当するもののうち、同項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

3　租鉱権の消滅（鉱業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除く。以下同じ。）により租鉱権者でなくなつた者は、その積み立てている鉱害賠償積立金の残額が、当該租鉱区に関する鉱害であつて、その消滅の日までに発生したもののうち、第四条第四項第四号及び第五号に掲げる鉱害に相当するもの以外のものを基礎とし、同条第五項の規定による鉱害賠償積立金の額の算定の例により、通商産業局長が算定する金額をこえる場合は、そのこえる金額に相当する額の鉱害賠償積立金を取りもどすことができる。

4　第四条第一項の積立てをした者は、前三項の規定により鉱害賠償積立金を取りもどすことができる場合を除き、その鉱害賠償積立金を取りもどすことができない。

5　第一項から第三項までの規定により鉱害賠償積立金を取りもどそうとする者は、基金に対して払渡しの請求をしなければならない。

（権利の承継等）

**第七条**　鉱業権の移転若しくは租鉱権の設定又は租鉱権の消滅があつた場合において、鉱業権の移転により鉱業権者となつた者若しくは租鉱権者又は租鉱権の消滅に係る鉱区の鉱業権者が、前条第一項又は第三項の規定により鉱業権の移転により鉱業権者でなくなつた者若しくは租鉱権の設定に係る鉱区の鉱業権者又は租鉱権の消滅により租鉱権者でなくなつた者が取りもどすことができる鉱害賠償積立金に関する権利を承継することにつきこれらの者の同意を得て、通商産業省令で定めるところにより通商産業局長に届出をしたときは、その鉱害賠償積立金は、その届出をした者が第四条第一項の規定により積立てをしたものとみなす。

**第八条**　鉱害賠償積立金に関する権利義務は、相続その他の一般承継があつたときは、鉱業権又は租鉱権とともに移転する。

（鉱業権の取消し等）

**第九条**　通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなければならない採掘権者又は租鉱権者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による施業案の認可又はその変更の認可の申請をした場合において、当該採掘権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該採掘鉱区又は租鉱区について同項の認可をしてはならない。

2　通商産業局長は、第四条第一項の積立てをしなければならない鉱業権者又は租鉱権者がその積立てをしていないときは、当該鉱区又は租鉱区について、その事業の停止を命じ、又は鉱業権若しくは租鉱権を取り消すことができる。

3　鉱業法第四十条（命令の手続）の規定は、前項の規定による取消しに準用する。

（鉱業法の適用除外）

**第十条**　鉱業法第六章第二節（担保の供託）の規定は、鉱業権者及び租鉱権者並びにこの法律の施行後に鉱業権者でなくなつた者及び租鉱権者でなくなつた者については、適用しない。

（利息）

**第十一条**　基金は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害賠償積立金に利息を付さなければならない。

## 第三章　鉱害賠償基金

### 第一節　総則

（目的）

**第十二条**　基金は、鉱害の賠償を担保し、及び促進するため、鉱害の賠償のための担保の管理及び鉱害の賠償に必要な資金の貸付けその他の業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

**第十三条**　基金は、法人とする。

（事務所）

**第十四条**　基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2　基金は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

**第十五条**　基金の資本金は、三億円とし、政府がその全額を出資する。

（登記）

**第十六条**　基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対

抗することができない。

（名称の使用制限）

**第十七条**　基金でない者は、鉱害賠償基金という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

**第十八条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、基金について準用する。

### 第二節　役員及び職員

（役員）

**第十九条**　基金に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

**第二十条**　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、基金の業務を監査する。

（役員の任命及び任期）

**第二十一条**　理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3　役員の任期は、四年とする。

4　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

**第二十二条**　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　政党の役員

（役員の解任）

**第二十三条**　通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2　理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

**第二十四条**　通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2　理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

（役員の兼職禁止）

**第二十五条**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

**第二十六条**　基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

（代理人の選任）

**第二十七条**　理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

**第二十八条**　基金の職員は、理事長が任命する。

（役員等の地位）

**第二十九条**　基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三節　業務

（業務の範囲）

**第三十条**　基金は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　鉱害の賠償のための担保の管理

二　鉱害の賠償（復旧工事の施行を含む。）に必要な資金の貸付け

三　前二号の業務に関連して必要な鉱害復旧事業団の業務の調整

四　前各号の業務に附帯する業務

（業務の委託）

**第三十一条**　基金は、通商産業大臣の認可を受けて、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団又は金融機関に対し、前項第一号又は第二号に掲げる業務（これらの業務に附帯するものを含む。）の一部を委託することができる。

2　前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、同項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

**第三十二条**　基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、鉱害賠償積立金の出納及びその利息に関する事項その他の鉱害の賠償のための担保の管理に関する業務の方法、貸付金の利率、償還期限、すえおき期間、償還の方法、担保に関する事項その他の貸付けに関する業務の方法及び業務の委託の要領等を記載しなければならない。

（貸付金の償還請求）

**第三十三条**　基金は、第三十条第二号に規定する資金の貸付けを行なつた場合において、当該貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、いつでも、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一　正当な理由がなくて貸付金の償還を怠つた場合

二　貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合

三　正当な理由がなくて貸付けの条件に違反した場合その他通商産業省令で定める場合

### 第四節　財務及び会計

（事業年度）

**第三十四条**　基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

**第三十五条**　基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

**第三十六条**　基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び

決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

**第三十七条**　基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び鉱害賠償基金債券）

**第三十八条**　基金は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は鉱害賠償基金債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　基金は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行、償還、利子の支払その他の債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6　第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（準備金）

**第三十九条**　基金は、積み立てられた鉱害賠償積立金の残額と附則第十条第一項の規定により取りもどした金銭及び国債並びに同条第二項又は第三項の規定により納付された金銭及び国債の残額との合計額に通商産業省令で定める率を乗じて得た金額以上の額の金銭を準備金として資金運用部に預託しておかなければならない。

2　前項の規定により預託している金銭に対し基金が有する権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による差押えの場合は、この限りでない。

（余裕金の運用）

**第四十条**　基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　資金運用部への預託

三　銀行への預金又は郵便貯金

四　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

**第四十一条**　基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

**第四十二条**　この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

### 第五節　監督

（監督）

**第四十三条**　基金は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

**第四十四条**　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは第三十一条第一項の規定により業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第六節　補則

（大蔵大臣との協議）

**第四十五条**　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十五条又は第三十八条第一項若しくは第二項ただし書の認可（第三十一条第一項の認可にあつては、金融機関に対し委託する場合におけるものに限る。）をしようとするとき。

二　第四十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第三十六条第一項又は第四十一条の承認をしようとするとき。

四　第四十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

## 第四章　雑則

（報告及び検査）

**第四十六条**　通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項若しくは第六条第一項から第三項まで又は附則第十条第三項に規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　通商産業局長は、第四条第四項若しくは第五項又は第六条第一項から第三項までに規定する算定を行なうため必要があると認めるときは、土地若しくは建物その他の物件の所有者若しくは占有者又は被害者に対し、必要な報告をさせることができる。

3　第四十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査に準用する。

（審査請求等についての鉱業法の準用）

**第四十七条**　鉱業法第百七十一条から第百七十七条まで（聴聞手続等）の規定は、この法律又はこれに基づく命令の規定による通商産業局長の処分についての審査請求に、同法第百八十条（審査請求と訴訟との関係）の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。

## 第五章　罰則

**第四十八条**　第九条第二項の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

**第四十九条**　第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

**第五十条**　第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第五十一条**　第四十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の罰金に処する。

**第五十二条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第五十三条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第三十条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつたとき。

五　第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六　第四十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

**第五十四条**　第十七条の規定に違反して鉱害賠償基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

### 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（廃止）

**第二条**　この法律は、昭和四十七年七月三十一日までに廃止するものとする。

（基金の設立）

**第三条**　通商産業大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

**第四条**　通商産業大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、基金の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

**第五条**　附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第六条**　基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

**第七条**　この法律の施行の際現に鉱害賠償基金という名称を用いている者については、第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第八条**　基金の最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

**第九条**　基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

**第十条**　基金は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際現に鉱業法第百十七条第一項の規定により供託されている金銭（金銭に代えて供託されている国債並びに鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第三十七条の規定により同項の規定により供託されたものとみなされた金銭及び国債を含む。）及びその利息を取りもどすことができる。

2　鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱業法第百十七条第一項の規定により供託すべき金銭であつてこの法律の施行の日の前日までに供託していないものがあるときは、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定による供託に代えてその額に相当する額の金銭を基金に納付しなければならない。この場合において、納付すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつて代えることができる。

3　鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者は、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、通商産業省令で定めるところにより、昭和三十八年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が鉱区又は租鉱区ごとに算定する額の金銭を基金に納付しなければならない。

4　第一項の規定により取りもどし、又は第二項若しくは前項の規定により鉱業権者若しくは租鉱権者若しくは鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者から納付された金銭及び国債は、基金が管理する。

**第十一条**　鉱業法第五十五条第五号（鉱業権の取消し）、第五十六条及び第八十三条第二項において準用する第四十条（命令の手続）、第八十三条第一項第四号（租鉱権の取消し）並びに第百二十条（事業の停止）の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金銭を納付しなければならない者に、同法第百十八条（被害者の権利）、第百十九条（取りもどし）及び第百二十一条（権利の移転）の規定は、前条第四項の規定により基金が管理する金銭及び国債に準用する。

2　鉱業法第九条（権利義務の承継）及び第十条（行為の効力の承継）の規定は、前条第二項及び第三項並びに前項において準用する同法の規定に規定する鉱業権者又は租鉱権者の権利義務並びにこれらの規定によつてした手続その他の行為に準用する。

**第十二条**　供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条及び第四条ただし書（利息等）の規定は、附則第十条第一項又は第二項若しくは第三項の規定により基金が取りもどし、又は基金に納付された金銭又は国債に準用する。

**第十三条**　附則第十一条第一項において鉱業法第百二十条を準用する場合の違反については、同法第百九十二条及び第百九十四条（罰則）の規定を準用する。

（登録税法の一部改正）

**第十四条**　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「、鉱害賠償基金」を、「臨時石炭鉱害復旧法」の下に「、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

**第十五条**　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害復旧事業団」の下に「又ハ鉱害賠償基金」を加える。

（所得税法の一部改正）

**第十六条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

**第十七条**　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「海外経済協力基金」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

**第十八条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金」の下に「、鉱害賠償基金」を加える。

（法務・大蔵・通商産業・自治・内閣総理大臣署名）

---

## **法律第九十八号**（昭三八・六・七）

## ◎臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（復旧工事の特例）

**第二条の二**　鉱害が生じている土地の本来有していた効用を回復することが著しく困難又は不適当と認められる場合において、これに代えて当該効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事であつて政令で定めるもの及びこれに附帯する工事は、この法律の適用については、復旧工事とみなす。

第四十八条第二項中「次条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第四十八条の二**　通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者がその鉱区又は租鉱区に係る事業を廃止した場合において、当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害が生じている地域の全部又は一部につき、その鉱害を急速に復旧することが特に必要であると認めるときは、その地域を鉱害の復旧を促進すべき地域として指定することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による地域の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

3　第一項の規定による地域の指定があつた場合において、当該地域内において農地及び農業用施設又は家屋等について生じている鉱害に係る被害者がその鉱害を復旧することにつきそれぞれその鉱害に係る被害者の総数の三分の二以上の同意を得たときは、当該被害者は、その同意書及び鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九条又は鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第三十五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責めに任ずべき者（以下「賠償義務者」という。）の当該鉱害を復旧することについての同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附して、事業団に対し、その地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定すべき旨を申し出ることができる。

4　事業団は、前項の規定による申出があつたときは、その申出を考慮して前条第一項の規定による地区の選定を行なわなければならない。

5　事業団は、第三項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る地域を前条第一項の復旧工事に着手すべき地区として選定しないこととしたときは、遅滞なく、理由書を添附して、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四十九条第一項中「前条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第三項中「前項の規定により公共施設の復旧工事に関し見込納付金額又は」を「前項の場合において、公共施設の復旧を目的とする復旧工事に関し、同項の規定により見込納付金額若しくは」に改め、「記載しようとするとき」の下に「又は次条第一項の規定により納付金を納付すべき者が存しなくなつているとき」を加える。

第五十条第一項中「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百九条又は鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第三十五条第二項若しくは第三項の規定により鉱害を賠償する責に任ずべき者（以下「賠償義務者」という。）」を「賠償義務者」に改める。

第五十一条第一項第一号中「当該賃貸価格がない農地」の下に「又は当該賃貸価格によることが不相当と認められる農地」を加え、「価格とし、」を「価格とする。」に改め、「当該賃貸価格が鉱害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。」を削り、「二千を下らず五千」を「五千を下らず一万」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第一号から第三号まで及び前号の規定にかかわらず、鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように工事が施行される土地については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金、都道府県の補助金並びに第五十二条の負担金を控除した残額

第五十二条に次のただし書を加える。

ただし、賠償義務者が存しなくなつている場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額の範囲内において被害者が受ける利益については、この限りでない。

第五十三条の二第一項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつたとき」の下に「、又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関し賠償義務者が存しなくなつているとき」を加え、同条第二項中「賠償義務者又は」を「賠償義務者若しくは」に、「又は負担金の額」を「若しくは負担金の額又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」に改める。

第五十六条第四項中「目的とするものであるとき」の下に「（第六項に規定するときを除く。）」を加え、同条第五項中「目的とするものであるとき」の下に「（次項に規定するときを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　第一項の実施計画が鉱害が生じている土地の本来有していた効用以外の効用を有する土地の属する地目の土地として通常有すべき効用を具備するように当該土地について施行する工事に係るものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その鉱害に係る被害者の同意書を添附しなければならない。

第七十三条第一項中「復旧」の下に「（農地の復旧に

あつては、その本来有していた効用の回復に限る。以下第七十五条及び第九十四条第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「損害賠償請求権」の下に「（賠償義務者が存しなくなつている場合において、その賠償義務者が存するものとしたときにその者に対して有すべきこととなるものを含む。以下同じ。）」を加える。

第九十四条第五項中「賠償義務者若しくは」に、「納付金又は」を「納付金若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「要しなくなつた場合」の下に「又は家屋等の復旧を目的とする復旧工事に関し賠償義務者が存しなくなつている場合」を、「負担金の額」の下に「又は賠償義務者が存するものとしたときにその者が第五十条第一項の規定により納付すべきこととなる納付金の額」を加える。

第九十七条の見出し中「事務経費」を「事務経費等」に改め、同条第二項中「事務経費の一部」の下に「並びに賠償義務者又は第五十二条の受益者が第五十二条の二の規定により納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなくなつた場合及び賠償義務者が存しなくなつている場合における第七十三条第六項、第七十四条第六項若しくは第七項又は第七十七条第四項の規定による支払に要する費用」を加え、「であつて、第二条第三項に規定する事務費に対するもの」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（鉱害調査員）

**第九十七条の二**　鉱害の原因、賠償責任の範囲その他の鉱害に関する事項について、科学技術による調査を行なわせるため、通商産業省に鉱害調査員を置く。

2　鉱害調査員は、非常勤とする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、改正後の第九十七条第二項の規定は、昭和三十八年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

（大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第九十九号（昭三八・六・八）

## ◎地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中

「第九章　財務
　第一節　財産及び営造物
　第二節　収入
　第三節　支出
　第四節　予算
　第五節　出納及び決算
　第六節　雑則
第十章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係
第十一章　大都市に関する特例
第十二章　補則」

を

「第九章　財務
　第一節　会計年度及び会計の区分
　第二節　予算
　第三節　収入
　第四節　支出
　第五節　決算
　第六節　契約
　第七節　現金及び有価証券
　第八節　時効
　第九節　財産
　　第一款　公有財産
　　第二款　物品
　　第三款　債権
　　第四款　基金
　第十節　住民による監査請求及び訴訟
　第十一節　雑則
第十章　公の施設
第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係
第十二章　大都市に関する特例
第十三章　補則」

に、「第四章　財産区」を

「第四章　財産区
第五章　地方開発事業団
　第一節　総則
　第二節　組織
　第三節　財務
　第四節　雑則」

に改める。

第一条の二第三項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第二条第三項第四号から第六号までの各号中「営造物」を「施設」に改め、同項第八号中「罹災者の救護等」を「罹災者の救護、交通安全の保持等」に改め、同項第二十一号中「地方税、使用料（普通地方公共団体の経営する企業の徴収する料金を含む。以下同じ。）、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徴収する」を「地方税を賦課徴収し、又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料を徴収する」に改め、同項第二十二号中「基本財産又は減債基金その他積立金穀等」を「基金」に改め、同条第五項第四号中「営造物」を「施設」に改める。

第十条第二項中「この法律」を「法律」に、「財産及び営造物を共用する」を「役務の提供をひとしく受ける」に改める。

第十二条第一項及び第七十四条第一項中「地方税、」を「地方税の賦課徴収並びに」に、「手数料の賦課徴収」を「手数料の徴収」に改める。

第七十五条第一項中「当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、出納その他の」を削り、同条第四項を削る。

第九十六条第一項第二号中「歳入歳出予算」を「予算」に改め、同項第三号中「決算報告」を「決算」に改め、同項第四号中「地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の賦課徴収」を「地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十

三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「訴訟」を「訴えの提起」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第五号から第九号までを次のように改める。

五　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六　条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七　前号に定める場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

八　負担附きの寄附又は贈与を受けること。

九　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

第九十七条第二項及び第百十二条第一項ただし書中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百二十二条中「予算に関する説明書」を「第二百十一条第二項に規定する予算に関する説明書」に改める。

第百三十八条の二中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百四十九条中第八号を削り、第七号を第九号とし、第一号から第六号までを次のように改める。

一　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

二　予算を調製し、及びこれを執行すること。

三　地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。

四　決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。

五　会計を監督すること。

六　財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七　公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八　証書及び公文書類を保管すること。

第百五十二条に次の一項を加える。

　前項の場合において、同項の規定により普通地方公共団体の長の職務を代理する者がないときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員がその職務を代理する。

第百五十八条第一項第一第二号、第二第一号、第三第一号、第四第一号及び第五第一号中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百七十条第一項を次のように改める。

　法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び収入役は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

　前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。

一　現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行なうこと。

二　小切手を振り出すこと。

三　有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管を行なうこと。

四　物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行なうこと。

五　現金及び財産の記録管理を行なうこと。

六　支出負担行為に関する確認を行なうこと。

七　決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

第百七十条に次の一項を加える。

　出納長若しくは収入役に事故がある場合又は出納長若しくは収入役が欠けた場合において、副出納長若しくは副収入役（前項の規定により出納長又は収入役の職務を代理すべき吏員を含む。以下本項において同じ。）にも事故があるとき、又は副出納長若しくは副収入役も欠けたときは、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員がその職務を代理する。

第百七十一条を次のように改める。

**第百七十一条**　出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

　出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

　出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

　普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

　前条第四項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。

　普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

第百七十六条第一項中「歳入歳出予算」を「予算」に改める。

第百八十条の五第一項各号列記以外の部分中「委員会」の下に「及び委員」を加え、同項に次の一号を加える。

四　監査委員

第百八十条の五第二項各号列記以外の部分中「及び委員」を削り、同項第六号を削り、同条第四項中「委員会の事務局」を「委員会若しくは委員の事務局」に改める。

第百八十条の六第一号中「歳入歳出予算を調製する」を「予算を調製し、及びこれを執行する」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「地方税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴収し」を「地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「及び証書類」を削り、同号を同条第四号とする。

第百九十五条を次のように改める。

**第百九十五条**　普通地方公共団体に監査委員を置く。

　監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより三人又は二人とし、町村にあつては条例の定めるところにより二人又は一人とする。

第百九十六条第一項を次のように改める。

　監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が四人のときは二人又は一人、三人以内のときは一人とするものとする。

第百九十六条第三項を次のように改める。

　知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

第百九十七条本文を次のように改める。

　監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちか

ら選任される者にあつては三年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。

第百九十九条第一項中「監査委員は、」の下に「普通地方公共団体の財務に関する事務の施行及び」を加え、「及び普通地方公共団体の出納その他の事務の執行」を削り、同条第二項中「監査をするに当つては、」を「前項の規定による監査をするにあたつては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び」に改め、「及び当該普通地方公共団体の出納その他の事務の執行」を削り、同条第四項中「自治大臣」を「主務大臣」に、「議会若しくは長の要求があるときは、臨時に」を「長から当該普通地方公共団体の事務又は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行に関し監査の要求があつたときは」に改め、同条第六項中「監査委員は」の下に「、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは」を加え、「資本金の一部を出資」を「出資」に改め、同条第八項中「自治大臣」の下に「、主務大臣」を加え、同条第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

　監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

第百九十九条の二の次に次の一条を加える。

**第百九十九条の三**　監査委員は、その定数が四人又は三人の場合にあつては知識経験を有する者のうちから選任される監査委員の一人を、二人の場合にあつては知識経験を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

　代表監査委員は、監査委員に関する庶務を処理する。

　代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が四人又は三人の場合にあつては代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合にあつては他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条を次のように改める。

**第二百条**　都道府県の監査委員に事務局を置く。

　市の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

　事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

　事務局を置かない市及び町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

　事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員（監査委員の定数が一人の場合にあつては、監査委員。次条において同じ。）がこれを任免する。

　事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

　事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第百八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

第二百一条中「監査委員に」の下に「、第百五十三条第一項の規定は代表監査委員に」を加え、「第二項及び」を削り、「事務を補助する」を「事務局長、」に改める。

第二百四条第一項中「委員会の事務局長」の下に「若しくは書記長、委員の事務局長」を加える。

第二百七条中「、第百十条第四項及び第二百十七条第三項」を「及び第百十条第四項」に改める。

第九章を次のように改める。

## 第九章　財務

### 第一節　会計年度及び会計の区分

（会計年度及びその独立の原則）

**第二百八条**　普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2　各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（会計の区分）

**第二百九条**　普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2　特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

### 第二節　予算

（総計予算主義の原則）

**第二百十条**　一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（予算の調製及び議決）

**第二百十一条**　普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようにしなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

（継続費）

**第二百十二条**　普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。

2　前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

（繰越明許費）

**第二百十三条**　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（債務負担行為）

**第二百十四条**　歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（予算の内容）

**第二百十五条**　予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

一　歳入歳出予算
二　継続費
三　繰越明許費
四　債務負担行為
五　地方債
六　一時借入金
七　歳出予算の各項の経費の金額の流用

（歳入歳出予算の区分）

**第二百十六条**　歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

（予備費）

**第二百十七条**　予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

2　予備費は、議会の否決した費途に充てることができない。

（補正予算、暫定予算等）

**第二百十八条**　普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

2　普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。

3　前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4　普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（予算の送付、報告及び公表）

**第二百十九条**　普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちにこれを都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

（予算の執行及び事故繰越し）

**第二百二十条**　普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

2　歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3　繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（予算の執行に関する長の調査権等）

**第二百二十一条**　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2　普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3　前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行なう等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるものにこれを準用する。

（予算を伴う条例、規則等についての制限）

**第二百二十二条**　普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

2　普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

### 第三節　収入

（地方税）

**第二百二十三条**　普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

（分担金）

**第二百二十四条**　普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

（使用料）

**第二百二十五条**　普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（旧慣使用の使用料及び加入金）

**第二百二十六条**　市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

（手数料）

**第二百二十七条**　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

2　普通地方公共団体は、他の法律に定める場合のほか、政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体の長又は委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

3　前項の手数料は、当該普通地方公共団体の収入とする。

（分担金等に関する規制及び罰則）

**第二百二十八条**　分担金、使用料、加入金及び前条第一項の手数料に関する事項については条例で、同条第二項の手数料に関する事項については法律又はこれに基づく政令に定めるものを除くほか、規則でこれを定めなければならない。

2　詐偽その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は前条第一項の手数料の徴収を免れた者については条例で、同条第二項の手数料の徴収を免れた者については規則で、その徴収を免れた金額の五

倍に相当する金額以下の過料を科する規定を設けることができる。

3　前項に定めるものを除くほか、分担金、使用料、加入金及び前条第一項の手数料の徴収に関しては条例で、同条第二項の手数料の徴収に関しては規則で一万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）

**第二百二十九条**　第百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2　前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3　分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4　普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6　第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

（地方債）

**第二百三十条**　普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起こすことができる。

2　前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。

（歳入の収入の方法）

**第二百三十一条**　普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（証紙による収入の方法等）

**第二百三十一条の二**　普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。

2　証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもつて歳入とする。

3　証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入は、第二百三十五条の規定により金融機関が指定されている場合においては、政令の定めるところにより、口座振替の方法により又は証券をもつてこれを納付することができる。

4　前項の規定により納付された証券を支払の呈示期間内又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があつたときは、当該歳入は、はじめから納付がなかつたものとみなす。この場合における当該証券の処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5　証紙による収入の方法によるものを除くほか、普通地方公共団体の歳入については、第二百三十五条の規定により金融機関を指定していない市町村においては、政令の定めるところにより、納入義務者から証券の提供を受け、その証券の取立て及びその取り立てた金銭による納付の委託を受けることができる。

（督促、滞納処分等）

**第二百三十一条の三**　分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3　普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4　第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5　普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6　第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7　普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9　第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10　第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

11　第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これをすることができる。

### **第四節**　支出

（経費の支弁等）

**第二百三十二条**　普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関が法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し、又は執行するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2　法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体又はその長、委員会若しくは委員若しくはこれらの管理に属する機関をして国の事務を処理し、管理し、又は執行させる場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（寄附又は補助）

**第二百三十二条の二**　普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

（支出負担行為）

**第二百三十二条の三**　普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（支出の方法）

**第二百三十二条の四**　出納長又は収入役は、普通地方公共団体の長の命令がなければ、支出をすることができない。

2　出納長又は収入役は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

**第二百三十二条の五**　普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

2　普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれをすることができる。

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

**第二百三十二条の六**　第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、出納長又は収入役は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2　前項の金融機関は、出納長又は収入役の振り出した小切手の呈示を受けた場合において、その小切手が振出日付から十日以上を経過しているものであつても一年を経過しないものであるときは、その支払をしなければならない。

### 第五節　決算

（決算）

**第二百三十三条**　出納長又は収入役は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4　普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。

5　普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決とあわせて、都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

（歳計剰余金の処分）

**第二百三十三条の二**　各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

### 第六節　契約

（契約の締結）

**第二百三十四条**　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4　普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5　普通地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6　競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

**第二百三十四条の二**　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2　普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（長期継続契約）

**第二百三十四条の三**　普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

### 第七節　現金及び有価証券

（金融機関の指定）

**第二百三十五条**　都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2　市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

**第二百三十五条の二**　普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2　監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3　監査委員は、前二項の規定による検査又は監査の結果を普通地方公共団体の議会及び長に報告しなければならない。

（一時借入金）

**第二百三十五条の三**　普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。

2　前項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、予算でこれを定めなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金は、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない。

（現金及び有価証券の保管）

**第二百三十五条の四**　普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2　債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

3　法令又は契約に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体が保管する前項の現金（以下「歳入歳出外現金」という。）には、利子を付さない。

（出納の閉鎖）

**第二百三十五条の五**　普通地方公共団体の出納は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖する。

### 第八節　時効

（金銭債権の消滅時効）

**第二百三十六条**　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4　法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第百五十三条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

### 第九節　財産

（財産の管理及び処分）

**第二百三十七条**　この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2　第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

### 第一款　公有財産

（公有財産の範囲及び分類）

**第二百三十八条**　この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一　不動産

二　船舶、浮標、浮桟（さん）橋及び浮ドック並びに航空機

三　前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四　地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五　特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六　株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券

七　出資による権利

2　公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3　行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（公有財産に関する長の総合調整権）

**第二百三十八条の二**　普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2　普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、公有財産を取得し、又は行政財産の用途を変更し、若しくは第二百三十八条の四第三項の規定による行政財産の使用の許可で当該普通地方公共団体の長が指定するものをしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

3　普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

（職員の行為の制限）

**第二百三十八条の三**　公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

（行政財産の管理及び処分）

**第二百三十八条の四**　行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的と

し、又はこれに私権を設定することができない。

2　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

3　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

4　前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、これを適用しない。

5　第三項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

**第二百三十八条の五**　普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2　普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

3　前項の規定により契約を解除した場合においては、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

4　普通地方公共団体の長が一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産を貸し付けた場合において、借受人が指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5　第二項及び第三項の規定は貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合に、前項の規定は普通財産を売り払い、又は譲与する場合にこれを準用する。

6　前項に定めるもののほか普通財産の売払いに関し必要な事項及び普通財産の交換に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（旧慣による公有財産の使用）

**第二百三十八条の六**　旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

2　前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の議決を経て、これを許可することができる。

（行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て）

**第二百三十八条の七**　第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2　第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3　第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない

---

場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4　普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6　行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

### 第二款　物品

（物品）

**第二百三十九条**　この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

一　現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
二　公有財産に属するもの
三　基金に属するもの

2　物品に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る物品（政令で定める物品を除く。）を普通地方公共団体から譲り受けることができない。

3　前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

4　前二項に定めるもののほか、物品の管理及び処分に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5　普通地方公共団体の所有に属しない動産で普通地方公共団体が保管するもの（使用のために保管するものを除く。）のうち政令で定めるもの（以下「占有動産」という。）の管理に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

### 第三款　債権

（債権）

**第二百四十条**　この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2　普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4　前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権
二　過料に係る債権
三　証券に化体されている債権（社債等登録法又は国債に関する法律の規定により登録されたものを含む。）
四　預金に係る債権
五　歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
六　寄附金に係る債権
七　基金に属する債権

### 第四款　基金

（基金）

**第二百四十一条**　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、

資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2　基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3　第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4　基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5　第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第四項の書類とあわせて議会に提出しなければならない。

6　基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

7　前五項に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

### 第十節　住民による監査請求及び訴訟

（住民監査請求）

**第二百四十二条**　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは当該怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填（てん）するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3　第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行ない、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により同項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

4　前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日から六十日以内にこれを行なわなければならない。

5　監査委員は、第三項の規定による監査を行なうにあたつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

6　第三項の規定による監査及び勧告についての決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

7　第三項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

（住民訴訟）

**第二百四十二条の二**　普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第三項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第七項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第三項の規定による監査若しくは勧告を同条第四項の期間内に行なわないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第七項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次の各号に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号の請求は、当該行為により普通地方公共団体に回復の困難な損害を生ずるおそれがある場合に限るものとし、第四号の請求中職員に対する不当利得の返還請求は、当該職員に利益の存する限度に限るものとする。

一　当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二　行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三　当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四　普通地方公共団体に代位して行なう当該職員に対する損害賠償の請求若しくは不当利得返還の請求又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に対する法律関係不存在確認の請求、損害賠償の請求、不当利得返還の請求、原状回復の請求若しくは妨害排除の請求

2　前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる期間内に提起しなければならない。

一　監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から三十日以内

二　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内

三　監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行なわない場合は、当該六十日を経過した日から三十日以内

四　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5　第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6　前四項に定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。

7　第一項第四号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払

を請求することができる。

### 第十一節　雑則

（私人の公金取扱いの制限）

**第二百四十三条**　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

（職員の賠償責任）

**第二百四十三条の二**　出納長若しくは収入役若しくは出納長若しくは収入役の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

一　支出負担行為

二　第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認

三　支出又は支払

四　第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

2　前項の場合において、その損害が二人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3　普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。ただし、同項前段の場合にあつてはその事実を知つた日から、同項後段の場合にあつてはその事実の発生した日から三年を経過したときは、賠償を命ずることができない。

4　前項本文の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見をきき、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

5　第三項本文の規定による決定又は前項後段の規定による意見の決定は、監査委員の定数が二人以上である場合においては、その合議によるものとする。

6　第三項の規定による処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

7　普通地方公共団体の長は、前項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

9　第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

（財政状況の公表等）

**第二百四十三条の三**　普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（普通地方公共団体の財政の運営に関する事項等）

**第二百四十三条の四**　普通地方公共団体の財政の運営、普通地方公共団体の財政と国の財政との関係等に関する基本原則については、この法律に定めるもののほか、別に法律でこれを定める。

（政令への委任）

**第二百四十三条の五**　歳入及び歳出の会計年度所属区分、予算及び決算の調製の様式、過年度収入及び過年度支出並びに翌年度歳入の繰上充用その他財務に関し必要な事項は、この法律に定めるもののほか、政令でこれを定める。

第二編中「第十二章　補則」を「第十三章　補則」に、「第十一章　大都市に関する特例」を「第十二章　大都市に関する特例」に、「第十章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」を「第十一章　国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に改め、第九章の次に次の一章を加える。

### 第十章　公の施設

（公の施設）

**第二百四十四条**　普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2　普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

**第二百四十四条の二**　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

4　普通地方公共団体は、公の施設の利用に関し、条例で一万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

**第二百四十四条の三**　普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3　前二項の協議については、関係普通地方公共団体

の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

**第二百四十四条の四**　普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

２　第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

３　普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

４　普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

５　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

６　公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二百四十五条の三を第二百四十五条とする。

第二百四十六条の三中「第二百四十五条の三」を「第二百四十五条」に改める。

第二百四十七条第二項中「前項」を「第百五十二条」に、「行う」を「代理する」に改め、同条第一項及び第五項を削る。

第二百五十条中「、第二百二十七条の借入金を除く外」を削り、「利息の定率」を「利率」に改める。

第二百五十一条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百五十二条の四第二項第四号中「物品若しくは」を削り、「営造物の設置、管理及び処分」を「公の施設の設置、管理及び廃止」に改める。

第二百五十二条の十一第四項前段中「委員会が行う」を「委員会が行なう関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び」に改め、「及び関係普通地方公共団体の出納その他の事務」及び「又は規約で定める普通地方公共団体に監査委員を置かないときは当該規約で定める普通地方公共団体の長」を削り、同項後段中「又は規約で定める普通地方公共団体の長で監査委員の職務を行なうもの」を削る。

第二百五十五条の四を第二百五十五条の五とし、第二百五十五条の三を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の二を第二百五十五条の三とし、第二百五十五条の次に次の一条を加える。

**第二百五十五条の二**　普通地方公共団体の長が過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

　普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

　普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

　過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については自治大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二百六十二条第二項中「若しくは第二百十三条第四項の規定による投票」を削る。

第二百六十三条の二第一項中「又は営造物」を削り、第二編中同条の次に次の一条を加える。

**第二百六十三条の三**　都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

第二百九十四条第一項中「営造物」を「公の施設」に、「管理及び処分」を「管理及び処分又は廃止」に改め、同条第二項中「営造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十五条中「営造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十六条の三第一項中「営造物」を「公の施設」に、「処分」を「処分又は廃止」に改め、同条第二項中「営造物」を「公の施設」に改める。

第二百九十六条の五第一項及び第二項中「営造物」を「公の施設」に、「処分」を「処分又は廃止」に改め、同条第三項中「営造物」を「公の施設」に、「賦課」を「徴収」に改め、同条第五項中「賦課」を「徴収」に改める。

第三編第四章の次に次の一章を加える。

## 第五章　地方開発事業団

### 第一節　総則

（設置）

**第二百九十八条**　普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務（当該普通地方公共団体の長の権限に属する国の事務を含む。）に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という。）を設けることができる。

一　住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む。）

二　前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用地その他の用地の取得又は造成

三　土地区画整理事業に係る工事

２　普通地方公共団体は、事業団を設けようとするときは、その議会の議決を経てする協議により規約を定め、都道府県又は都道府県及び市町村が設けようとする場合にあつては自治大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。設置団体（事業団の設置者たる普通地方公共団体をいう。以下同じ。）の数の増減又は事業団の規約の変更についても、また同様とする。

（規約）

**第二百九十九条**　事業団の規約には、次の各号に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一　名称

二　設置団体たる普通地方公共団体

三　事務所の位置

四　理事及び監事の定数

五　理事長、理事及び監事の選任及び解任の方法並びに任期

六　事業団の職員の身分取扱いに関する事項

七　事業団の経費の支弁の方法

八　設置団体の出資に関する事項

九　公告の方法

十　解散に伴う事業団の権利義務の承継に関する事項

（事業計画）

**第三百条**　設置団体は、その議会の議決を経てする協議により、事業団に委託すべき事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を決定しなければならない。

2　設置団体は、前項の規定により事業計画を決定したときは、これを事業団に通知しなければならない。

3　前項の規定により設置団体が事業計画を通知したときは、設置団体は、当該事業計画に係る事業の実施を当該事業計画の定めるところにより事業団に委託したものとする。

4　設置団体は、第一項の規定により事業計画を決定しようとするときは、あらかじめ事業団の意見をきかなければならない。

5　設置団体が事業計画を変更しようとするときは、前四項の規定の例による。

（事業計画の内容）

**第三百一条**　事業計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一　委託すべき事業の種類及びその内容並びに関係設置団体

二　財政計画

三　設置団体が負担すべき経費の負担区分

四　事業団が起こすことができる地方債の総額

五　事業団が起こす地方債の償還に関する事項

六　受託事業（前条第三項の規定により事業団に委託された事業をいう。以下同じ。）に係る施設又は土地の移管（当該移管に伴う設置団体への権利義務の引継ぎを含む。）又は処分に関する事項

七　その他必要な事項

（施設等の移管又は処分）

**第三百二条**　事業団は、第二百九十八条第一項第一号に掲げる事業（分譲住宅の建設を除く。）を完了したときは、当該事業に係る施設を設置団体又は設置団体の長に移管し、分譲住宅の建設又は同項第二号に掲げる事業を完了したときは、当該事業に係る住宅又は土地を処分し、又は設置団体若しくは設置団体の長に移管するものとする。

（事業団規則）

**第三百三条**　事業団は、法令に違反しない限りにおいて、その処理する事務に関し必要な事項について、事業団規則を制定することができる。

### 第二節　組織

（理事長等）

**第三百四条**　事業団に、理事長、理事及び監事（以下本条において「理事長等」という。）を置く。

2　理事長は、事業団を代表し、その事務を総理する。

3　理事は、規約の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の事務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4　理事長又は理事は、その権限に属する事務の一部を事業団の職員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

5　理事長又は理事は、事業団の職員を指揮監督する。

6　監事は、事業団の事務を監査する。

7　監事は、設置団体の長の要求があるときは、その要求に係る事項について監査しなければならない。

8　設置団体の長は、第百四十一条第二項の規定にかかわらず、当該事業団の常勤の理事長又は理事と兼ねることができる。

9　第百四十一条第一項、第百四十二条及び第百四十三条第一項前段の規定は理事長及び理事に、第五項、第百九十八条の二及び第百九十九条の二の規定は監事にこれを準用する。この場合において、第百九十八条の二第一項中「普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役」とあるのは、「理事長又は理事」と読み替えるものとする。

10　第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三条第二項及び第五項、第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。

（理事会）

**第三百五条**　事業団に理事会を置く。

2　理事会は、理事長及び理事をもつて組織する。

3　次の各号に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

一　事業団規則の制定

二　事業計画に対する意見の申出

三　毎事業年度の予算及び決算

四　第三百二条の規定による住宅又は土地の処分

五　その他事業団の事務に関する重要事項で事業団規則で定めるもの

4　理事会の運営に関し必要な事項は、事業団規則で定める。

（職員）

**第三百六条**　事業団の職員は、設置団体の長の補助機関たる職員のうちから、当該設置団体の長の同意を得て、理事長がこれを命ずる。

### 第三節　財務

（事業年度）

**第三百七条**　事業団の事業年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

（会計）

**第三百八条**　事業団の事業の経理は、会計を設けて行なうものとする。

2　第三百二条の規定により事業団が処分する住宅又は土地に係る事業及び第二百九十八条第一項第三号に掲げる事業（以下「特定事業」という。）の経理は、他の事業に係る経理と別に会計を設けて行ない、その経費は、主として住宅又は土地の処分に伴う収入及び特定事業のために起こした地方債による収入をもつて充てるようにしなければならない。

3　設置団体は、特定事業に係る会計に必要な出資を行なうことができる。

（予算）

**第三百九条**　事業団は、毎事業年度予算を作成しなければならない。

2　事業団は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、既定予算の補正をすることができる。

3　事業団は、前二項の規定により予算を作成し、又は補正したときは、直ちにこれを設置団体の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

（予算の繰越し）

**第三百十条**　予算に定めた経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがあるときは、事業団は、

その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

（会計事務）

**第三百十一条**　事業団の会計事務は、理事長が行なう。ただし、理事長は、必要があるときは、理事会の議を経て指定する金融機関に現金の出納事務を取り扱わせることができる。

2　事業団の出納（特定事業に係るものを除く。）は、翌年度の五月三十一日をもつて閉鎖する。

（決算）

**第三百十二条**　事業団は、毎事業年度、出納閉鎖後（特定事業にあつては、事業年度終了後）二箇月以内に決算を作成し、かつ、その要領を公表しなければならない。

2　事業団は、前項の規定により決算を作成したときは、事業報告書その他政令で定める書類とあわせて、遅くとも八月三十一日までに設置団体の長に提出しなければならない。この場合においては、当該決算及び書類に関する監事の意見を付けなければならない。

3　設置団体の長は、前項の規定により決算の提出を受けたときは、これをすみやかに当該設置団体の議会に報告しなければならない。

4　第一項の決算について作成すべき書類は、政令でこれを定める。

（剰余金）

**第三百十三条**　事業団は、特定事業について、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残金があるときは、翌年度に繰り越さなければならない。

（財務に関する規定の準用）

**第三百十四条**　第二百八条第二項、第二百十条、第二百十四条、第二百十五条（第二号及び第三号を除く。）、第二百十六条、第二百二十条第一項及び第二項、第二百二十一条第二項、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第五項まで、第二百三十二条、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の四、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八条の五まで、第二百三十九条、第二百四十条、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十三条の二第一項から第五項まで及び第九項、第二百四十三条の三第一項並びに第二百四十三条の五の規定は、事業団の財務についてこれを準用する。ただし、第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2　第二百三十条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十条、第二十九条、第三十二条第五項及び第六項並びに第三十二条の二の規定は、特定事業に係る財務についてこれを準用する。

### 第四節　雑則

（監査の報告）

**第三百十五条**　監事は、監査の結果を理事長及び設置団体の長に報告し、かつ、これを公表しなければならない。

2　設置団体の長は、前項の報告を受けたときは、これを当該設置団体の議会に報告しなければならない。

（事務等の受託）

**第三百十六条**　事業団は、受託事業の実施に関し必要な範囲内で、設置団体若しくは設置団体の長から委託を受けて設置団体の事務若しくは設置団体の長の権限に属する国の事務を行ない、又は受託事業の実施に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他公共団体から委託を受けて受託事業に関連する事業を行なうことができる。

（解散）

**第三百十七条**　事業団は、すべての受託事業の完了又は設置団体がその議会の議決を経てする協議により解散する。

2　前項の規定により事業団が解散するときは、設置団体は、第二百九十八条第二項の例により、自治大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3　第一項の規定により事業団が解散したときは、設置団体は、規約の定めるところにより、当該事業団に属する一切の権利義務を承継する。

（準用規定）

**第三百十八条**　第百五十条、第百五十一条第一項、第二百四十五条から第二百四十六条の四まで、第二百五十条及び第二百五十三条の規定は事業団について、第二百五十二条の十四から第二百五十二条の十六までの規定は第三百十六条の規定により事業団が設置団体の事務又は設置団体の長の権限に属する事務の委託を受ける場合についてこれを準用する。

（政令への委任）

**第三百十九条**　普通地方公共団体に関する規定及び地方公営企業法の規定を事業団について準用する場合における技術的読替えは、政令でこれを定める。

附則第二十条の二の次に次の一条を加える。

**第二十条の三**　昭和四十一年十二月三十一日までの間に第八条第三項の規定により町村を市とする処分をする場合における同条第一項第一号に規定する人口は、第二百五十四条の規定にかかわらず、当該町村の人口に関して最近に行なわれた統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条の規定による指定統計調査の結果による人口とする。

別表第一中第一号の十一を第一号の十六とし、第一号の十を第一号の十三とし、同号の次に次の二号を加える。

一の十四　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の定めるところにより、基本計画について意見を述べ、及び基本計画に基づく事業を実施すること。

一の十五　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）の定めるところにより、市町村が作成し、又は変更する総合整備計画について協議に応じ、及び当該都道府県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第一中第一号の九を第一号の十二とし、第一号の五から第一号の八までを三号ずつ繰り下げ、同表第一号の四中「述べ、地籍調査に関する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基く地籍調査を行う等の事務を行い、並びに市町村又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の一部を負担すること」を「述べること」に改め、同号を同表第一号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

一の七　国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）の定めるところにより、国土調査事業十箇年計画について意見を述べ、地籍調査に関する都道府県計画及び事業計画を定め、事業計画に基づく地籍調査を行なう等の事務を行ない、並びに市町村又は土地改良区等が行なう地籍調査に要する経費の一部を負担すること。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の

二を第一号の四とし、第一号の次に次の二号を加える。

一の二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、都道府県地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時における職員の派遣等の事務を行ない、応急措置を実施するため特に必要があるときに、関係者に対し従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員をして施設、土地、家屋等に立入検査させ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴し、災害時における交通を禁止し、又は制限し、他の都道府県知事に対し応急措置の実施について応援を求め、及び都道府県知事の行なう応急措置に係る損失補償等をする等災害応急対策を実施し、その他防災に関する事務を行なうこと。

一の三　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方職員共済組合等又は都職員共済組合に対し、組合員である都道府県職員等の掛金及び都道府県負担金を払い込み、組合員である都道府県職員等の異動、給与等に関して報告する等地方職員共済組合等又は都職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行なうこと。

別表第一第九号の次に次の一号を加える。

九の二　ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十六号）の定めるところにより、ばい煙の排出を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第二十八号の三中「又は首都高速道路公団」を「、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団」に改め、「工事実施計画書」の下に「又は日本道路公団、首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第一中第二十八号の七を第二十八号の九とし、第二十八号の六を第二十八号の八とし、第二十八号の五を第二十八号の七とし、第二十八号の四の次に次の二号を加える。

二十八の五　阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十八の六　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の定めるところにより、建築物用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第一第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）の定めるところにより、道路等における駐車の禁止又は制限に関する事務を行なうこと。

別表第二第一号㈠を同号（一の二）とし、同号に㈠として次のように加える。

㈠　地方公務員共済組合法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定都市職員共済組合又は都市職員共済組合に対し、組合員である市職員の掛金及び市負担金を払い込み、組合員である市職員の異動、給与等に関し報告する等指定都市職員共済組合又は都市職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行なうこと。（第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は都市職員共済組合を組織している市に限る。）

別表第二第一号㈥中「又は改築」を「若しくは改築又は日本道路公団の管理する有料道路の占用の許可

等」に改める。

別表第二第二号中（二の三）を削り、（二の二）を（二の三）とし、㈡の次に次のように加える。

（二の二）　災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村地域防災計画を作成し、災害予防を実施し、災害時において職員を派遣し、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民等に伝達し、消防機関又は水防団に出動を命じ、災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置及び居住者等に対する避難を指示し、警戒区域を設定し、及び当該警戒区域への立入りを制限し、応急措置を実施するため緊急の必要があるときに、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用し、又は工作物等の除去その他必要な措置を講じ、他の市町村長等又は都道府県知事等に対し応急措置について応援を求め、又は応急措置の実施を要請し、並びに市町村長の行なう応急公用負担等の処分に係る損失補償等をする等災害応急対策を実施し、その他防災に関する事務を行なうこと。

別表第二第二号（二の四）中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を「地方公務員共済組合法」に、「市町村職員共済組合」を「公立学校共済組合及び市町村職員共済組合」に改める。

別表第二第二号（二の五）中「国土調査法」を「国土調査促進特別措置法」に改める。

別表第二第二号（二の十一）の次に次のように加える。

（二の十二）　豪雪地帯対策特別措置法の定めるところにより、基本計画に基づく事業を実施すること。

（二の十三）　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の定めるところにより、都道府県知事との協議により総合整備計画を作成し、又は変更し、これを主務大臣に提出すること。

（二の十四）　住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）の定めるところにより、市街地につき区域を定め、当該区域について街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけ、これらの事項を告示するとともに、当該告示に係る区域の見やすい場所に表示板を設け、並びに住居表示台帳を備える等の事務を行なうこと。

別表第二第二号（二十六の四）中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を、「工事実施計画書」の下に「又は首都高速道路公団若しくは阪神高速道路公団の管理する有料道路の占用の許可等」を加える。

別表第二第二号中（二十六の七）を（二十六の九）とし、（二十六の六）を（二十六の八）とし、（二十六の五）の次に次のように加える。

（二十六の六）　阪神高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

（二十六の七）　建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、建築物用地下水の採取を規制する地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について意見を述べること。

別表第三第一号（一の四）中「新設」の下に「又は増設」を加える。

別表第三第一号（一の四）の次に次のように加える。

（一の五）　首都圏市街地開発区域整備法（昭和三十三年法律第九十八号）の定めるところにより、工業団地造成事業を施行しようとする者又は施

行者が他人の土地に立ち入つて測量又は調査を行なうにあたり当該土地の試掘等を行なうことを許可し、及び工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反した者等に対し当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物等の移転若しくは除去を命ずること。（都県知事に限る。）

別表第三第一号中（三の六）を（三の七）とし、（三の五）を（三の六）とし、（三の四）を（三の五）とし、（三の三）を（三の四）とし、（三の二）を（三の三）とし、㈢の次に次のように加える。

（三の二）　災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村防災会議を設置しないことについて承認し、市町村防災会議の協議会の設置を指示する等の事務を行ない、市町村地域防災計画の作成又は修正について協議を受け、被害状況等の報告をし、及び市町村長に対し応急措置を実施し、又は応援すべきことを指示すること。

別表第三第一号（五の二）を次のように改める。

（五の二）　削除

別表第三第一号（五の三）中「市町村職員共済組合法」を「地方公務員共済組合法」に、「市町村職員共済組合」を「市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合」に、「業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ」を「業務及び財産の状況若しくは書類帳簿等を監査させ」に、「保健給付の」を「療養に関する短期給付の」に、「保健給付に」を「当該給付に」に改める。

別表第三第一号（五の八）の次に次のように加える。

（五の九）　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、新産業都市の区域の指定があつた場合に、当該新産業都市に係る建設基本計画を作成し、又は変更すること。

（五の十）　住居表示に関する法律の定めるところにより、市町村からその処理する住居表示に関する事務について必要な報告を求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号（二十五）の次に次のように加える。

（二十五の二）　ばい煙の排出の規制等に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気の汚染の状況を監視し、指定地域内におけるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙濃度が排出基準に適合しないばい煙発生施設の使用の方法、ばい煙の処理の方法又は構造について変更又は改善を命じ、特定施設から特定有害物質を多量に排出させた特定有害物質排出者に対し必要な措置を講ずることを勧告し、霧の持続的な発生により大気が汚染した緊急時においてその事態を一般に周知せしめるとともに、ばい煙を排出する者に対しばい煙排出量の減少について協力を求め、ばい煙又は特定有害物質による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者に対し必要な報告をさせ、又は職員をしてばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者の工場若しくは事業場に立入検査させること。

別表第三第一号（四十八）中「、都道府県災害救助対策協議会の会長となり」及び「その他緊急措置」を削る。

別表第三第一号中（六十二の六）を削り、（六十二の七）を（六十二の六）とする。

別表第三第一号（六十八）中「事務」の下に「及び農事組合法人の成立、定款の変更、合併等の届出の受理等の事務」を加え、「及び農業協同組合」を「並びに農業協同組合、農事組合法人」に改める。

別表第三第一号（八十三）を次のように改める。

（八十三）　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、全国森林計画について意見を述べ、森林計画区別に地域森林計画をたて、森林所有者等の伐採の届出を受理し、保安林、保安施設地区の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に関する事務及び保安林又は保安施設地区内における伐採等の許可、木材搬出等のための土地の使用権の設定の認可等に関する事務を行ない、保安林台帳及び保安施設地区台帳を調製し、及び保管し、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及び必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号（八十八）中「移転」の下に「、漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則の制定、変更若しくは廃止又は遊漁規則の制定若しくは変更」を加え、「及び水産動植物の採捕」を「水産動植物の採捕又は処理」に改める。

別表第三第一号（九十八）の次に次のように加える。

（九十八の二）　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の定めるところにより、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立、定款の変更及び合併を認可し、並びに商店街振興組合又は商店街振興組合連合会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号（百十五の三）中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加える。

別表第三第一号（百十五の四）の次に次のように加える。

（百十五の五）　阪神高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

別表第三第一号中（百十七の三）を（百十七の四）とし、（百十七の二）の次に次のように加える。

（百十七の三）　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）の定めるところにより、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林に関し必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号（百二十の五）の次に次のように加える。

（百二十の六）　建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、指定地域における建築物用地下水の採取の許可等に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反して建築物用地下水を採取している者に対し違反の是正をさせ、急激な地盤の沈下により高潮、出水等の災害の発生のおそれが著しく建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときに、建築物用地下水の採取を制限し、又は採取を停止する等の必要な措置をとることを命じ、地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び指定地域内において建築物用地下水を採取している者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物用地下水を採取するための

設備の設置の場所等に立入検査させること。

別表第三第四号㈦中「事務」を「事務等」に改める。

別表第四第一号（二十の三）中「首都高速道路公団」の下に「若しくは阪神高速道路公団」を加える。

別表第四第一号（二十の四）の次に次のように加える。

（二十の五）　阪神高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。（第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号（二十三）の次に次のように加える。

（二十四）　建築物用地下水の採取の規制に関する法律の定めるところにより、指定地域における建築物用地下水の採取の許可等に関する事務を行ない、許可を受けず、又は許可の条件に違反して建築物用地下水を採取している者に対し違反の是正をさせ、急激な地盤の沈下により高潮、出水等の災害の発生のおそれが著しく建築物用地下水の採取を放置することができないと認めるときに、建築物用地下水の採取を制限し、又は採取を停止する等の必要な措置をとることを命じ、地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査のため職員をして他人の土地に立ち入らせ、及び指定地域内において建築物用地下水を採取している者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所等に立入検査させること。（第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。）

別表第四第二号中（一の四）を（一の六）とし、（一の三）を（一の四）とし、（一の四）の次に次のように加える。

（一の五）　災害対策基本法及びこれに基づく政令の定めるところにより、被害状況等の報告をすること。

別表第四第二号中（一の二）を（一の三）とし、㈠の次に次のように加える。

（一の二）　首都圏市街地開発区域整備法の定めるところにより、工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者が他人の土地に立ち入つて測量又は調査を行なうにあたり障害物の伐除を行なうことを許可すること。

別表第四第二号（二十七の五）を削る。

別表第四第二号（三十）中「又は小作採草放牧地について、」を「若しくは小作採草放牧地について」に改め、「認めたとき」の下に「、又は農地若しくは採草放牧地について国が買収すべきものがあると認めたとき」を加える。

別表第四第二号中（四十九の六）を（四十九の七）とし、（四十九の五）を（四十九の六）とし、（四十九の四）を（四十九の五）とし、（四十九の三）を（四十九の四）とし、（四十九の二）の次に次のように加える。

（四十九の三）　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、保存樹又は保存樹林を指定し、又は解除し、保存樹又は保存樹林の標識を設置し、所有者の変更等の場合の届出を受理し、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、及び保管し、並びに所有者から必要な報告を求める等の事務を行なうこと。

別表第四第五号㈠中「又は小作採草放牧地について、」を「若しくは小作採草放牧地について」に改め、「認めたとき」の下に「、又は農地若しくは採草放牧地について国が買収すべきものがあると認めたとき」を加える。

別表第七第一号の表中

「

| | |
|---|---|
| 危険物取扱主任者等試験委員 | 消防法第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 危険物取扱主任者等試験委員 | 消防法第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務 |
| 都道府県防災会議 | 災害対策基本法第十四条第二項の規定による都道府県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 第三種漁港を管理する都道府県の都道府県知事 | 漁港管理会 | 漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 新産業都市の区域の属する都道府県の都道府県知事 | 新産業都市建設協議会 | 新産業都市建設促進法第十条の規定による新産業都市に係る建設基本計画の作成及びその建設の促進に関する重要事項の調査審議に関する事務 |
| 第三種漁港を管理する都道府県の都道府県知事 | 漁港管理会 | 漁港法第二十七条の規定による漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務 |

」に改める。

別表第七第二号の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 市町村長 | 民生委員推薦会 | 民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 市町村長 | 市町村防災会議 | 災害対策基本法第十六条第一項及び第五項の規定による市町村地域防災計画の作成及びその実施の推進その他防災に関する事務 |
| | 民生委員推薦会 | 民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務 |

」に改める。

## 附　則

（施行期日及び適用区分）

**第一条**　この法律中目次の改正規定（第三編第四章の次に一章を加える部分に限る。）、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第三十五条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第二十五条（地方開発事業団に関する部分を除

く。）並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定中普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金並びに決算に係る部分（債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、地方債及び一時借入金に関する部分については、当該部分が地方開発事業団に準用される場合を含む。）は、昭和三十九年度の予算及び決算から適用する。

（監査の請求に関する経過措置）

**第二条**　この法律（財務以外の改正規定等及び予算関係の改正規定を除く。以下同じ。）の施行前に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第七十五条第四項の規定により市町村長に対してした監査の請求については、新法第七十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（監査委員に関する経過措置）

**第三条**　この法律の施行の際現に在職する監査委員は、新法第百九十五条第二項及び第百九十六条第一項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、従前の例により在職するものとする。

（特別会計に関する経過措置）

**第四条**　予算関係の改正規定の施行の際現に旧法第二百三十九条の規定により設けられている特別会計については、新法第二百九条第二項の規定にかかわらず、昭和三十八年度に限り、なお従前の例による。

（予算に関する経過措置）

**第五条**　予算関係の改正規定の施行の際現に旧法第二百三十六条の規定により設けられている継続費は、新法第二百十二条の継続費とみなす。

2　昭和三十八年度の歳出予算に係る繰越しについては、新法第二百十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この法律の施行の際現に旧法第九十六条第一項第八号の規定により地方公共団体の議会の議決を経て負担している義務は、新法第二百十四条の規定により予算で定めて負担した義務とみなす。

4　前三項に定めるもののほか、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。

（収入に関する経過措置）

**第六条**　昭和三十八年度分以前の地方債については、新法第二百三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に旧法第二百十八条の規定により賦課又は徴収した夫役現品については、なお従前の例による。

3　分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の地方公共団体の収入に係る督促、旧法第二百二十五条第三項の手数料及び延滞金の徴収、滞納処分、追徴並びに還付（以下本項において「督促等の処分」という。）、先取特権並びに督促等の処分に対する不服申立てについては、新法第二百三十一条の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二箇月以内に限り、なお従前の例による。

（決算に関する経過措置）

**第七条**　昭和三十八年度分以前の決算については、新法第二百三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　昭和三十八年度以前に生じた歳計剰余金の処分については、新法第二百三十三条の二の規定にかかわらず、なお、従前の例により翌年度の歳入に編入し、又は基金に編入するものとする。

（一時借入金に関する経過措置）

**第八条**　昭和三十八年度分の一時の借入れについて

は、新法第二百三十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効に関する経過措置）

**第九条**　この法律の施行の際既に進行を開始している地方公共団体の徴収金及び支払金の時効については、新法第二百三十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財産に関する経過措置）

**第十条**　この法律の施行の際現に使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する行政財産については、新法第二百三十八条の四第三項の規定による許可により使用させているものとみなす。

2　新法第二百三十八条の五第二項から第五項までの規定は、この法律の施行の際現に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させている新法第二百三十八条第三項に規定する普通財産についても適用する。

（住民による監査請求及び訴訟に関する経過措置）

**第十一条**　新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定は、次項に定める場合を除き、この法律の施行前にされた公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務の負担及びこの法律の施行前から引き続いている怠る事実についても適用する。この場合において、新法第二百四十二条第二項の期間は、この法律の施行の日から起算する。

2　この法律の施行前に旧法第二百四十三条の二第一項の規定によりした請求又はこの法律の施行の際現に係属している同条第四項の裁判については、新法第二百四十二条及び第二百四十二条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の賠償責任に関する経過措置）

**第十二条**　この法律の施行前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任については、新法第二百四十三条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公の施設に関する経過措置）

**第十三条**　新法第九十六条第一項第八号及び第二百四十四条の二第二項の規定は、この法律の施行前に旧法第二百十三条第二項に規定する使用の許可を受けた営造物を、この法律の施行後引き続き当該許可を受けた期間中使用する場合においては、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）

**第十四条**　この法律の施行前に旧法第二百十五条、第二百二十三条又は第二百二十四条の規定により提起された審査請求、異議申立て又は再審査請求については、なお従前の例による。

（地方開発事業団に関する経過措置）

**第十五条**　地方開発事業団の財務については、新法第三百十四条第一項の規定にかかわらず、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、旧法第二百二十七条から第二百二十九条まで、第二百三十三条、第二百三十九条の二、第二百三十九条の三第二項、第二百四十条第一項、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十三条の二、第二百四十四条第一項、第二百四十四条の二第一項及び第二項並びに第二百四十五条の規定（以下本条において「旧法の規定」という。）を準用し、昭和三十九年一月一日から同年三月三十一日までの間は、新法第二百十四条、第二百十五条（第二号及び第三号を除く。）、第二百十六条及び第二百三十五条の三の規定並びに旧法の規定（旧法第二百二十七条の規定を除く。）を準用する。ただし、旧法第二百二十七条及び新法第二百三十五条の三の規定は、特定事業に係る財務については、これを準用しない。

2　前項の規定により地方開発事業団の財務について旧法の規定又は新法の規定を準用する場合における技術的読替えは、政令でこれを定める。

3　新法第三百十四条第二項の規定の適用については、昭和三十八年十二月三十一日までの間は、同項中「第二百三十条」とあるのは、「第二百二十六条」とする。

4　新法第三百十八条の規定の適用については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、同条中「第二百四十五条」とあるのは、「第二百四十五条の三」とする。

（登録税法の一部改正）

**第十六条**　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十号中「北海道府県市町村」を「地方公共団体」に改める。

（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の一部改正）

**第十七条**　法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「大蔵大臣」の下に「（地方公共団体のする保証契約にあつては、自治大臣）」を加える。

（所得税法の一部改正）

**第十八条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業団」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）

**第十九条**　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第八項中「第二百二十五条の規定の適用があるものとする」を「第二百三十一条の三の規定を準用する」に改める。

（地方財政法の一部改正）

**第二十条**　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「予算をもつて定めるもの以外の債務の負担の原因となる契約の締結その他」を削る。

第八条の見出し中「処分」を「運用」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十四条中「営造物」を「公の施設」に改める。

（土地改良法の一部改正）

**第二十一条**　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項中「第二百十七条」を「第二百二十四条」に改め、同条第二項を削る。

第九十二条中「第九十一条第一項」を「第九十一条」に改める。

（社会教育法の一部改正）

**第二十二条**　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（基金）」に改め、同条中「特別の基本財産又は積立金」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金」に改める。

第三十七条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「第二百三十二条」を「第二百三十二条の二」に改める。

（港湾法の一部改正）

**第二十三条**　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三第三項を削る。

第四十三条の四第二項中「及び第三項」を削る。

第四十四条の三第一項中「第二百二十五条第一項、第三項及び第四項」を「第二百三十一条の三第一項、第二項及び第三項前段」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二百二十五条第三項」を「第二百三十一条の三第二項」に改める。

第五十八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第五十九条第三項中「第二百二十五条第一項、第三項及び第四項」を「第二百三十一条の三第一項、第二項及び第三項前段」に改める。

（地方税法の一部改正）

**第二十四条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第一項中「有価証券」の下に「（地方自治法第二百三十一条の二第三項又は第五項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができる証券を除く。）」を加える。

第二十五条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業団」を加える。

第六十一条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十二条の四第一項第一号中「及びこれらの組合」を「、これらの組合及び地方開発事業団」に改める。

第七十二条の六十二中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七十三条の三中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七十三条の三十一中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第百四十六条第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第百六十二条、第百九十四条、第二百四十八条及び第二百七十四条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第二百九十六条第一項第一号中「財産区」の下に「、地方開発事業団」を加える。

第三百二十三条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第三百四十八条第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第三百六十七条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第四百四十三条中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第四百五十四条、第五百三十二条、第五百六十三条、第六百八十四条及び第七百条の二十九中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

第七百二条の二第一項中「及び財産区」を「、財産区及び地方開発事業団」に改める。

第七百四条中「財産区」の下に「、地方開発事業団」を加える。

第七百十七条中「議会の議決を経て」を「条例の定めるところにより」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

**第二十五条**　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

第六条第一項中「監査委員」を「代表監査委員（監査委員の定数が一人の場合にあつては、監査委員）」に改める。

（道路法の一部改正）

**第二十六条**　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「第二百十条」を「第二百四十四条の三」に改める。

第六十一条第三項を削る。

（地方公営企業法の一部改正）

**第二十七条**　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第二百十四条並びに第二百二十三条第二項及び第三項の規定により」を「第二百二十八条第二項及び第三項並びに第二百四十四条の二第四項に規定する」に改める。

第三十条第四項を削る。

第四十条第二項中「第二百四十四条」を「第二百四十三条の三」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

**第二十八条**　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第六十条まで、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条並びに第六十三条」を「第六十三条まで」に改める。

第二十二条中「第六十一条第一項及び第二項並びに」を「第六十一条及び」に改める。

（海岸法の一部改正）

**第二十九条**　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項を削る。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

**第三十条**　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号を次のように改める。

五　前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

第四十八条第一項中「第二百四十五条の三」を「第二百四十五条」に改める。

（特定多目的ダム法の一部改正）

**第三十一条**　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

第十条第三項中「及び第三項」を削る。

（地すべり等防止法の一部改正）

**第三十二条**　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項を削る。

（分収造林特別措置法の一部改正）

**第三十三条**　分収造林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

**第三十四条**　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項中「第二百二十五条第四項」を「第二百三十一条の三第三項前段」に改める。

第百二十七条第四項中「第二百六条第四項」を「第二百五十五条の二」に改め、「を受けた者」を削る。

（地方公務員共済組合法の一部改正）

**第三十五条**　地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「役場事務組合」の下に「並びに同法第二百九十八条第一項に規定する地方開発事業団」を加える。

◆

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

---

**法律第百号**（昭三八・六・八）

# ◎日本原子力船開発事業団法

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　役員等（第十一条―第二十二条）
第三章　業務（第二十三条・第二十四条）
第四章　財務及び会計（第二十五条―第三十四条）
第五章　監督（第三十五条・第三十六条）
第六章　雑則（第三十七条―第四十条）
第七章　罰則（第四十一条―第四十三条）
附則

## 第一章　総則

（目的）

**第一条**　日本原子力船開発事業団は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、原子力船の開発を行ない、もつてわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することを目的とする。

（法人格）

**第二条**　日本原子力船開発事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

**第三条**　事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

**第四条**　事業団の資本金は、一億円と事業団の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2　政府は、事業団の設立に際し前項の一億円を出資するものとする。

3　事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4　政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

（出資証券）

**第五条**　事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2　出資証券は、記名式とする。

3　前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

（持分の払戻し等の禁止）

**第六条**　事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2　事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（定款）

**第七条**　事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資本金、出資及び資産に関する事項

五　役員及び顧問並びに会議に関する事項

六　業務及びその執行に関する事項

七　財務及び会計に関する事項

八　公告に関する事項

九　定款の変更に関する事項

2　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

**第八条**　事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

**第九条**　事業団でない者は、日本原子力船開発事業団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

**第十条**　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

## 第二章　役員等

（役員）

**第十一条**　事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

**第十二条**　理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2　専務理事は、事業団を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、定款で定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び専務理事が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、事業団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

**第十三条**　理事長及び監事は、原子力委員会の意見をきいて、主務大臣が任命する。

2　専務理事及び理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（役員の任期）

**第十四条**　理事長、専務理事及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

**第十五条**　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、事業団と取引上密接な利害関係を有するもの若しくは海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

**第十六条**　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、理事長及び監事にあつては、原子力委員会の意見をきいて、専務理事及び理事にあつては、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

**第十七条**　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

**第十八条**　事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

**第十九条**　理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（顧問）

**第二十条**　事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2　顧問は、学識経験がある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（職員の任命）

**第二十一条**　事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員等の公務員たる性質）

**第二十二条**　事業団の役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

## 第三章　業務

（業務の範囲）

**第二十三条**　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと。

二　前号の規定により建造される原子力船の乗組員の養成訓練を行なうこと。

三　前二号に掲げる業務に関する調査及び研究を行なうこと。

四　前三号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

五　前四号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

六　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2　事業団は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務運営の基準）

**第二十四条**　事業団の業務は、主務大臣が定める原子力船の開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

2　主務大臣は、前項の基本計画を定めようとするときは、原子力委員会の決定を尊重しなければならない。

## 第四章　財務及び会計

（事業年度）

**第二十五条**　事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

**第二十六条**　事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

**第二十七条**　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借

対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（書類の送付）

**第二十八条**　事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

**第二十九条**　事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）

**第三十条**　事業団は、主務大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

**第三十一条**　事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

**第三十二条**　事業団は、総理府令・運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

**第三十三条**　事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（総理府令・運輸省令への委任）

**第三十四条**　この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令・運輸省令で定める。

## 第五章　監督

（監督）

**第三十五条**　事業団は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

**第三十六条**　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所若しくは船舶に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第六章　雑則

（解散）

**第三十七条**　事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2　前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3　前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣）

**第三十八条**　この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

（科学技術庁長官への委任）

**第三十九条**　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一　第四条第三項、第七条第二項、第二十三条第二項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の規定による認可

二　第二十七条第一項又は第三十三条の規定による承認

三　第三十一条第一号の規定による指定

四　第三十六条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

（大蔵大臣との協議）

**第四十条**　内閣総理大臣（前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）及び運輸大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第四条第三項、第七条第二項、第二十三条第二項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十四条の基本計画を定めようとするとき。

三　第二十七条第一項又は第三十三条の規定による承認をしようとするとき。

四　第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五　第三十二条又は第三十四条の規定により総理府令・運輸省令を定めようとするとき。

## 第七章　罰則

（罰則）

**第四十一条**　第三十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

**第四十二条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により内閣総理大臣（第三十九条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官）及び運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第八条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

**第四十三条**　第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

### 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。

（廃止）

**第二条**　この法律は、昭和四十七年三月三十一日までに廃止するものとする。

（事業団の設立）

**第三条**　主務大臣は、第十三条第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

**第四条**　主務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

3　第四十条の規定は、前項の認可をしようとする場合について準用する。

**第五条**　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し事業団に対する出資を募集しなければならない。

2　設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

**第六条**　設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資の払込みを求めなければならない。

2　設立委員は、出資の払込みがあつた日において、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

**第七条**　附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第八条**　事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

**第九条**　この法律の施行の際現に日本原子力船開発事業団という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第十条**　事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

**第十一条**　事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

**第十二条**　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「簡易保険郵便年金福祉事業団」の下に「、日本原子力船開発事業団」を加える。

（登録税法の一部改正）

**第十三条**　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七項中「新技術開発事業団」の下に「、日本原子力船開発事業団」を、「新技術開発事業団法」の下に「、日本原子力船開発事業団法」を加える。

（所得税法の一部改正）

**第十四条**　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「畜産振興事業団」の下に「、日本原子力船開発事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

**第十五条**　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「及び畜産振興事業団」を「、畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。

（地方税法の一部改正）

**第十六条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び畜産振興事業団」を「、畜産振興事業団及び日本原子力船開発事業団」に改める。

（行政管理庁設置法の一部改正）

**第十七条**　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「新技術開発事業団」の下に「、日本原子力船開発事業団」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

**第十八条**　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　日本原子力船開発事業団を監督すること。

第二十四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　日本原子力船開発事業団に関すること。

（科学技術庁設置法の一部改正）

**第十九条**　科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「及び原子燃料公社」を「、原子燃料公社及び日本原子力船開発事業団」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・運輸・自治大臣署名）

---

## 法律第百一号（昭三八・六・一〇）

## ◎中小企業投資育成株式会社法

（会社の目的）

**第一条**　中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

（会社の数及び事務所）

**第二条**　中小企業投資育成株式会社（以下「会社」という。）は、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社及び大阪中小企業投資育成株式会社とし、それぞれ本店を東京都、名古屋市及び大阪市に置く。

（株式）

**第三条**　会社の株式は、額面株式とする。

2　中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条の規定にかかわらず、会社の発行する議決権のない株式で利益の配当及び残余財産の分配につ

いて優先的内容を有し、かつ、利益をもつて消却することができるもの（以下「優先株式」という。）を引き受けることができる。

3　商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十二条第二項の規定は、前項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行については、適用しない。

4　第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式の発行価額の総額は、六億円をこえることができないものとし、その引き受ける優先株式の数は、会社ごとにその発行済み株式の総数の三分の一をこえることができないものとする。

5　第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式は、何人も、これを譲り受けることができない。

6　第二項の規定による優先株式の引受けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなし、当該優先株式に対する配当（第五条第三項又は第四項の規定により支払を受ける金額を含む。）は、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の適用については、同法第五条第三項に規定する収入とみなす。

7　会社は、新株を発行しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

**第四条**　会社は、他の法令の規定にかかわらず、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する旨及び当該優先株式の数を定款に記載しなければならない。

2　会社は、前条第二項の規定により公庫が引き受ける優先株式を発行する前に、当該優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当に関する優先株式消却計画を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

**第五条**　会社は、毎営業年度における利益のうちから、次の各号に定めるところにより、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却及び当該優先株式に対する配当をしなければならない。

一　利益のうち、優先株式消却計画に定める金額の当該優先株式の消却への充当

二　前号の金額を控除してなお利益があるときは、当該優先株式に対して優先株式消却計画に定める割合（以下「優先配当割合」という。）に達するまでの金額の配当への充当

2　第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式の消却は、額面金額により行なう。

3　第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式に対する配当金額が優先配当割合（優先株式消却計画において二以上の優先配当割合を定めたときは、その最も大きい割合）によつて計算した金額に達しない営業年度があつたときは、当該会社は、その不足額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、当該優先株式の総数の消却を終わつた営業年度以後の各営業年度における利益のうちから、公庫に対して支払わなければならない。

4　会社が前項の不足額の全部を支払う前に解散した場合において残余財産があるときは、まだ支払われない不足額は、残余財産の分配に先き立つて支払わなければならない。

5　公庫に対する残余財産の分配については、第三条第二項の規定により公庫が引き受けた優先株式以外の株式に優先して当該優先株式の額面金額を支払うものとする。

（商号の使用制限）

**第六条**　会社以外の者は、その商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用してはならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

**第七条**　会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業の範囲）

**第八条**　会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一　資本の額が五千万円以下の株式会社であつて、その業種に属する中小企業の健全な成長発展を図ることが産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化の促進に寄与すると認められる業種で政令で定めるものに属する事業を主たる事業として営むものの発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　前号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（同号に規定する株式会社を除く。）の発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

三　前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行なう事業

四　前三号の事業に附帯する事業

2　会社は、前項第一号又は第二号の規定により新株を引き受ける場合において、当該引受けに係る新株の発行後のその株式会社の資本の額が一億円をこえることとなるときは、その新株を引き受けてはならない。

（事業に関する規程）

**第九条**　会社は、業務開始の際、その営む事業に関する規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の規程には、次の事項を定めておかなければならない。

一　新株の引受けの相手方の選定の基準、新株の引受けの際の評価の基準、新株の引受けの限度、株式の保有期間及び株式の処分の方法

二　前条第一項第三号に掲げる事業に係る手数料

（事業計画等）

**第十条**　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（定款の変更等）

**第十一条**　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財産目録等の提出）

**第十二条**　会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

（監督）

**第十三条**　会社は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

**第十四条**　通商産業大臣は、第三条第七項、第四条第二項、第九条第一項、第十条又は第十一条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社の発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

**第十五条**　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関

し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（公庫の貸付け）

**第十六条**　公庫は、中小企業金融公庫法第十九条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。

2　前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条の業務とみなす。

（罰則）

**第十七条**　会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第十八条**　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

**第十九条**　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

**第二十条**　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第三条第七項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二　第八条第二項の規定に違反して、新株を引き受けたとき。

三　第九条第一項の規定に違反して、事業に関する規程の認可を受けなかつたとき。

四　第十条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

五　第十二条の規定に違反して、財産目録、借貸対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六　第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

**第二十一条**　第六条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

### 附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2　通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

3　設立委員は、定款及び会社の発行する優先株式に係る優先株式消却計画を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4　通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5　設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式につき、株主を募集しなければならない。

6　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7　設立委員は、株式の申込みをした者に対し株式を割り当てる場合において、当該株式の申込みをした者のうちに地方公共団体があるときは、当該会社につき公庫が引き受ける優先株式の数に相当する数に達するまでの株式を当該地方公共団体に対し優先して割り当てなければならない。

8　商法第百六十七条、第百八十一条及び第百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（商号についての経過規定）

9　第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

10　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（中小企業庁設置法の一部改正）

11　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　中小企業投資育成株式会社に関すること。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

12　中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第五条中「百六十億円と」を「百六十億円、政府の産業投資特別会計からの出資金六億円並びに」に、「金額との」を「金額の」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

13　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条中「第十三条第一項又は」を「第十三条第一項若しくは」に改め、「配当をしたとき」の下に「、又は中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項の規定により利益から優先株式（中小企業金融公庫が同法第三条第二項の規定により昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に引き受けたものに限る。）に対する配当をしたとき」を加える。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）